様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1.評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人環境再生保全機	幾構					
評価対象	年度評価	令和元年度(第4期)					
事業年度	中期目標期間	令和元~令和5年度					

2.評価の実施者に関する	3事 項							
主務大臣	環境大臣							
	- 3については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当							
法人所管部局	大臣官房(法人全般)(~ に関する業務)	担当課、責任者	総合政策課長 永島 徹也					
	大臣官房(- 1 , 2 に関する業務)		環境保健部環境保健企画管理課長 田中 良典					
	大臣官房(- 1 に関する業務)		環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長 黒羽 真吾					
	大臣官房(- 3に関する業務)		総合政策課環境教育推進室長 三木 清香					
	環境再生・資源循環局(- 4に関する業務)		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長 神谷 洋一					
	環境再生・資源循環局(- 5 に関する業務)		廃棄物規制課長 神谷 洋一					
	大臣官房(- 6に関する業務)		環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長 吉住 奈緒子					
	大臣官房(- 7に関する業務)		総合政策課環境研究技術室長 曽宮 和夫					
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長 岡﨑 雄太					
主務大臣	農林水産大臣(- 3について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大	臣と共同して担当)						
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課環境政策室長 久保 牧衣子					
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 常葉 光郎					
主務大臣	経済産業大臣(- 3 について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大	臣と共同して担当)						
法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長 若月 一泰					
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 横島 直彦					
主務大臣	国土交通大臣(- 3 について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大	臣と共同して担当)						
法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 松家 新治					
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 榎本 通也					

3.評価の実施に関する事項

ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。 また、下記の外部有識者から意見等を聴取した。

(外部有識者) _{敬称略}

- ・有田 芳子(主婦連合会会長)
- ・泉 淳一(太陽有限責任監査法人)
- ・西川 秋佳(済生会宇都宮病院 病理診断科主任診療科長)
- ・萩原なつ子(立教大学社会学部教授)
- ・花木 啓祐 (東洋大学情報連携学部教授)

4. その他評価に関する重要事項

特になし。

様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1.全体の評定						
評定	B:全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められる	(参考)本中期目標	票期間における	過年度の総合評定	三の状況
(S, A, B, C,		元年度	2年度	3年度	4年度	5 年度
D)		В				
評定に至った理由	項目別評定は全て「A」又は「B」評定であり、全体としては「B」評定が大部分を占める。また、全よって、全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められるため。	体の評定を引	き下げる事象もな	いかった。		

2 . 法人全体の評価 ・業務は適正かつ着実に実施されている。 ・内部統制の強化については、「平成 31 年度内部統制システム整備計画」を策定するとともに、理事長や役員と現場職員との意見交換等を積極的に進めているほか、全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。 ・業務運営に係る体制の強化・改善として、「ERCA業務継続計画(BCP)」の実効性の検証、課題の抽出を行っている。 ・災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る知見向上、環境省への応援要員派遣等実施している。 ・ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組については、職員の時間外労働の適正管理や年次休暇の確実な取得等を推進し、子育てサポート企業の認定を受けた他、新型コロナ感染症拡大防止の対応として時差通勤の拡大やテレワークの弾力的な運用を行った。等 全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項

3.項目別評価における	5主要な課題、改善事項など
項目別評定で指摘した	・公害健康被害補償業務(徴収業務)・・・新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止等を余儀なくされた業務があり、今後の納付等に影響が生じることが懸念されるが、
課題、改善事項	納付状況を注視しながら、申告額に係る収納率が高い水準で維持されるように、引き続き、納付義務者からの意見等を踏まえ説明会資料の見直しを行うなどし、納付義務者の
	理解と協力が得られるよう事務を進められたい。
	・公害健康被害予防事業(調査研究、知識の普及・情報提供、研修)・・・近年の低金利により予防事業の予算総額が縮減する現状を踏まえ、1課題あたりの研究費の確保、適切
	な課題数の設定、採択事業数の調整、研究内容による配分金額の調整等を通じて調査研究の質を確保し、予防事業に資する研究成果が得られるよう適切な運営がなされること
	を期待する。また、ぜん息患者等のニーズの変化を踏まえて適切な課題設定に努めること。
	・石綿健康被害救済業務(認定・支給に係る業務)・・・環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本等の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り
	事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命	特になし。
令を検討すべき事項	

4.その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第4期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認められる。 平成30年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。 等
その他特記事項	特になし。

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

	中期計画(中期目標)		年度評価					備考
		元	2	3	4	5	調書	(評価比率)
		年度	年度	年度	年度	年度		
	. 国民に対して提供するサービスその他の	業務の	質の向	上に関	する事	項		
	<公害健康被害補償業務>	В						12%
	徴収業務	<u>B</u>					1 - 1	(8%)
	納付義務	В					1 - 2	(4%)
	< 公害健康被害予防事業 >	В						10%
	調査研究、知識の普及・情報提供、研修	<u>B</u>					2 - 1	(5%)
	地方公共団体への助成事業	В					2 - 2	(3%)
	公害健康被害予防基金の運用等	В					2 - 3	(2%)
	<地球環境基金業務>	В						13%
	助成事業	<u>B</u>					3 - 1	(7%)
	振興事業	В					3 - 1	(4%)
	地球環境基金の運用等	В					3 - 1	(2%)
	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金	В					4	1%
	による助成業務 >							
	<維持管理積立金の管理業務 >	В					5	1%
	<石綿健康被害救済業務>	Α						20%
	認定・支給に係る業務	<u>A</u>					6 - 1	(19%)
	納付義務者からの徴収業務	В					6 - 2	(1%)
	<環境研究総合推進業務>	Α						13%
	研究管理	A					7 - 1	(7%)
	公募、審査・評価及び配分業務	<u>A</u>					7 - 2	(6%)
-								
		D						700/
		В						70%

中期計画(中期目標)		左	F度評值	項目別	備考		
	元	2	3	4	5	調書	(評価比率)
	年度	年度	年度	年度	年度		
業務運営の効率化に関する事項	•	1					
経費の効率化	В					1	5%
給与水準等の適正化	В					2	1%
調達の合理化	В					3	3%
	В						9%
財務内容の改善に関する事項	,	,	,			,	
財務運営の適正化	В					1	7%
承継業務に係る適切な債権管理等	A					2	4%
	В						11%
その他の事項							
内部統制の強化	В					1	2%
情報セキュリティ対策の強化、適正な文書	В					2	1%
管理等							
業務運営に係る体制の強化・改善、組織の	В					3	7%
活性化							
	<u> </u>						
	 D						100/
	В						10%

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「 」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、令和元年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。「A」: 4ポイント、「B」: 3ポイントとして試算した場合、全体のポイントは「3.36 B」となる。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 1 - 1	徴収業務		
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第52条~
策		別法条文など)	第 57 条及び第 62 条
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易	<重要度:高>公害健康被害補償制度を安定的に運用するために	関連する政策評価・行政事業	7.環境保健対策の推進
度	は、補償給付の財源を適切に確保することが重要で	レビュー	7-1.公害健康被害対策(補償・予防)
	あり、汚染負荷量賦課金の高い申告・収納率を確保す		令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0259
	ることが必要不可欠であるため。		
	<難易度:高>制度創設から長期間経過する中、引き続き事業者の		
	自主的な協力の下、申告率及び収納率で 99%以上を		
	安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び		
	協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。		

2.主要な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報							主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2年度	3 年度	4 年度	5 年度
		終年度値等)											
汚染負荷量賦課	毎年度 99%以	第3期中期目標期間	99.7%					予算額 (千円)	40,222,989				
金に対する徴収	上	実績:99%以上						決算額 (千円)	37,098,926				
率(申告率)													
汚染負荷量賦課	毎年度 99%以	第3期中期目標期間	99.987%					経常費用(千円)	37,174,879				
金に係る申告額	上	実績:99%以上						経常利益(千円)	630,827				
に対する収納率													
								行政コスト(千	37,923,545				
								円)					
								従事人員数	20				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3 .	各事業年度の業務	8に係る目標、計画	Ī、業務実績、年度 討	平価に係る自己評価及び	主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	主務大臣による評価				
			(令和元年度)		業務実績	自己評価	
	<評価指標>	(A) 汚染負荷量	(A) 汚染負荷量賦	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
	(A) 汚染負荷量	賦課金の徴収率	課金の徴収率(申	汚染負荷量賦課金に		評定:B	<評定に至った理由>
	賦課金に対する	(申告率):毎年	告率):99%以上	対する徴収率(申告		制度発足から半世紀近く	申告督励、実地調査等により的確な徴収
	徴収率(申告	度 99%以上(前	(前中期目標期	率):毎年度 99%以		が経過し、本制度が作られ	業務が実施され、申告額に係る収納率につ
	率):毎年度	中期目標期間実	間実績:99%以	上(第3期中期目標		た当時の状況・経緯等を理	いてほぼ 100%が維持された。これは国民
	99%以上(前中	績:99%以上)を	上)を達成するた	期間実績:99%以上)		解している納付義務者が少	年金等の他の公租公課と比較して極めて
	期目標期間実	達成するため、	め、以下の取組を			なくなっている中で、納付	高い水準であり、本制度が、汚染負荷量賦
	績:99%以上)	以下の取組を行	行う。			義務者に対する制度につい	課金の徴収に関し、企業の自主的な協力を
		う。			(A)汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率)	ての説明や相談への対応、	前提として申告納付制度が導入されてい
	<定量的な目標	補償給付費	補償給付費等		補償給付費等の支給に必要な費用を確保	申告及び納付期限の遵守に	ること及び赤字法人にも申告納付義務を
	水準の考え方 >		の支給に必要な		するための対応	ついての指導、電話・文書	課していることを踏まえると評価に値す
	(a) 汚染負荷量	な費用を確保す	費用を確保する		ア .申告の受付・相談窓口等を委託している受	及び現地訪問等による申告	る。
	賦課金の徴収率	るため、受託事	ため、申告の受		託事業者への指導	督励や納付督励などの取組	
	(申告率)につ	業者の指導力の	付・相談窓口等を			を粘り強く行った。その結	
						果、申告率・収納率ともに	
		•			から開催を中止したが、追加資料の作成及	中期目標に定める目標の	
	中期目標期間の		果的指導及び納		び個別相談を実施し研修会に代わる指導を	99%を上回り、特に収納率	・毎年3月末の賦課料率改訂から5月15
					行った。	は99.987%に達した。	日の申告納付期限までの短い期間内の
		談、質問等に的	相談、質問事項等		イ.納付義務者からの相談、質問等への対応	納付義務者の利便性を高	約3週間、具体的には4月上旬から下
	る。	確に対応する。	への的確な対応			めるオンライン等による電	旬にかけて全国 103 会場(令和元年度
			を行う。		商工会議所 103 会場 (出席納付義務者数 :	子申告の推進については、	実績)において申告納付説明会を開催す
		未申告納付			2,435 事業所)で4月に申告納付説明・相談		
			対しては、申告及		•	策定し、「オンライン申告セ	
			び納付期限の遵		なお、説明・相談会参加者に対しアンケー		
			守について指導		ト調査を行い意見・要望を把握し、寄せられ		
			を行うとともに、		た意見・要望を元に手引きの改訂等を行った		
			未申告納付義務		ほか、より効果的な説明・相談会の実施に向		
			者に対し受託事		け、事後検討会で意見を集約し、令和2年度	· ·	
		励を実施する。	業者及び機構に			93.1%を確保し、平成 30 年	・事業所等に対する実地調査では、令和元
			おいて、電話、文		未申告納付義務者に対する申告督励の実		年度は、適正性・公平性を高めて調査の
			書及び現地訪問		施	申告金額 92.1%) をさらに	
			等による申告督		汚染負荷量賦課金の未申告納付義務者に		施した。
			励をさらに強化		対し、受託事業者及び機構において、電話、		
			する。		文書及び現地訪問等による申告督励を行っ		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
					た。	ついて、利便性向上を図る	
					その結果、納付義務者数 8,161 件の事業		の訪問によるオンライン申告の説明,
					所のうち未申告者は428事業所であったが、	進めるとともに、機構ホー	

(B) 汚染負荷量 賦課金に係る申 告額に対する収 納率:毎年前 99%以上(前 期目標期間 績:99%以上)	(B) 汚染の申録の (B) 汚染の申録の (B) 汚染の申録の (B) 汚染の申録の (B) 汚染の申録の (B) 汚染の申録の (B) 汚染の (B) 汚染の (B) 汚染の (B) 汚染の (B) 汚染の (B) 汚染の (B) 汚染の (B) 汚染の (B) 汚染の (B) には (B)
く水(対つ準期の堅す を準の申収はってがりなうでがなります。 をおりますが、はっはのはのはってがります。 を持続ではってがいる。 を持続ではいる。 を対してはいる。 を対しては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	養業機年及にを な納し事が未者)に、現る施納っ義はに令納(だお話地納す付た務、応にのが納がいたのががいいではいいにはないがあるにま者個じ基納納して文問督。応納に々機づ付事、毎書等励 じの対の構き
(C) 汚染負荷量 賦課金の徴収に 係る適正性・公 平性の確保 く関連した指標 > (c1) 汚染負荷	取りでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

る収 | に対する収納 | 対する収納率: 年度 | 率:毎年度 99% | 99%以上(前中期 前中|以上(前中期目|目標期間実績:|標期間実績:99%以 間実|標期間実績:|99%以上)を達成|上) う。

上) | 99%以上)を達 | するため、以下の 成するため、以「取組を行う。 下の取組を行しれらの取組に より、廃業や破産 等の手続中のも のを除き、100% 収納を確保する。 未納の納付し 率に|義務者(滞納事|務者に対しては、

未納の納付義 高水|業者)に対して、|電話、文書及び現 第3 | 機構において毎 | 地訪問等による 期間 |年度、電話、文書|納付督励を実施 値を | 及び現地訪問等 | する。

> 納付に応じ 納付に応じな なかった未納の│かった未納の納 納付義務者に対 付義 務者に対し しては、個々の一ては、個々の事案 事案に応じ機構 一に応じ機構が法 が法令に基づき│令に基づき取り 取り得る措置を「得る措置を講じ 講じる。 る。

荷量|(C) 汚染負荷量|(C) 制度の適正|汚染負荷量賦課金に 収に│賦課金の徴収に│性・公平性の確保│係る未申告納付義務 ・公 | 係る適正性・公 | を図るため、以下 | 者に対する申告督励 平性の確保を図しの取組を行う。 指標|るため、以下の

未申告納付 納付義務者に 量賦課金に係る | 義務者に対し受 | 対しては、申告及 未申告納付義務 | 託事業者及び機 | び納付期限の遵 者に対する申告 | 構において、毎 | 守について指導 督励件数(前中 年度、電話、文 を行うとともに、

荷量|(B) 汚染負荷量|(B) 汚染負荷量賦|汚染負荷量賦課金に る申 | 賦課金の申告額 | 課金の申告額に | 係る申告額に対する 収納率:毎年度99% 以上(第3期中期目

件数(第3期中期目

標期間実績:平均41

件/年)

403 事業所が申告に応じ、清算結了等で納付「ムページにペイジーのデモ」 義務の消滅した1非該当事業所を除いた 24 体験サイトを設置するなど 事業所(0.3%)まで縮小させ99.7%と高い|利用促進のための取組を行 申告率を確保している。

(B)汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納 適正な申告が行われてい

未納の納付義務者に対する納付督励の実」に実地調査を実施し、賦課

令和元年度の未納の納付義務者に対して│いては、修正及び更正処理 は、電話による督励を 122 件の滞納事業者 を行った。 に対して行い、114件の収納を行った。その 結果、収納率は99.987%となった。

納付に応じなかった未納の納付義務者に一て目標を上回る水準を達成 対する措置

平成30年度以前の未納の納付義務者は期 | 便性・効率性を確保するた | 首 12 件であり、うち 4 件は破産、清算結了│めの様々な取組を着実に行 等により滞納が解消した。1件は納付計画 つたことから、自己評価を に基づき、計画的に納付を行っていたが、清「「B」とした。 算結了により納付義務が消滅した。5件は、 納付計画に基づき、計画的に納付を行って | <課題と対応 > いる。2件は、破産手続中である。

った。また「申告・納付の 手引き」及び「申告書類作 成マニュアル」について、 申告者の利便性をより高め るため、算定方法の具体例 い、問合せや誤りの多い事 項をまとめた資料を作成・ 配布した。

るかを詳細に確認するため 金額に変更があるものにつ

以上のとおり、汚染負荷 量賦課金の適正・公平な徴 収を現す申告率・収納率は、 機構の不断の取組を反映し したこと、納付義務者の利

賦課金の申告・納付に関し ては、新型コロナウイルス 各地における説明・相談会 | 策 > が全面的に中止を余儀なく

「オンライン申告セミナー」を開催した こと等の効果もあり、申告件数 73.1%、 申告金額 93.1%を確保した。また、平成 30年1月から開始した電子納付(ペイジ ー)について、利用促進のための周知を 行った。

こうした業務の質的改善への努力によ を盛り込む等の改訂を行し一切をいて高い収納率を維持しているが、こ れに加えて今和元年度は、納付義務者の負 担軽減のための取り組みとして、

- ・申告納付手続に関し、意見や要望を把握 し、説明内容や資料の追加により申告納 付説明・相談会の内容を充実させた。
- ・未申告・未納事業者への督励等の対応を 引き続き強化し、未納案件を、実質的に 経営破たんしているものを除いて解消 するとともに未申告案件も着実に減少 させた。
- ·Pay-easy(ペイジー)収納サービスによ る電子納付を平成 30 年 1 月から開始 し、インターネットバンキングによる納 付の利用促進のための取扱金融機関を 拡大し、ペイジー納付手順のデモを機構 ホームーページに掲載する等、各種周知 を行った。

等の成果をあげた。

機構では、本事業に求められる成果につ いては、目標以上の成果を上げていると認 令和2年度の汚染負荷量 bられるため「B」評価とした。

感染症の拡大により、全国 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

新型コロナウイルス感染症の拡大によ され、今後納付義務者から「り、中止等を余儀なくされた業務があり、 の納付自体にも影響が生じ「今後の納付等に影響が生じることが懸念」 ることが懸念される。この「されるが、納付状況を注視しながら、申告 ような中、何よりも被認定|額に係る収納率が高い水準で維持される 者に対する補償給付等に支しように、引き続き、納付義務者からの意見

期目標期間実 績: 平均 41 件 /年)	 試課金の納 意を払いな まう事務を進められたい。 おう事務を進められたい。 おう事務を進められたい。 おう事務を進められたい。 その他事項 > 特になし。
/年) 励を実施する。 ((A) と同) 業者及び機構に おいて、電話、文書及び現地訪問 等による申告督励をさらに強化する。((A) と する。((A) と も な も な も な も な も な も な も な も な も な も	まを払いな 場を着実に 更がある。 Nて、第3 Nでは実施 こを目標に <その他事項> 具を上げる 特になし。
((A) と同) おいて、電話、文書及び現地訪問等による申告督師をさらに強化する。((A) と がら、必要な業務実施していく必要な関係を対象を関係している必要な関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	Refact を Eがある。 NT、第3 NTは実施 こを目標に <その他事項> Re上げる 特になし。
書及び現地訪問 等による申告督 励をさらに強化 する。((A) と実施していく必要 実地調査につい 期中期計画におい 件数を増やすこと	Pがある。 Nて、第3 Nては実施 で目標に <その他事項> 早を上げる 特になし。
等による申告督 励をさらに強化 する。((A) と も と する。((A) と も と も と も と も と も と も と も と も と も と	NT、第3 NTは実施 にを目標に <その他事項> 関を上げる 特になし。
励をさらに強化 する。((A) と 期中期計画におい 件数を増やすこと	\ては実施 こを目標に <その他事項> 関を上げる 特になし。
する。((A) と 件数を増やすこと	:を目標に <その他事項> 県を上げる 特になし。
	具を上げる 特になし。
	から 今
(c2) 未 納 納 付 未 納 の 納 付 未納 の納付義 未納納付義務者に対 ことができたこと	
義務者に対する│義務者(滞納事│務者(滞納事業│する納付督励件数│ 後は机上審査にあ	3いて問題
納 付 督 励 件 数 │業者)に対して、│ 者)に対しては、 │ (第 3 期中期目標期 │	重及び施設
(前中期目標期│機構において毎│機構において電│間実績:現事業年度│	主実施する
■ 間実績:現事業 年度、電話、文書 話、文書及び現地 分 平均3件/年、過 ■ ことにより効率的	りな調査体
年度分 平均 3 及び現地訪問等 局等による納 年度分 平均 5 件 / │	三取組を進
件/年、過年度 │ による納付督励 │ 付督励を実施す │ 年)	
分 平均 5 件 / を実施する。((B) る。また、個々の また、新型コロ	コナウイル
年) と同) 事案に応じ機構	こより、令
が法令に基づき 和2年度の実地訓	周査につい
取り得る措置を 取り得る措置を ては一部実施が困	国難となる
講じる。 ((B) 可能性があるが、	その際に
及び と同) (C)制度の適正性・公平性の確保 は上記の効率的な	よ調査体制
(c3) 汚染負荷 納付義務者 納付義務者か 汚染負荷量賦課金に 納付義務者に対する実地調査の実施と指 の構築に向けた耳	双組を進め
量賦課金に係る│からの適正・公│らの適正・公平な│係る納付義務者に対│ 導	適正性の確
納付義務者に対 平な賦課金申告 賦課金申告を確 する実地調査件数及 各事業所のばい煙発生施設や SOx の排出 保に努めていきた	= l 1 _o
する実地調査件 │ を 確 保 す る た │ 保するため、申告 │ び指導件数(第3期 │ 工程の実態及び申告書作成の根拠となった │	
■ 数及び指導件数 め、申告書の審 書の審査を行う 中期目標期間実績: 原始帳票類を精査することで、適正な申告	
間実績:実地調 に申告内容に疑 容に疑義等があ 105 件 / 年、指導件 に、実地調査を 99 件実施した。その結果、	
│査 件 数 平 均│義等がある納付│る 納付義務者に│数 平均 161 件 / │ 今年度は不適切な申告に対し、214 件の指導│	
┃105 件/年、指┃義務者に対して┃対して実地調査┃年) を行った。なお、賦課金額に変更があるもの┃	
■ 導 件 数 平 均 実地調査を実施 を計画的に実施 については、修正及び更正処理を行った。	
161 件/年) し、適正な申告 し、適正な申告と	
となるよう指導 なるよう指導す	
する。	
(c4) 申告書審 汚染負荷量 汚染負荷量賦 申告書審査による修 申告額の誤りに対する修正または更正処	
査による修正・ 賦課金の申告内 課金の申告内容 正・更正処理件数(第 理の実施	
更 正 処 理 件 数 容の審査及び実 の審 査 及 び 実 地 3 期中期目標期間実 申告額の誤りに対する修正または更正処	
(前中期目標期│地調査により、│調査により、申告│績:平均 116 件 / │ 理は、114 件であった。誤りの発生原因につ│	
間実績:平均 申告額に誤りが 閣に誤りがある 年) いては、分析結果に基づき申告誤りを防止	
116 件/年) ある場合は修正 場合は修正又は するための適切な対策を講じている。	

	又は更正など適	更正など適正な		○ 申告書審査に。	よる修正7		 D状況
	正な処理を行				- 12 1/2		単位:件)
	う。	もに、申告額の修			机上	実地	
		正又は更正が発		区分	審査	調査	計
		生する原因等に		 	33	3	36
		ついて分析し、適		令和元年度分更正	38	6	44
		切な対策を講じ		過年度修正	0	18	18
		る。		過年度更正	0	16	16
(D) 汚染負荷量	(D) 汚染負荷量	(D) 納付義務者の		計	71	43	114
賦課金の申告・	賦課金の申告・	利便性・効率性を			,,	10	114
納付に係る事務	納付に係る事務	確保するため、以					
の効率化等の推	の効率化等の推	下の取組を行う。					
進	進を図るため、						
<関連した指標	以下の取組を行						
>	う。			(D)納付義務者(の利便性	・効率性の	の確保
(d1) 汚染負荷	納付義務者	オンラインや	汚染負荷量賦課金に	オンライン申告	5の促進		
量賦課金に係る	の事務負担の軽	FD・CDによる	係る電子申告率(第	オンラインや	F D · C	Dによる	電子申告
電子申告率(前	減、誤りのない	電子申告を推進	3 期中期目標期間実	を推進するため	、「オン	ライン申	告促進計
中期目標期間実	申告書類の作成	するため、「オン	績:平均70%)	画」を策定し、オ	トンライン	申告の仮	産進を計画
績:平均70%)	に有効な電子申	ライン申告促進		的に行った。			
	告について、個	計画」を策定し、					
	別事業所へのオ	オンライン申告					
	ンラインやF	セミナー等の場					
	D・C D 申告の	において具体的					
	推奨、申告方	な利用方法や利					
	式を変更した事	便性、情報セキュ					
	業所への聴取、	リティの信頼性					
	オンライン申告	等について説明					
	セミナーの開催	する。また、申告					
	等の各種取組を	納付説明・相談会					
	実施する。	の場で利用方法					
		の説明や周知・広					
		報を行うほか、用					
		紙申告及びFD・					
		CD申告の納付					
		義務者への聴取					
		等により利用の					
		促進を図る。					
		申告手続の一		オンライン申 [・]	告システ	ムや徴収	審査シス
		層の効率化、迅速		テムの改修等			
		化を図るため、納		納付義務者か	らの問い	合わせか	があった機

	付義務者の意見・	能について、機能改修を行った。また次期シ	
	要望を把握し、徴	ステムの更改においてもより一層情報セキ	
	収・審査システム	ュリティ対策を強化するべく検討を開始し	
	の改修を行う。ま	た。さらに、セキュリティ研修を行い、納付	
	た、納付義務者の	義務者の法人情報に関して、情報漏えいな	
	法人情報に関し	ど、インシデント発生防止の推進を図った。	
	て、サイバー攻撃		
	による情報漏え		
	L1		
	を防止するため、		
	当該システムに		
	係る情報セキュ		
	リティ対策の強		
	化、標的型メール		
	攻撃などのイン		
	シデント発生防		
	止に向けた措置		
	を講じるととも		
	に、情報を取り扱		
	う職員研修の充		
	実を図る。		
(d2) オンライ オンライ	ン オンライン申 オンライン申告セミ	オンライン申告セミナーの開催	
ン申告セミナー 申告の未実施	又 告の未実施又は ナーの開催数(第	オンライン申告促進計画に基づき、オンラ	
の開催数(前中)は操作に不慣	れ│操作に不慣れな│期中期目標期間3	ミ イン申告セミナーを開催した。	
期目標期間実な担当者を対	象 担当者を対象に、 績: 平均16件/年) (開催時期: 9~11月、開催地域:17地域	
績:平均 16 件 に、オンライ	ン オンライン申告	25 回開催、参加者人数:223 人)	
/年) 申告の手続や	操の手続や操作等		
作等を理解し	てを理解してもら		
もらうため <i>の</i>	オーうため、納付義務		
ンライン申告	セ 者の利便性を考		
ミナーを開催	す 慮したオンライ		
ి కి.	ン申告セミナー		
	を計画的に開催		
	する。		
(d3) ペイジー 納付に係	る 納付に係る利 ペイジー()を利用	目 電子納付収納サービス(ペイジー)を利用 □ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
	る 便性を高めるた した収納件数(第		
	ー め、ペイジーを利 期中期目標期間		
	納 用した収納につ 績:平均62件/年		
	月・ Nて、申告納付説 ペイジー(Pay		
/年) 相談会で説明	す 明・相談会での利 easy): 税金や公共料	料 促進を図った。	
	な用方法の説明の金、各種料金などの		

(Pay-easy):	方法で納付義務	ほか、様々な方法	支払いを、パソコンやスマ	にペイジー利用案内を追記し配布	
税金や公共料	者に周知徹底す	で利用促進のた	-トフォン・携帯電話、	・電子納付用入力シートを改訂し、メリッ	
金、各種料金な	る。	めの周知を行う。	ATM から支払うこ	ト、利用手順及び取扱金融機関を追加	
どの支払いを、			とができるサービス	・ 機構ホームページにペイジー取扱金融機	
パソコンやスマートフォ				関を掲載し随時更新	
ン・携帯電話、				・ 延納分の納付書発送用封筒にペイジー利	
ATM から支払				用案内を表記	
うことができる				・ 納付義務者に対するリーフレットを作成	
サービス				し、延納分の納付書発送時、実地調査等に	
(d4) 申告納付	申告・納付が	受託事業者と	申告納付説明·相談	配布	
説明・相談会の	的確に行われる	の連携を図りつ	会の開催件数(第3	・ ペイジー納付手順のデモを機構ホームペ	
開催件数(前中	ように、制度や	つ、申告・納付が	期中期目標期間実	ージに掲載	
期目標期間実	手続等を説明	的確に行われる	績:平均 103 件/		
績:平均103件	し、納付義務者	よう全国各地で	年)		
/年)	からの質問・相	申告納付説明・相			
	談等に対して適	談会を開催する。			
	切に対応する申	また、同説明・相			
	告納付説明・相	談会参加者にア			
	談会を4月に開	ンケート調査を			
	催する。	実施し、意見・要			
		望を把握する。			
		「申告・納付の		「申告・納付の手続き」及び「申告書類作	
		手続き」及び「申		成マニュアル」の改訂	
		告書類作成マニ		年度更新及びシステム改修に伴う修正事	
		ュアル」につい		項に加えて、問合せや誤りの多い事項を反映	
		て、納付義務者か		するため、算定方法の具体例を盛り込むな	
			被認定者に対する補	ど、冊子等の改訂を行った。	
			償給付費等の財源の		
		訂する。	うち8割を占める汚		
			染負荷量賦課金を確		
			実かつ適正・公平に		
			徴収するとともに、		
			賦課金を申告・納付		
			する納付義務者の事		
			務処理の効率化等		
			を図るための質の高		
			いサービスを提供す		
		また、前年度まで	ること。		
		の申告において			
		誤りの多かった			
		事項についての			<u> </u>

対応	ひ策を講じる		
حع ا	こもに、説明・		
相談	炎会などを通		
じて	徹底を図る。		
	制度や申告の		
手続	について、正		
	〈理解しても		
65	うことを目的		
	って、受託事業		
	の相談・受付担		
	が		
	美務の点検・指		
	方法を習得す		
	こめの担当者		
	とのでは、 多会を開催す		
් ට්			
		(E) その他	
		人づくりの取組として、制度の趣旨や背景	
		等を次世代へと継承していくため、機構職員	
		全般を対象に、外部有識者を講師とした研修	
		を開催した。	
		Chale o 100	

4.その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 1 - 2	納付業務		
業務に関連する政策・施	-	当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)第 19 条、
策		別法条文など)	第 46 条、第 48 条及び第 49 条
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	7.環境保健対策の推進
度		レビュー	7-1.公害健康被害対策(補償・予防)
			令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0256

	2		主要な経年データ	
--	---	--	----------	--

主要なア	主要なアウトプット(アウトカム)情報								主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和	
		(前中期目標期間最	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2年度	3年度	4 年度	5 年度	
		終年度値等)												
								予算額(千円)	40,222,989					
								決算額 (千円)	37,098,926					
								経常費用(千円)	37,174,879					
								経常利益(千円)	630,827					
								行政コスト(千	37,923,545					
								円)						
								従事人員数	20					

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

- 注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
- 注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価							
		(令和元年度)		業務実績	自己評価								
<評価指標>	(A)補償給付費	(A)補償給付費	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В						
(A) 適正かつ効	等の納付業務を	等の納付業務を		(A)補償給付費等の納付業務	評定:B	<評定に至った理由	>						
率的な制度運営	適正かつ効率的	適正かつ効率的		納付申請等に係る事務処理の適正化	指導調査については、納	納付業務等に係る	事務処理について						
を確保するた	に実施するた	に実施するため、		ア.納付申請等に係る補償給付費等の事務処	付業務の適正性を確保する	は、適正かつ正確に	実施する必要があ						
め、地方公共団	め、以下の取組	以下の取組を行		理の適正化に係る指導調査	ため、全 45 地方公共団体の	り、原則3年に1回	のサイクルで関係す						
体に対して補償	を行う。	う。		補償給付費及び公害保健福祉事業費納付	うち 15 地方公共団体(平成	る地方公共団体への	現地指導を行うこと						
制度の仕組みや				金については、事務処理の適正性を確認す	30 年度: 15 地方公共団体)	は不可欠である。よ	って、あらかじめ現						
納付業務の手続				るため、原則として3年に1回のサイクル	に実施し、必要に応じ適正	地指導を実施する地	方公共団体等数の目						
等の理解が得ら				で対象となる 45 地方公共団体(旧第一種地	な事務処理がなされるよう	標を設定し、確実に	実施することが必要						
れるよう積極的				域(かつて著しい大気汚染によって疾病が	指導を行った。	であるが、令和元年	度は15地方公共団体						
に支援				多発した地域:39 地方公共団体)及び第二	公害保健福祉事業につい	に対して指導調査を	実施している。						

<関連した指標			
>			
(a1) 納付業務	納付業務に	補償給付及び	納付業務に係る指導
に係る指導調査	係る事務処理の	公害保健福祉事	調査件数(前中期目
件数(前中期目	適正化を図るた	業に関する納付	標期間実績:平均15
標期間実績:平	め、地方公共団	申請、納付請求、	件/年)
均15件/年)	体に概ね3年に	変更納付申請及	
	1回のサイクル	び実績報告書に	
	で指導調査を実	係る手続の適正	
	施する。また、指	化を図るため、45	
	導調査では地方	地方公共団体の	
	公共団体の要望	うち、原則とし	
	及び課題等を把	て、前回の調査か	
	握し、対処法を	ら2年を経過し	
	指導するととも	た、または特に指	
	に、関連情報を	導が必要な地方	
	国及び地方公共	公共団体を対象	
	団体に提供す	に指導調査を実	
	る。	施する。また、公	
		害保健福祉事業	
		について、実態調	
		査を行い創意工	
		夫が見られた事	
		例を収集する。	
		さらに、現地指導	
		調査の結果や創	
		意工夫が見られ	
		た公害保健福祉	
		事業の事例につ	
		いて、環境省に報	
		告するとともに、	
		地方公共団体に	
		対して事業計画	
		の参考となるよ	
		う情報提供を行	
		う。	
(a2) 納付業務	地方公共団	納付業務シス	 納付業務システム研
システム研修の	体の担当者に納		修の参加者数(前中

参加者数(前中 | 付業務システム | 方公共団体の意 | 期目標期間実績:平

期目標期間実 | を適正に利用し | 見・要望を把握 | 均27人/年)

内付業務に係る指導 周査件数(前中期目 票期間実績:平均15 牛/年)

種地域(汚染原因物質との因果関係が明らしては、4地方公共団体(平し かな地域:6地方公共団体))に指導調査(支 成 30 年度:5地方公共団) 出証拠書類等による支出額の書面確認、事 | 体)の実態調査を行い、事 | 務処理方法等に関するヒアリング)を実施 業実施の際に参考となるよ 方公共団体等への情報提供を行ってい していることから、令和元年度は15地方公 | う各地方公共団体に創意工 | る。 共団体(平成30年度:15地方公共団体)に | 夫のある事例を情報提供す 対し調査を実施し、適宜指導を行った。

なお、指導調査結果を取りまとめ、環境省した。 に報告した。

イ.公害保健福祉事業の実態把握

公害保健福祉事業(被認定者の健康の回 なる 45 地方公共団体から 復、保持及び増進を図るためリハビリテー「研修内容、開催時期等に関」を得ている。 ション等を行う)の実態把握のため、令和 する意見・要望を聴取し、 元年度は4地方公共団体(平成30年度:5|要望があった全ての担当者|の目標を達成していると認められるため 地方公共団体)に対し、実態調査を実施し「を対象に開催した。それぞ」 た。

また、被認定者の高齢化に伴い参加者が | せ、補償給付については5 年々減少し、事業の実施が困難になってき | 月に4回(東京2回、名古屋 | ている中、事業実施の際に参考となるよう 1回、大阪1回、福祉事業 方策> 各地方公共団体に創意工夫のある事例を情 | については8月に3回(東 | 報提供するとともに、環境省に報告した。

納付申請等に係る事務処理の効率化 システム研修の | 体の担当者に納 | テムについて、地 | 修の参加者数(前中 | ア.納付業務システムに係る研修の実施 アンケート調査により、開催場所、開催時 | 度の納付業務システム担当 期等の意見・要望を把握し、対象となる45|者研修については、5月の

れの納付申請時期に合わ 実施した。

の評価を得た。

以上のとおり、適正かつ 効率的な制度運営を確保す るため、地方公共団体に対 | < その他事項 > して補償制度の仕組みや納|特になし。 付業務の手続等の理解が得 られるよう積極的に支援を 行っていることから、自己 評価を「B」とした。

<課題と対応>

新型コロナウイルス感染 症の拡大により、令和2年

また、公害保健福祉事業については、 4 地方公共団体への実態調査を実施し、 創意工夫のある事例等について、他の地

納付業務システム担当者研修会につい るとともに、環境省に報告しては、地方公共団体から研修内容、開催 時期等に関する意見・要望を聴取し、要 納付業務システム担当者|望があったすべての担当者を対象に開催 研修会については、対象と「しており、参加者の82%から「本研修が 「大変有意義」、「有意義」」との結果

> 以上を踏まえ、中期計画における所期 「B」評価とした。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善

新型コロナウイルス感染症の拡大によ │京2回、大阪1回)、計7回│り、今年度予定している研修が既に中止を 余儀なくされているものの、状況の変化を 研修後のアンケート調査|的確に把握し、納付業務を滞りなく実施す の結果、研修の満足度につるために必要な措置を迅速に講じ、地方公 いては、参加者の82%から|共団体担当者との連絡を緊密にとりなが 「大変有意義」「有意義」と|ら、地方公共団体担当者の事務の理解を確 実に促進されたい。

績:平均 27 人	効率的な事務手	し、事務処理の効		地方公共団体のうち、要望があった全ての	補償給付担当者向けの研修
/年)	続を行ってもら	率化が図れるよ	<その他の指標>	23 地方公共団体 34 人 (平成 30 年度: 20	が既に中止を余儀なくされ
	うため、利用実	うセキュリティ	-	地方公共団体 33 人)の担当者を対象に、納	た。他方、地方公共団体に
	態及び利用上の	対策を講じたシ		付業務システムに係る研修を開催した。	おいてもコロナウイルス感
	要望等を把握	ステム改修を行	<評価の視点>	それぞれの納付申請時期に合わせ、補償	染症対策に追われていると
	し、その結果を	う。また、45 地方	3年に1回計画的に	給付については5月に4回(東京2回、名古	ころが多いことも踏まえ、
	踏まえ、セキュ	公共団体の担当	現地指導を実施する	屋1回、大阪1回)、福祉事業については8	この状況の長期化が懸念さ
	リティ対策を講	者が納付業務シ	ことにより、適正な	月に3回(東京2回、大阪1回)、計7回実施	れている中で、状況の変化
	じてのシステム	ステムを円滑に	補償給付費等の納付	した。	を的確に把握し、納付業務
	改修や希望者全	利用できるよう、	業務の事務処理を確	なお、研修後のアンケート調査の結果、	を滞りなく実施するために
	員を対象とする	研修ニーズを把	保する。	研修の満足度については、参加者の82%か	必要な措置を迅速に講じて
	研修を毎年度実	握し、希望者全員		ら「大変有意義」「有意義」との評価を得	いく必要がある。
	施する。	を対象に研修を	納付業務システムの	た。	公害保健福祉事業につい
		実施する。	円滑な利用を確保す		ては、被認定者の高齢化に
			るため、研修ニーズ		伴い、公害保健福祉事業の
			を把握し、効果的な		参加者の確保が難しくなっ
			研修を実施する。		ている状況を踏まえ、事業
					の現状・今後の見込み・改
					善方法について、地方公共
					団体から広範に聴取し、事
					業の課題を整理したうえ
					で、解決策の検討に着手す
					る。

4 . その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報										
- 2 - 1	調査研究、知識の普及・情報提供、研修	周査研究、知識の普及・情報提供、研修									
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)								
策		別法条文など)	第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業								
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号								
当該項目の重要度、難易	<難易度:高>社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜ	関連する政策評価・行政事業	7.環境保健対策の推進								
度	ん息又は慢性閉塞性肺疾患(COPD)の罹患者の増	レビュー	7-1.公害健康被害対策(補償・予防)								
	加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化		令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0258								
	を推進する必要があるため。										

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2 . 主要な経年データ

主要なアウ	トプット(フ	アウトカム)情報						主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	元年度	2年度	3 年度	4年度	5 年度		元年度	2 年度	3年度	4年度	5 年度
		終年度値等)											
調査研究に係る		第3期中期目標期間	3.7					予算額(千円)	770,100				
外部有識者委員	3.5 以上	実績:3.2						決算額 (千円)	638,367				
会の評価													
事業従事者への	-	平成 29 年度受講	109人					経常費用(千円)	659,579				
研修の受講者数		者:72 人											
調査研究の実施	-	第3期中期目標期間	8件					経常利益(千円)	32,080				
機関に対する事		実績:平均4.25 件											
務処理指導実施		/年											
件数													
情報提供数	-	第3期中期目標期間	150 回					行政コスト(千	659,579				
		実績:平均150回/						円)					
		年											
ぜん息等電話相	-	第3期中期目標期間	1,026件					従事人員数	16				
談件数		実績:平均1,255件											
		/年											

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3	各事業年度の業務	烙に係る目標、計画	ī、業務実績、年度記	評価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
			(令和元年度)		業務実績	自己評価	
	(1)調査研究、	(1)調査研究、	(1)調査研究、	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
	知識の普及・情	知識の普及・情	知識の普及・情報	調査研究に係る外部			<評定に至った理由>
	報提供、研修	報提供、研修	提供、研修	有識者委員会の評価		自己評定: B	
	<評価指標>			において、(5段階			予防基金の運用収入が減少する中、研究
	(A) 調査研究に	(A)調査研究に	(A) ぜん息等の発	中)3.5 以上を獲得	(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価	以下のとおり、調査研究に	の質の確保を図りつつ、令和元年度から実
	係る外部有識者	係る外部有識者	症予防・健康回復	する	において (5段階中)3.5以上を獲得	おいて外部有識者の評価が	施する調査研究は、外部有識者による評価
	委員会の評価に	委員会の評価に	に直接つながる		・年度評価において、全課題の平均3.7点を獲	評価指標を上回ったこと、	を踏まえ8課題が採択され、環境保健分
	おいて、(5段階	おける評価 :(5	研究課題を重点	<その他の指標>	得した。	受講者アンケート等の結果	野、環境改善分野ともに、調査研究成果発
	中)3.5 以上を	段階中 3.5 以上	的に行い、公募制			より受講生から高い評価を	表会を通じて評価委員による年度評価を
	獲得する	(前中期目標期	を継続し、透明性			得たこと、また、多様な媒	行った結果、平均で評価指標を上回り、今
	(前中期目標期	間実績:3.2)を	の確保を図ると	<評価の視点>		体により知識の普及を図る	後の調査研究の実施に反映させるため研
	間実績:3.2)	獲得するため、	ともに、以下の取	調査研究について、		ことができたことから、自	究代表者へフィードバックを確実に行っ
		以下の取組を行	組を通じて、外部	今後の公害健康被害		己評価をBとした。	た。また、全ての調査研究実施機関に現地
	<定量的な目標	う。	有識者委員会か	予防事業(以下「予防			調査を実施し、会計処理が適正に実施され
	水準の考え方 >		ら高い評価(5段	事業」という。)の重		高齢ぜん息患者の増加に	ているか確認を行った。
	(a) 採択課題に		階中 3.5 以上)を	点施策に即した研究		着目し、高齢者を含む成人	
	係る外部有識者		獲得し、研究の質	課題が設定され、評		ぜん息患者の治療実態調査	研修において、カリキュラムの見直しを
	による評価結果		の確保を図る。	価が適切に行われて		を開始し、他の調査研究も	図り、事業者従事者向け研修及び医療従事
	については、調			いるか。また、調査研		含め外部有識者の評価にお	者向け研修を実施し、研修内容が今後の業
	査研究の質の			究費の執行は適正に			務に活用できる等、受講者及び所属上長に
	向上を目指して		増加しているこ	確保されているか。		均 3.7 を獲得した。また、	おいて継続して高評価を得ている。
	下限の水準を得		とから、成人ぜん			調査研究が適切に実施され	
	点率で70%程度		息のうち高齢の			ているか確認するため、採	知識の普及・情報提供において、小児ぜ
	に設定する。		ぜん息罹患者に			択した調査研究のすべての	ん息日記のリニューアルを行い、小児に親
			着目した調査研			実施機関に現地調査を行っ	│しまれるよう新規のキャラクターを独自
			究を行う。			た。	に作製し、知識普及用のパンフレット等に
							幅広く利用されることが期待される。生活
		調査研究の			外部有識者による評価の実施及び評価内容	は、受講者アンケートを踏	情報誌「すこやかライフ」では、構成を外
			択にあたり、外部		の研究計画への反映		部有識者の意見のもと最新の科学的知見
		ため、公募のあ	有識者による事		・令和元年度から実施する第 12 期調査研究に		·
		った研究計画に	前評価の結果を		ついては、外部有識者による評価を踏まえ、8	ラムに加えるなど一部見直	端末から利用できるようホームページの
		対して外部有識	研究実施者にフ		課題(環境保健分野7課題(3年間)、環境改	·	
		者による事前評	ィードバックし、		善分野1課題(2年間))を採択した。また、	-	
			研究計画に反映		調査研究開始にあたり研究内容の質の向上を		取り組んだ。
		価内容を研究計	させる。		図るため、評価内容を研究代表者にフィード	,	
		画に反映させ			バックし研究計画に反映させた。	者の 99%から5段階評価	以上を踏まえ、中期計画における所期の
		る。			・環境保健分野では、近年、高齢のぜん息又は		目標を達成していると認められるため
					COPDの罹患者が増加していることを踏ま	を得た。	

			I			F - +T/m
				え、高齢のぜん息等の罹患者に着目した調査		「B」評価とした。
				研究を開始した。	ん息やCOPDの最新情報	
				・環境改善分野では、環境基準の達成率が極め	,	
				て低い光化学オキシダントを中心に、海外に		
				おける大気環境施策について実態調査を行っ		
				た。令和元年度には、米国の文献調査及び先進		
				的な対策を行う地域へ現地調査を実施し、環		額が縮減する現状を踏まえ、1 課題あたり
				境基準の達成に向けた具体的な対策メニュー	スマートフォンなど携帯端	の研究費の確保、適切な課題数の設定、採
				及び対策の進め方(罰則やインセンティブ)並	末にも対応できるようにし	択事業数の調整、研究内容による配分金額
				びに評価方法について調査を行った。今後は、	た。	の調整等を通じて調査研究の質を確保し、
				蓄積した知見を体系的に取りまとめ、地方公	無料電話相談やイベント	予防事業に資する研究成果が得られるよ
				共団体における今後の大気環境施策への適用	について、SNS (ツイッ	う適切な運営がなされることを期待する。
				について検討を進める。	ター) やメールマガジン、	また、ぜん息患者等のニーズの変化を踏ま
					「ぜん息・COPDプラッ	えて適切な課題設定に努めること。
	更に採択後	調査研究の実		外部有識者による年度評価の実施及び評	トフォーム」を通じて周知	新型コロナウイルス感染症の拡大によ
	の調査研究に関	施にあたり、外部		価のフィードバック	を行ったほか、民間企業と	り、中止を余儀なくされた業務があるが、
	して外部有識者	有識者による年		・研究期間初年度(令和元年度)の外部有識者	協力して既存のパンフレッ	状況の変化を的確に把握し、様々な媒体を
	による評価を毎	度評価を実施し、		による年度評価を行うための発表会を実施	トの内容を動画配信で提供	活用しながら、必要な措置を講じ事業を進
	年度実施すると	評価結果を研究		し、報告書に取りまとめた。	した。	められたい。
	ともに、質の向	実施者等にフィ		・評価結果の内容は、研究期間2年度(令和2		
	上につながる助	ードバックする。		年度)の調査研究の実施に反映させるため、研	<課題と対応>	
	言を研究実施者			究代表者へフィードバックした。	高齢者を含む成人ぜん息	< その他事項 >
	等にフィードバ				患者の治療実態調査では、	特になし。
	 ックし、研究計				高齢患者に合併症が多いこ	
	画に反映させ				と、重症化しやすい傾向が	
	る。				あることが分かった。今後	
	- •				はこれらの問題点を踏まえ	
(B) 事業従事者	(B) 事業従事者	(B) 地方公共団体		(B) 事業従事者への効果的な研修	的確な医療を提供するため	
	_	が実施するソフ	<評価の視点>	・事業従事者研修へ109人の参加を得た。	の効果的な治療・指導方法	
えた効果的な研		_	研修事業が、事業従			
修の実施				受講満足度が高かったことを踏まえ、引き続		
				きソフト3事業(健康相談事業、健康診査事		
	を行う。		果的な内容となって			
	C11 70	業への理解を深		な人材を育成していくため、初めて予防事業		
 <関連した指標		めるとともに、事	V 1 Ø 73 °			
大阪住りた1日1宗		業実施に必要な		修を実施したほか、保健師、看護師、理学療法		
´		知識及び技術を		世など医療従事者を対象にした専門研修を実 はなど医療従事者を対象にした専門研修を実		
者への研修の受		理論的・実践的に		正なこと原促事目を対象に U に 寺 门	定員を増やすなど、引き続	
講者数(平成 29		習得することを		・研修に参加できない予防事業担当者には、ぜ		
年度受講者:72		目的に、以下の取		ん息等の知識が習得できるよう、調査研究で		
		•				
人)		組を行う。		開発した e-ラーニング学習システムをホーム	コロノライル人感采祉への	

質の高いカー 施する。

地方公共団体 リキュラムを提しのソフト3事業 供していくた の従事者等を対 め、地方公共団|象に、各事業への 体の事業従事者 理解を深め事業 等を対象にアン│実施に必要な知 ケートを実施し|識等を習得して ニーズの把握を│もらうため、受講 行い、適宜見直│者へアンケート しを行うなど研 | を実施しニーズ 修を効果的に実│の把握を行うと ともに、学会とも 連携して質の高 いカリキュラ

ムを組む。

地方公共団 講者の研修後の「の取組の変

地方公共団体 体の事業従事者 の事業従事者を を対象とした研│対象とした研修 修において、受│において、受講者 取組の変化につ一化について、上長

ページで提供した。さらにより多くの医療従 | 対 策 と し て 、 I C T 事者に同システムを活用してもらうため、厚 (Information and 生労働省とも協力して同省のアレルギーポー | Communication タルサイトを通じて提供した。

受講者へのアンケートの実施

- ・受講者に対してアンケート調査を実施し、有|実施可能なものから順次進 効回答者の 97.2%から 5 段階評価で上位 2 段 | めていく必要がある。 階までの高評価を得た。
- ・研修内容を今後の業務に活用できるとの回│たすこやかライフについ 答が平均 97.9%であった。
- ・研修カリキュラムについては、小児から成人 を今後の紙面作りに反映し までのぜん息及びCOPDに加え、ぜん息に│ていくほか、紙と電子媒体 関連してアトピー性皮膚炎関連まで幅広く学しとの連携を進めるなど、よ ぶことができるとして満足度の高い結果が出 | り多くのぜん息患者等が最 ており、今後もアンケート調査を行いニーズ│新の医療情報に触れる機会 の把握をしていく。
- ・地方公共団体の受講者からは、「市民に対し」る。 て指導・助言ができる知識を得られた」「成人 ぜん息についても今後関わることがあるの で、受講できて良かった」との評価を得た。

研修受講者の評価

MINAMEDANIM	
研修コース	上位2段階
	の評価率
ソフト3事業基礎研修	100.0%
ソフト3事業研修	100.0%
保健指導研修	100.0%
呼吸ケア・リハビリテーショ	100.0%
ンスタッフ養成研修	
ぜん息患者教育スタッフ養成	98.2%
研修	
環境改善研修	88.4%
計(平均)	97.2%

研修後の上長への追跡アンケートによる 研修効果の把握・分析

・地方公共団体事業従事者向け研修のうち次 表の受講者については、受講者の所属上長に 対して研修成果の活用に関するアンケート調

Technology:情報通信技 術)の活用を含め研修の実 施方法について検討を進め

全面リニューアルを行っ て、読者アンケートの結果 を提供していく必要があ

		,			
	いて、上長にア	にアンケートを	査を実施し、有効回答者の平均	99%から5段	
	ンケートを行い	行い、その結果を	階評価で上位2段階までの高評値	価を得た。	
	その結果の把	踏まえより効果	・研修後の上長に対するアンケ-	-トでは、「積	
	握・分析を通	の高い	極的に予防事業に従事している	」「地域住民へ	
	じてより効果の	研修を実施する。	のサービスの向上に役立てている	る」「企画・運	
	高い研修を実施		営等に役立てている」とする回	答が合わせて	
	する。		9割以上を占めた。		
			・具体例として、「事業の実施に	あたって、予	
			防事業の目的を意識した運営方	法等を検討で	
			きている」「窓口で住民に寄り添	った対応が可	
			能になった」と研修で得た知識	を事業に役立	
			てているほか、「指導が専門的に	できるように	
			│ なり、参加者が増加している」と	の効果も報告	
			されている。		
			受講者の所属上長の後日評価		
				上位2段階	
			地方公共団体従事者向け研修 	の評価率	
			ソフト3事業基礎研修	95.2%	
			ソフト3事業研修	100.0%	
				100.0%	
			計(平均)	99.0%	
(C) 調査研究実	(C) 調査研究を	(C) 調査研究を適	 (C) 調査研究の適切な実施		
施機関への指導	適切に実施する	切に実施するた	- │事務処理方針の説明及び調査研	究実施機関へ	
等による適切な	ため、以下の取	め、以下の取組を	│ │の調査の実施		
事務処理	組を行う。	行う。			
<関連した指標					
>					
(c1) 調査研究	新規に採択	新規に採択し	 ・調査研究に係る会計処理を適Ⅰ	Eに行うため、	
の実施機関に対	した調査研究実	た調査研究実施	調査研究実施機関の会計担当者	を集めて事務	
する事務処理指	施機関の担当者	機関の担当者に	処理説明会を開催したほか、研		
導実施件数(前	に対する事務処	対し経理処理に	度の令和元年度は全て(8件)の		
中期目標期間実	理方針の説明を	関する説明を行	機関に対して現地調査を実施し		
績:平均4.25 件	行うとともに、	う。また、採択し	類、帳簿、物品等の購入手続き及		
/年)	採択した調査研	た調査研究のす	検収方法等について確認を行った。		
	究のすべての実	べての実施機関			
	施機関に指導調	において、現地調			
	査を実施し	査を実施する。			
	調査研究費の適				
	· —	<u> </u>	<u> </u>		

	に関して適切に 最新情報を提供	並びに地域の大 気環境の改善に	(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施	
数(前中期目標	共団体・学会等 が行うぜん息・ COPD等に関 する情報につい て、Web、メー ルマガジン、 S NSを用いて積	そ的確等トをにも野つ応ぜの知かをの通提にのいす。息にとない、です境報的息に基療フe積る改提確が対しり極と善供にがや学く報ッ等的と分に対	ぜん息・COPD等に関する情報のweb、SNS等を用いた情報提供)小児ぜん息日記のリニューアル・従頼類あったでの監修のもと、最新ののがでいたで見場でののを見した。 取り組んだだりを新規にでのないでは、では、下では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	

th 1 t-
やした。 - ナーノペーンドキュラートラーン・サカゴ!
・ホームページ版も、スマートフォンやタブレ
ット端末からの利用に対応するため、ページ
をリニューアルした。
・予防事業について関心を高めてもらうため、
すこやかライフの取材時の様子及び掲載予告
をSNS(ツイッター)で発信した。また、新
たな取組として、取材時の動画も配信し、ホー
ムページ内のコンテンツの充実を図った。
・併せて、すでに公開していた動画を、病態で
カテゴリー分類して分かりやすく配置した。
)ぜん息・C O P D プラットフォームの運用
・国、地方公共団体、学術研究団体及び患者団
体等が発信するぜん息・COPDに関する最
新の情報などを集約し、積極的に提供した。
(提供回数:74回)
・同サイトの利用促進を図るため、SNS(ツ
イッター)やメールマガジンを用いて積極的
に情報発信を行った。(SNS発信回数:150
回、同フォロワー: 470 人、メールマガジン発
信回数:15 回、同登録数:5,491 件)
)環境改善研修特別講演の冊子化
・平成 30 年度の環境改善研修の特別講演「過
去に学びこれからの環境保全を考える」は、公
害の歴史や60年以上にわたる大気環境行政に
関する知見を学べる貴重な内容であることか
ら、受講者以外にも広く普及啓発できるよう
講演内容の取りまとめを行った。
) パン・フト・・・トの相供
)パンフレットの提供 パンフレットの提供 パンフレット
・限られた予算の中にあっても、パンフレット
は、患者やその家族のほか、医療機関や医療従ります。また。る際事業を行う地方の共民体に優先取り
事者、予防事業を行う地方公共団体に優先配
布し、令和元年度は約 32 万部を提供した。ま
た、一般からの要望にも対応するため、ホーム
ページにおいてPDFデータを提供した。
・ホームページに掲載した画像・動画及びパン
フレットについて、企業や医療機関等からの
使用要望に積極的に応じたことで、例えば、吸
入器の正しい使い方の動画や肺のイラストを

				 Ι	
		テレビ番組で紹介できたほか			
		連携により食物アレルギーの			
		レシピ集の動画化により、こ			
		ぜん息等に係る知識の普及を[図った。		
		パンフレット提供先	部数		
		││地方公共団体等	72,642 部		
		(保健所、学校を含む。)			
		医療機関	194,537 部		
		││個人等	54,392 部		
		計	321,571 部		
		ぜん息・COPD電話相談	や関連イベント		
		等の周知			
)ぜん息・COPD電話相詞	淡室		
		・ぜん息・COPD患者等から	らの相談に対し、		
(d2) ぜん息等 ぜん息等電	ぜん息等電話	治療内容や日常生活での管理	等について適正		
電話相談件数 話相談や関連イ	相談や関連イベ	な情報を提供するため、看護的	Ђ及び医師(日本 │		
(前中期目標期 ベント等につい	ント等について	呼吸器学会認定呼吸器専門医	、日本アレルギ		
間実績:平均 ては、Web、メ	は、「メールマガ	ー学会認定指導医・専門医)に	よるぜん息・C		
1,255 件/年) ールマガジン、	ジン」の他「ぜん	OPD電話相談室(フリーダイ	′ヤル)を通年開		
SNSなど多様	息・COPDプラ	設し、計 1,026 件の相談に対	むした。		
な手段により周	ットフォーム」				
知を行う。	「SNS(ツイッ)「ぜん息・COPD電話相	談室」広報用リ		
	ター)」など多様	ーフレット等の作製			
	な手段により周	・ぜん息・COPD患者等から	の相談に応える		
	知を行う。	ため運営している「ぜん息・C	O P D電話相談		
		室」を多くの人に利用しても	らうための広報		
		ツールとして、リーフレット	及びクリアファ		
		イルを作製し、地方公共団体	が地域住民を対		
		象に実施する健康イベント等・	で配布した。		
)ぜん息・COPD電話相談	至及びSNSの		
		周知			
		・ぜん息の症状が出やすくなる			
		ぜん息・COPD電話相談室			
		知・利用拡大を図るために地			
		するフリーペーパー(100万音			
		したほか、新聞広告(2、3月 .)で周知を図っ		
		た。			

 _	
)保育所等における普及啓発講習会	
・乳幼児期からぜん息の発症予防を図るため、	
厚生労働省と連携して保育所等における正し	
い知識の普及を図り、アレルギー児への対応	
の充実を図ることを目的に、保育士、栄養士及	
び看護師等を対象とした講習会を東京で開催	
し、703 人が参加した。	
)高齢者向け知識普及事業の実施	
・COPDに関する知識の普及を図るため、地	
方公共団体に代わる新たな他の主体としてセ	
レサ川崎農業協同組合と連携し、特に高齢者	
の地域住民が多く集まる場において、講演会	
及び呼吸法やストレッチ体操等の呼吸リハビ	
リテーション並びに肺年齢測定を企画した。	
(新型コロナウイルス感染症の影響により急	
遽中止。)	

4.その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 2 - 2	地方公共団体への助成事業		
業務に関連する政策・施	-	当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)
策		別法条文など)	第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	7.環境保健対策の推進
度		レビュー	7-1.公害健康被害対策(補償・予防)
			令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0258

2.主要な経年データ

主要なアウ	トプット(フ	アウトカム)情報						主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5 年度		元年度	2年度	3 年度	4年度	5 年度
		終年度値等)											
ソフト3事業	-	第3期中期目標期間	131,697人					予算額 (千円)	770,100				
参加者数		実績:152,223人/						決算額 (千円)	638,367				
		年											
事務指導実施件	-	第3期中期目標期間	8件					経常費用(千円)	659,579				
数		実績:平均7.75 件						経常利益(千円)	32,080				
		/年											
人材バンクを活	-	-	15 団体					行政コスト(千	659,579				
用した支援実施			21 事業					円)					
状況													
								従事人員数	16				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

- 注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
- 注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(令和元年度)		業務実績	自己評価	
(2)地方公共	(2)地方公共	(2)地方公共団	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
団体への助成事	団体への助成事	体への助成事業			評定 : B	<評定に至った理由>
業	業					
<評価指標>					評定理由	予防事業を取り巻く環境の変化に
(A)事業環境	(A) 事業環境等	(A)事業環境等	<その他の指標>	(A)事業環境等の変化に的確に対応した助成	以下のとおり、事業環境の	するため、外部有識者の協力のもと「
等の変化に的確	の変化に的確に	の変化に的確に		事業の実施	変化に的確に対応するた	ト3事業の現状と課題及び今後の方
に対応した助成	対応した助成事	対応した助成事		(a1) ソフト3事業参加者数 131,697 人	め、助成事業を実施する地	に係る分析」の報告書を作成し、地方
事業の実施	業を行うため、	業を行うため、以	<評価の視点>	(a2) 事務指導実施件数 8件	方公共団体との意見交換を	団体実務者会議等において、事業実施
	以下の取組を行	下の取組を行う。	事業環境の変化に応		通じ今後の予防事業の展開	紹介する等の情報共有を図り、事業展
	う。		じ、地方公共団体や		について情報共有を進める	努めた。
			地域住民のニーズを		とともに、予防事業人材バ	「集計・分析システム」では、ソフ
			踏まえた、より効果		ンク(以下「人材バンク」	事業を効果的・効率的に実施するため
			的・効率的な事業実		という。)を活用した事業内	修業務を行い、事業実施効果を継続的
			施に向けた取組がな		容の充実を図ることができ	定した取組がされている。
<関連した指標			されているか。		たことから、自己評価を	地方公共団体が地域の実情に合わ
>					「B」とした。	予防事業を展開していくために必要
(a1) ソフト3	地方公共団	地方公共団体		ぜん息等の発症予防等に直接つながる事		師等の人材として「予防事業人材バン
事業参加者数	体への事務指導	への事務指導や		業の充実	〇 外部有識者の協力のも	- に登録されている医療従事者を積極
(前中期目標期	や助成事業ヒア	助成事業ヒアリ		・ぜん息患者等の意識やライフスタイルの変	と「ソフト3事業の現状と	派遣し、令和元年度には 15 団体 21
間 実績:	リングの場にお	ングの場におい		化に対応するため、「ソフト3事業の現状と課	課題及び今後の方向性に係	に延べ 49 人を派遣した。
152,223 人 /	いて、事業の実	て、事業の実		題及び今後の方向性に係る分析」を外部有識	る分析」を報告書に取りま	
年)	施内容等につい	施内容等につい		者の協力のもと報告書に取りまとめた。	とめ、今後の予防事業の展	以上を踏まえ、中期目標における所
	て意見交換を行	て意見交換を行		報告書では住民アンケートや優良事例か	開例として、セカンドオピ	目標を達成していると認められる
	い、特にぜん息	い、特にぜん息等		ら、セカンドオピニオンとして治療内容につ	ニオンとして治療内容につ	「B」評価とした。
(a2) 事務指導	等の発症予防等	の発症予防等に		いて相談できる健康相談事業の充実や健康イ	いて相談できる健康相談事	
実施件数(前中	に直接つながる	直接つながる事		ベントなど他事業と連携した事業実施など、	業の充実や健康イベント等	
期目標期間実	事業について、	業について、内容		地方公共団体の実務者を集め情報の共有を図	の事業と連携した事業な	<指摘事項、業務運営上の課題及び改
績:平均7.75 件	内容の充実を図	の充実を図る。		った。(実務者会議は5月・11月開催)	ど、地方公共団体の実務者	策 >
/年)	る。			・また、報告書の具現化として、地方公共団体	を集めて情報の共有を図っ	新型コロナウィルス感染症の拡大
				と実務者会議(11月)指導調査(8~12月)	た。	り、人との接触機会が多い助成事業等
				助成要望ヒアリング(1~2月)の場を通じ、	○ 事業実施効果の把握の	いて、状況の変化を的確に把握し、地
				健康イベントと連携した肺年齢測定会など体	ため、地方公共団体の要望	共団体等との情報共有及びぜん息患
				験型事業の事例や、高齢者を含む成人ぜん息	を踏まえ、集計・分析シス	に必要な情報を、様々な媒体を活用し
				患者を対象にした呼吸リハビリテーション事	テムの改修を行い、事業実	ら提供し、必要な措置を講じ事業を進
				業を紹介し、体験型事業について1団体から	施効果の測定を継続して行	れたい。
				令和2年度から参加意向が示された。	い、測定結果について地方	
					公共団体にフィードバック	
					した。	

				〇 各地方公共団体の実情	< その他事項 >
	事業実施効	ソフト3事業	事業効果の把握・共有によるソフト3事業	にあわせた新規事業の実施	特になし。
	果の測定を継続	について効果的・	の効果的・効率的な実施	や既存事業の充実を図るた	
	して行い、測定	効率的に実施し	・集計・分析システムの改修では、事業参加者	め、前年度に参加意向のあ	
	結果について地	ていくため、「集	へのアンケート項目について、行動変容、気づ	った2団体を含む 15 団体	
	方公共団体と共	計・分析シ	きなど必要項目を限定する一方で、地方公共	において 21 事業に人材バ	
	有を図ること	ステム」の改修を	団体からの要望を踏まえ、満足度や導入経路	ンクから医療従事者延べ	
	で、ソフト3事	進め、事業実施効	などの設問に加えることで、事業参加者及び	49 人を積極的に派遣し、	
	業について効果	果の測定を継続	事業実施者が使いやすいシステムに改修を図	1,196 人の参加を得た。	
	的・効率的に実	して行い、測定結	り、地方公共団体にプログラムを7月までに	また、実務者会議ではこ	
	施していく。	果について地方	配付した。	れら人材バンクを活用した	
		公共団体と共有	・また、改修後のシステムを活用して、アンケ	体験型事業(肺年齢測定会)	
		を図る。	ート結果を速報として取りまとめ、11 月の実	の紹介を継続して行い、次	
			務者会議にて、地方公共団体にフィードバッ	年度新たに1団体から参加	
			クした。速報には、ソフト3事業の参加者が	意向が示された。	
			「事業を知ったきっかけ」について効果のあ	〇 人材バンク登録者にア	
			った広報媒体を示したほか、ソフト3事業へ	ンケート調査を行い、登録	
			の参加目的などについて、担当者間で情報共	継続の意思を確認するとと	
			有を図った。	もに、直近1年間の活動状	
			・事業参加者に対するアンケートからは、行動	況を把握し、それを名簿に	
			変容(本人や家族の意識や取組の変化)につな	取りまとめ地方公共団体に	
			がったと答えた割合が 80%以上であったとの	提供した。(登録者数 240	
			結果が得られた。	人)	
 (B) 人材バンク	(B) 予防事業人	 (B) 予防事業人材	 (B)人材バンクを活用した地方公共団体が行	<課題と対応>	
		バンク等を活用	う予防事業への支援	○ 新型コロナウイルス感	
方公共団体が行	用した地方公共	した地方公共団	(b1) 15 団体 21 事業の支援を実施	染症の拡大により助成事業	
う助成事業への	団体が行う助成	│ 体が行う助成事		のほか人材バンクを活用し	
支援の実施	事業を支援する	業を支援するた		た体験型事業など人との接	
	ため、以下の取	め、以下の取組を		触機会が多い事業は、一層	
<関連した指標	組を行う。	行う。		開催が困難な状況であるこ	
>				とから、継続してぜん息患	
(b1) 人材バン	予防事業人	予防事業人材	人材バンク登録者の協力によるソフト 3	者等に必要な情報を届ける	
クを活用した支		バンクを活用し	事業の内容充実	ため、インターネットを活	
援実施状況	者の協力を得な	た事業を、実務者	・人材バンクを活用して、地方公共団体が主催	用した動画配信など新たな	
	がら地方公共団	連絡会議等を通	する健康イベント等において、スキンケア教	事業実施形態の検討を進め	
	体と調整を図	じて紹介をする	室や肺年齢測定会を行い、ぜん息やCOPD	実施可能なものから順次進	
	り、事業ノウハ	など周知に努め、	に関する普及啓発活動を支援した。	めていく必要がある。	
	ウと企画立案の	事業ノウハウと	・人材バンク登録者の中から、水泳訓練教室に	〇 また、人材バンク登録	
	支援を行うこと	企画立案の支援	おけるピークフローメーターの実演指導やス	者である看護師、理学療法	
	で、ソフト3事	を着実に進める。	キンケア事業へPAE(小児アレルギーエデ	士など医療従事者とのネッ	
			·		

業の内容の充実 を図る。				
令和元年度には、15 団体の 21 事業に延べ 49 検討とあわせて新たな協力	業の内容の充実		ュケーター)を派遣し、肺年齢測定会や健康相	トワークを維持していくた
大を派遣し、当該事業に 1,196 人の参加を得た。	を図る。		談事業の講演へ理学療法士を派遣するなど、	め、今後の事業実施形態の
た。			令和元年度には、15団体の21事業に延べ49	検討とあわせて新たな協力
地方公共団 予防事業人材 人材バンク登録者へのアンケート調査及 び地方公共団体への情報共有化 で予防事業人材 にアンケートを にアンケートを がが では、			人を派遣し、当該事業に 1,196 人の参加を得	の在り方についても検討を
体自らが継続し て予防事業人材 にアンケートを バンクを活用し て事業展開できバンクの登録者 にアンケートを 行い活動状況を 取りまとめ、登録び地方公共団体への情報共有化 ・人材バンク登録者にアンケートを実施し、登 録継続の確認及び1年間の活動状況について リストを更新して、地方公共団体へ提供をし			た。	進めていく必要がある。
体自らが継続し バンクの登録者 び地方公共団体への情報共有化 で予防事業人材 にアンケートを ・人材バンク登録者にアンケートを実施し、登 「バンクを活用し 行い活動状況を 録継続の確認及び1年間の活動状況について で事業展開でき 取りまとめ、登録 リストを更新して、地方公共団体へ提供をし				
て予防事業人材にアンケートを バンクを活用し で事業展開でき・人材バンク登録者にアンケートを実施し、登 録継続の確認及び1年間の活動状況について リストを更新して、地方公共団体へ提供をし	地方公共団	予防事業人材	人材バンク登録者へのアンケート調査及	
バンクを活用し 行い活動状況を	体自らが継続し	バンクの登録者	び地方公共団体への情報共有化	
て事業展開でき 取りまとめ、登録 リストを更新して、地方公共団体へ提供をし	て予防事業人材	にアンケートを	・人材バンク登録者にアンケートを実施し、登	
	バンクを活用し	行い活動状況を	録継続の確認及び1年間の活動状況について	
るよう、人材バー者、地方公共団体 た。(登録者数:240 人(小児向け:68 人、	て事業展開でき	取りまとめ、登録	リストを更新して、地方公共団体へ提供をし	
	るよう、人材バ	者、地方公共団体	た。(登録者数:240人(小児向け:68人、	
ンクの登録者に 等で情報の共有 成人向け:172人))	ンクの登録者に	等で情報の共有	成人向け:172人))	
アンケートを行 化を図る。 ・地方公共団体へ人材バンク登録者の紹介と	アンケートを行	化を図る。	・地方公共団体へ人材バンク登録者の紹介と	
11活動状況を取 事業企画立案・ノウハウをパッケージ化した	い活動状況を取り		事業企画立案・ノウハウをパッケージ化した	
りまとめ、登録 支援事業について、機構における3年間の支	りまとめ、登録		支援事業について、機構における3年間の支	
者、地方公共団	者、地方公共団		援が終了した倉敷市においては、ぜん息児の	
体等で情報の共	体等で情報の共		ための水泳教室において、人材バンク登録者	
有化を図る。 のPAEが講師となり、自己管理方法やピー	有化を図る。		のPAEが講師となり、自己管理方法やピー	
クフローメーターの吹き方についての学習会			クフローメーターの吹き方についての学習会	
を独自(助成)事業として実施した。令和2年			を独自(助成)事業として実施した。令和2年	
度も、他の地方公共団体においてもこれまで			度も、他の地方公共団体においてもこれまで	
の助成事業に取り込み実施される予定であ			の助成事業に取り込み実施される予定であ	
నం			る。	

4.その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 2 - 3	公害健康被害予防基金の運用等		
業務に関連する政策・施	-	当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の予防等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)第 68 条の
策		別法条文など)	規定に基づく公害健康被害予防事業
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	7.環境保健対策の推進
度		レビュー	7-1.公害健康被害対策(補償・予防)
			令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0258

2.主要な経年	データ													
主要なアウ	トプット(フ	アウトカム)情報							主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和			令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度			元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
		終年度値等)												
安全で有利な運	-	第3期中期目標期間	701 百万円						予算額 (千円)	770,100				
用等により確保		実績:平均 925 百							決算額 (千円)	638,367				
した事業財源額		万円/年												
									経常費用(千円)	659,579				
									経常利益(千円)	32,080				
									行政コスト(千	659,579				
									円)					
									従事人員数	16				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

- 注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
- 注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3 .	. 各事業年度の業務	烙に係る目標、計画	画、業務実績、年度評	評価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価		
			(令和元年度)		業務実績	自己評価			
	(3)公害健康	(3)公害健康	(3)公害健康被	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В	
	被害予防基金の	被害予防基金の	害予防基金の運			評定:B	<評定に至った理由	>	
	運用等	運用等	用等				公害健康被害予防	5基金の運用等につい	
	<評価指標>			<その他の指標>		評定理由:	ては、近年の低金利	状況が長期化する中	
	(A) 事業に必要	(A) 事業財源の	(A) 予防事業の実		(A)事業財源の確保及び効果的・効率的な事業	以下のとおり、低金利状況	で、市場動向等に応し	じた安全かつ有利な運	
	な財源の確保と	確保及び効果	施にあたり、以下		の実施	が続く中、事業財源の安定	用等により、収入の多	安定的な確保が図られ	
	事業の重点化	的・効率的な事	の取組を通じ事	<評価の視点>		的な確保を図るため、環境	た。		
		業実施に向け、	業財源の確保を	事業財源が的確に確		負荷の低減等への配慮を債	事業の重点化につ	いては、事業の効果	
		以下の取組を行	図り、効果的・効	保されているか。ま		券取得基準に新たに加え、	的・効率的な見直し	を図り、事業の実施が	
		う。	率的に事業を実	た、財源は有効に活		社債を中心とした運用を行	確実に行われた。		

		施する。	用されているか。		ったことにより、当初の中	以上を踏まえ、中期目標における所期の
					期計画予算に対し運用収入	目標を達成していると認められるため
					の改善を図ることができ	「B」評価とした。
					た。	
					「第4期中期計画におけ	
					る公害健康被害予防事業に	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
					関する基本方針」に則り、	策 >
<関連した指標					機構が自ら行う直轄事業の	運用収入については、市中金利の上昇が
>					縮減を進め、助成事業のう	見込めない状況が続くことにより、今後さ
(a1) 安全で有	市場等の動	公害健康被害		公害健康被害予防基金の運用等よる事業	ちソフト3事業では、「ソフ	らに減少していくおそれがあり、また新型
利な運用等によ	向を注視し、機	予防基金につい		財源の安定的な確保	ト3事業の現状と課題及び	コロナウイルス感染症の影響も考慮しな
り確保した事業	構の運用方針に	て、市場等の動向		・環境負荷の低減または社会的課題の解決を	今後の方向性に係る分析」	がら、ぜん息患者等のニーズの変化を的確
財源額(前中期	基づく安全で有	を注視し、運用方		目的とした優良企業の社債の購入に、令和元	を踏まえ、健康相談事業の	に把握し、より一層の事業の重点化、他団
目標期間実績:	利な運用を行う	針に基づく安全		年度の償還財源24億円を積極的に充てたこと	充実や健康イベントなどの	体との連携等により、必要とされる事業が
平均 925 百万	とともに、補助	で有利な運用を		で、当初の中期計画予算に対し22百万円の運	他事業と連携した事業の実	実施されるよう必要な措置を講じられた
円/年)	金・積立金を活	行うとともに、自		用収入の増加が見込めるなど改善を図った。	施に積極的に取り組んだ。	ιι _°
	用し事業財源の	立支援型公害健		・また、運用収入と併せ、自立支援型公害健康		
	確保を図る。	康被害予防事業		被害予防事業補助金の活用及び第3期中期目	・第4期中期目標期間にお	
		補助金、前中期目		標期間から繰り越された目的積立金(期初:約	ける予防事業を着実に実施	
		標期間から繰り		562 百万円(公健勘定))の一部取崩しにより、	していく上で、収入予算の	<その他事項>
		越された目的積		事業に必要な財源を安定的に確保した。	うち収入の6割強を占める	特になし。
		立金の取崩しに			予防基金の運用収入(中期	
		より事業財源の			計画予算:年平均1.08%)	
		安定的な確保を			を確保することが重要であ	
		図る。			った。そのため、国債、地	
				「第4期中期計画における公害健康被害予	方債の利回りが見込めない	
	限られた財	予防基金の運		防事業に関する基本方針」への取組	中で、それらより利回りが	
	源を有効に活用	用収入の減少傾		・「第4期中期計画における公害健康被害予防	確保できる社債の購入を積	
	するため、ぜん	向が続くため、前		事業に関する基本方針」に従い、機構が自ら行	極的に実施した。	
	息等の発症予防	中期目標期間で		う事業では、優先度に応じた事業内容の見直	その結果、当初の中期計	
	及び健康回復へ	とりまとめた「第		しにより事業費の縮減を図った。助成事業に	画予算に対し 22 百万円の	
	の寄与度が高い	4期中期計画に		おいては、今後の予防事業の展開について、	増加が見込めることとなっ	
	事業に重点化を	おける公害健康		「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向	た。	
	図る。	被害予防事業に		性に係る分析」として報告書に取りまとめ、地		
		関する基本方針」		方公共団体の担当者に対し情報共有を図ると	・「第4期中期計画におけ	
		に則り、ソフト3		ともに、人材バンクを活用したソフト3事業	る公害健康被害予防事業に	
		事業についても、		の充実に努めた (15 団体 21 事業 (平成 30 年	関する基本方針」に従い、	
		これまで以上に		度 10 団体 14 事業))。	機構が自ら行う知識の普及	
		地域住民のぜん		・さらに予防事業の円滑な実施を図るため、患	事業と研修事業では、優先	
		息等の発症予防、		者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に	度に応じた事業内容の見直	
		健康回復に直接		資する活動に取り組んでいるNPO法人との		

つながる事業に	意見交換を継続して行った。	とともに、地方公共団体が
重点化を図る。		行う助成事業では「ソフト
		3事業の現状と課題及び今
		後の方向性に係る分析」に
		ついて、地方公共団体の担
		当者を集め情報の共有を図
		ったほか、人材バンクを活
		用したソフト3事業の充実
		にも努めた。
		<課題と対応>
		・低金利状況が依然として
		続いていることから、市場
		の状況や金利の優位性を勘
		 案して、より利回りが確保
		できる債券を積極的に購入
		していく。また、自立支援
		型公害健康被害予防事業補
		助金の活用など、引き続き
		安定的な財源確保を図って
		いく必要がある。
		・地域住民に対しぜん息等
		の発症予防及び健康回復に
		直接つながるソフト3事業
		を優先的に採択する一方、
		新型コロナウイルス感染症
		の影響により「ソフト3事
		業の現状と課題及び今後の
		方向性に係る分析」で示し
		た健康相談事業の充実や他
		事業と連携した予防事業の
		実施も困難な状況である。
		今後、継続してぜん息患
		者等に必要な情報を届ける
		ため、インターネットを活
		用した動画配信など新たな
		事業実施形態の検討を進
		め、実施可能なものから順
		次進めていく必要がある。
		がためていて近女は の O o

4.その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 3 - 1	助成事業		
業務に関連する政策・施	-	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
策		別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	<難易度:高>活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因に	関連する政策評価・行政事業	8.環境・経済・社会の統合的向上
度	よる影響を受けやすく、また、対策効果の発現まで	レビュー	8 - 3 . 環境パートナーシップの形成
	に一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期		令和元年度行政事業レビューシート 事業番号 0308
	間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水		
	準の目標であるため。		

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2 . 主要な経年データ

主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2年度	3 年度	4 年度	5 年度
		終年度値等)											
助成終了後	第4期中期	第3期中期目	81.1%					予算額 (千円)	973,824				
1年以上経	目標期間中	標期間実績:最											
過した案件	に90%以	高値 86.2%											
の活動継続	上												
率													
助成の効果	(10 点満	第3期中期目	7.8点					決算額 (千円)	884,213				
等に係る外	点中)平均	標期間実績:平											
部有識者委	7.5 点以上	均 6.7 点											
員会の事後													
評価													
外部有識者	-	第3期中期目	96.2%					経常費用(千円)	904,907				
委員会に諮		標期間実績:平											
る評価実施		均 88.0%											
案件数の割													
合													
人材育成と	-	複数年計画の	23.3%					経常利益(千円)	93,580				
定着を図る		新規採択案件											
助成件数の		の 16.8%											
割合													
交付決定処	-	第3期中期目	27 日					行政コスト(千	989,474				
理期間		標期間実績:平						円)					
		均 26.8 日											

支払処理期	-	第3期中期目	24.8日			従事人員数	11.5		
間		標期間実績:平							
		均 25.3 日							

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3 .	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			(令和元年度)		業務実績	自己評価	
	(1)助成事業	(1)助成事業	(1)助成事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>		評定 B
	<評価指標>				(1)助成事業	<評定と根拠>	<評定に至った理由>
	(A) 助成終了後	(A) 助成による	(A) 助成による支		(A) 助成による支援を行った活動の継続性の	評定:B	令和元年度計画に沿って適正に事業が実
	1年以上経過し	支援を行った活	援を行った活動		確保		施されている。
	た案件の活動継	動が、助成終了	が、助成終了後も				
	続率:当中期目	後も自立し持続	自立し持続的に			平成 27 年度から 29 年度	・助成団体及び案件の質の向上等を図るた
	標期間中に	的に継続してい	継続していくこ			に3年間継続して助成を受	め、助成終了後の活動調査等として、3年
	90%以上(前	くことが、効果	とが、効果的な助			けた団体を対象に実施した	間継続して助成を受けた団体を対象とし
	中期目標期間実	的な助成事業の	成事業の実施の			フォローアップ調査結果か	た調査を実施し、助成終了後1年以上経過
	績 : 最高値	実施の観点から	観点から重要で			ら、助成終了後1年以上経	した時点での活動状況を把握された。
	86.2%)	重要であるとの	あるとの認識に			過した時点での活動継続率	
		認識に立ち、助	立ち、助成終了後			が 81.1%であった。	
	<定量的な目標	成終了後1年以	1年以上経過し				
	水準の考え方 >	上経過した案件	た案件の活動継			一方で、平成 30 年度に	・助成団体の活動の質の向上を目的とし
	(a) 本制度にお	の活動継続率が	続率が目標期間			3年間の活動を終了した助	て、 助成活動の進捗状況を年間スケジュ
	いて活動継続率	目標期間中に	中に 90%以上(前			成案件を対象に、評価専門	ールとして把握するとともに、事前目標の
	は重要な指標で	90%以上(前中	中期目標期間実			委員会が行った事後評価の	共有、中間コンサルテーションの実施、事
	あるため、前中	期目標期間実	績 : 最高値			結果は、10 点満点換算で	後評価を実施された。また、3年間の活動
	期目標期間で	績 : 最高値	86.2%)となるこ			7.8 点であり、目標を上回	を終了した助成案件を対象とした事後評
	は達成すること	86.2%)となる	とを目指し、以下			った。	価では目標を上回る評価を得られた。
	ができなかった	ことを目指し、	の取組を行う。				
	高水準を目指す	以下の取組を行				その他、令和2年度から	・助成事業アドバイザー制度の導入や中間
	設定とする。一	う。				の助成事業アドバイザー制	コンサルテーションにおけるアドバイス
	方で、当中期目	助成案件の	助成案件の質		助成案件の質の向上に資する体制等の整備	度の導入の決定、中間コン	等が、より効果的に反映されるよう、助成
	標期間の2年度	質が向上し助成	が向上し助成終) 体制等の整備	サルテーションにおける振	先団体が中間コンサルテーション終了後
	目迄は、当中期	終了後の継続性	了後の継続性や		令和2年度から寄り添い支援型の体制の充実	り返りシート導入など進捗	に評価専門委員のアドバイスを踏まえた
	目標期間で取り	や発展性につな	発展性につなが		を図るため、助成事業アドバイザー(仮称)	確認の充実、ベストプラク	具体的な取組を記載する「振り返りシー
	組む助成の仕組	がるよう助成の	るよう助成要件		の新設や職員の役割分担を整理し、評価専門	ティスの発信強化など、寄	ト」を導入するなど、助成事業の質の向上
	みの見直し等の	要件の見直しを	の見直しを図り		委員会に諮り了解を得た。	り添い型支援の充実に向け	と助成団体の育成等につながる効果的な
	効果が発現する	図りつつ、プロ	つつ、プログラム) 職員の能力向上	た新規取組を着実に実施す	取組を実施された。
	前であり、前中	グラムオフィサ	オフィサーの配		寄り添い型の支援を行うための、地球環境基	ることができた。	
	期目標期間中に	ーの配置や機構	置や機構職員の		金職員を対象とした勉強会を2回実施した。		

動の把握となる 上などにより、一により、高度な専 ことに配慮す│高度な専門性を│門性を持って進 る。

助成を終えた活|職員の能力の向|能力の向上など 持って進捗管理|捗管理等を行え 等を行える寄り│る寄り添い支援 添い支援型の体 | 型の体制整備の 制整備を行う。

> 助成期間中 助成期間中 に、助成案件の一に、助成案件の質 質が向上し助成一が向上し助成終 終了後の継続や一了後の継続性や 活動の自立につ | 発展性につなが ながるよう、研しるよう、研修や情 修や情報提供に一報提供による助 よる助成団体へ「成団体への支援 の支援を併せて「を行う。

> > う。

具体的検討を行

助成終了後 の自立に必要な「に必要な情報提 情報提供等の支|供等の支援を行 援を行う。

行う。

し、継続や活動 | 続や活動の自立 | 績:最高値86.2%) | った。

研修や情報提供による助成団体への支援 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や「評価に関する指針」に基づ 発展性につながるために必要な支援のあり方しき、質的ないし量的な観点 に関するアンケート(ニーズ調査)を、2020 から自己評価を行ったもの 年度に助成を受ける団体に対して実施するたしである。 めの項目を整理した。

助 成 終 了 後 │ 助成終了後 1 年以上 │ 助成終了後の活動調査及び結果の活用 に、活動が継続 に、活動が継続し 経過した案件の活動)フォローアップ調査の実施

しているか調査|ているか調査を|継続率:当中期目標|3年間継続して助成を受けた53団体(回収率|のもと、成果や効果の向上|して90%と困難度が高く設定されている を行うだけでな | 行うだけでなく、 | 期間中に 90%以上 | 100%)から回答を得た結果、助成終了後1年以 | に資する取組を継続して実 | ことから実績 81.1%に対して一段階引き く、結果を活用|結果を活用し、継|(前中期目標期間実|上経過した時点での活動継続率は 81.1%であ|施する。

> また、「活動を継続していない」と回答した 団体(10団体)のうち、「活動の目的を達成 した」を回答した4団体を調査対象から除く と、活動継続率は87.7%(43団体/49団体) であった。

)調査結果の活用等

上記)をもとに、助成終了後の自立や継続 性の観点から特に優秀な活動を抽出し(3) 件)、フォローアップ実地調査を行った。 フォローアップ実地調査では、助成中の団体 にとって有益となる情報(ベストプラクティ ス)として提供するため、新規で作成した 「2018 年度地球環境基金レポート」に記事を 掲載した。(1月) 地球環境基金レポートは、助成団体や基金へ の寄付者を中心に冊子を配布し、地球環境基 金ホームページでも公開した。(2月)

として設定した評価指標及 び関連指標に係るアウトプ ット数値の状況並びに、新 規取組の着実な実施など | を踏まえ、「独立行政法人の

<課題と対応>

助成事業の効果的な実施の

○上記のとおり第3期中期 以上のことから、効果の高い事業の実施 目標期間の最高値を更に上|を含め、助成事業を適正に実施していると 回るチャレンジングな目標|判断して「B」評価とした。

観点から、寄り添い型の支 助成終了後1年以上経過した案件の活動 援を行うべく整備した体制|継続率については、チャレンジグな目標と 上げて評価するものとする。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策 >

> 助成事業の質の向上及び助成団体の育成 等、民間における環境保全活動の促進に向 けて、事前目標の共有、中間コンサルテー ション、事後評価等のスキームに加え、助 成事業アドバイザーなどの人的フォロー を効果的に重ね合わせる等、更に効率的、 効果的な実施体制等を実現すること。

<その他事項> 特になし。

					T
(D) 叶式の幼田	(D) 助式に b Z	(D) 마ボートスキ		(D) 中代による主接を行った活動の顔の白も	
		(B) 助成による支		(B) 助成による支援を行った活動の質の向上	
		援を行った活動 が、目標に対して			
·		計画に沿って確実に実施され、助			
• •		成活動に関する			
		外部有識者委員			
		介品有職有安員 会の事後評価が			
_		安め事後計画が 平均 7.5 点以上			
		(前中期目標期			
		点)となるよう、			
	_	以下の取組を行			
 <定量的な目標	-				
、足量的な日標 水準の考え方 >					
(b) 各種取組に	助成活動が	 助成活動が計		 助成活動の進捗状況の確認	
` ′		画に沿って適切		1年間の活動スケジュールを機構地球環境基	
		に実施されてい		金担当職員がより詳細に把握できるよう、今	
	いるかどうか、	るかどうか、ヒア		年度から新たに、詳細スケジュール表を交付	
		リングや現地確		申請書の様式に追加した。本表は、団体から	
		認を適宜行うな		の支払申請(年5回設定)のタイミングや、	
		どにより進捗状		2年目の中間コンサルテーションの際の他	
前中期目標期間	捗状況の確認を	 況の確認を行う。		ー に、常時計画に変更が生じた場合に団体から	
実績平均値以上	行う。			 修正版を提出してもらうこととし、活動状況	
に設定する。				の把握に努めた。	
	複数年にわ	複数年にわた	外部有識者委員会に	評価の実施	
	たる助成活動に	る助成活動につ	諮る評価実施案件数	助成活動の成果を向上させるため、助成団体	
	ついては、中間	いては、中間期	の割合 (前中期目標	に対して実施した各評価の実施案件数の割合	
	期に、全活動に	に、全活動につい	期間実績:平均	は 96.2%(178/185 団体)であった。	
	ついて外部有識	て外部有識者に	88.0%)	・事前目標共有(活動目標の共有)75/75 団体	
	者によるコンサ	よるコンサルテ		・中間コンサルテーション 45/48 団体	
	ルテーションを	ーションを実施	助成の効果等に係る	・事後評価(書面評価)58/62 団体	
	実施するほか、	するほか、活動終	外部有識者委員会の	また、3年間の活動を終了した助成案件を対	
	活動終了後には	了後には全活動	事後評価:(10 点満	象に、評価専門委員会が行った事後評価の結	
	全活動について	について事後評	点中)平均 7.5 点以	果は、10 点満点換算で 7.8 点であった。	
	事後評価を実施	価を実施する。	上(前中期目標期間		
	する。		実績:平均6.7点)		

助成活動の	助成活動の評	活動のステップアップを図れる助成制度の		
評価内容につい	価内容について	構築		
ては、次年度以	は、評価要領の見) 評価専門委員会の実施		
降の助成金採択	直しなど次年度	第1回評価専門委員会において、事後評価(書		
審議や活動計画	以降の助成金採	面評価)結果の確定、フォローアップ調査結		
に反映する仕組	択審議や活動計	果の確定、中間コンサルテーション実施スケ		
みをつくること	画に反映する仕	ジュール等の共有及び実地調査対象活動の選		
で、より活動の	組みづくりに着	定等について審議した。(8月)		
ステップアップ	手し、より活動の	また、令和2年3月4日に開催予定だった第		
を図れる助成制	ステップアップ	2 回評価専門委員会は、新型コロナウイルス		
度を構築する。	を図れる助成制	の影響により開催は見送り、書面による意見		
	度の構築を目指	聴取の形で実施した。そこでは中間コンサル		
	す。	テーション実施報告、実地調査結果の確認及		
		び令和2年度初期に実施する事後評価(書面		
		評価)の実施スケジュール等について審議し		
		/た。		
) 中間コンサルテーション振り返りの実施		
		中間コンサルテーションにおけるアドバイス		
		等が、令和2年度の活動計画により効果的に		
		反映される仕組みとして、助成先団体が中間		
		コンサルテーション終了後に評価専門委員の		
		アドバイスを踏まえた具体的な取組を記載す		
		る「振り返りシート」を今年度から本格的に		
		導入した。		
) 活動報告会の実施		
		助成が最終年度となる団体が3年間の助成活		
		動の成果を発表する「地球環境基金活動報告		
		会」を、エコプロ 2019 に出展した地球環境基		
		金ブースで実施した。(12月)		
) 関係機関との連携強化		
		全国8カ所にある環境省地方環境パートナー		
		シップオフィス(EPO)と、助成金説明会、		
		要望案件の情報照会の振り返り、地球環境基		
		金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こし		
		及び地域の環境施策の状況などについて意見		
		交換を実施した(6月、8月、1月)。		
		今後は、地域での助成先団体による報告会の		
		開催や、助成先団体による自己評価に関する		
		支援を令和2年度から行うことで調整した。		
	j l	I I	l l	

l l

			,	
			諮り、182 件の交付を内定した。	
助成	事業を助成活動のS		複数の目標を統合的に解決することを目指	
通じて、	SDG DGsのゴール		した環境保全活動の推進	
s の考え	.方の活 │ 等について交付		令和元年度(2019 年度)の助成金要望書及び	
用により	複数の申請書で確認し		交付申請書の様式に、活動がSDGsのどの	
	合的に 取りまとめるな		│ ゴール・ターゲットに当たるかを選択する様 │	
解決する	ことを どにより、複数の		式を追加し、意識の定着と実行を推進した。	
	:環境保 ┃ 目標を統合的に		これは令和2年度(2020年度)の要望時も引	
全活動を	:推進す│解決することを		き続き実施した。	
る。	│目指した環境保		また、全国 9 か所で行った基金主催の助成金	
	全活動を推進す		説明会において、SDGs及び地域循環共生	
	る。		圏に関するセミナーを同時に開催した。	
		人材育成と定着を図		
			若手プロジェクトリーダー育成支援助成につ	
			いて、令和元年度(2019年度)の助成団体か	
			ら新たに6期生として14名を採択した(応募	
	ロジェ 手プロジェクト		29 名)。これは複数年計画の新規案件(60件)	
	ダー支 リーダー支援制		の 23.3%を占めた。	
	継続す 度を継続するほ			
	プロジーか、プロジェクト			
	動費用│活動費用の効果			
	伴う助 的な交付方法に			
	ハ て 検 │ついて検討する。 ·-			
討、導入	する。			
	事業が (D) 助成事業が安		(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上 	
	:運営で│定的に運営でき			
助成機関との連しきるよう				
)交付を 成金の交付を受 休の利 はる団体の利便			
	体の利 ける団体の利便			
	上する 性が向上するよ			
	、下の取 │ う、以下の取組を			
便性の向上 組を行う	・ 行う。			
<関連した指標				
	を受け 助成を受ける		 会計事務等に関する指導等の実施	
	体を対 団体を対象とし · 会計車 た会計車 & 笙に)内定団体説明会の実施 今和元年度に新規に採択された75回体を対象	
別日惊期旧夫 豕CUに	:会計事 │ た会計事務等に	<u> </u>	令和元年度に新規に採択された75団体を対象	

1	漬:平均 26.8	務等に関する説	関する説明会を		に、会計等の事務を確実に行っていただくた	
	∃)	明会を開催し、	開催し、原則とし		め、交付申請手続や支払申請手続等に関する	
		原則として参加	て参加を義務づ		説明会を、平成 31 年 4 月 17 日と 19 日の 2 日	
		を義務づけると	けるとともに、複		間で計5回開催し、全団体が参加した。	
		ともに、複数年	数年にわたる助) 事務所指導調査の実施	
		にわたる助成活	成活動を行う全		複数年にわたる助成活動計画を有する団体で	
		動を行う全団体	団体について、事		令和元年度(2019年度)1年目の団体(55団	
		について、事務	務所指導調査を		体)のうち、30 団体に対して、助成制度に必	
		所指導調査を助	助成期間中に必		要な諸手続きに関する指導や、活動の実施状	
		成期間中に必ず	ず1回は実施す		況の確認を行った。	
		1回は実施す	る。			
		る。				
((d2) 支払処理	助成金交付	助成金交付が		助成金交付申請の速やかな手続の実施	
]	期間(前中期目	が内定した団体	内定した団体と、) 個別面談の実施	
7	標期間実績:平	と、目標共有の	目標共有の場と		令和元年度(2019 年度)の助成先として内定	
1	匀25.3 日)	場として個別面	して個別面談を		した全ての団体(197 団体)と、4 月に個別面	
		談を実施し計画	実施し計画		談を行った。	
		を確定させると	を確定させると		新規団体については(B))「事前目標共	
		ともに、その後	ともに、その後の		有」による活動目標の共有を行い、継続団体	
		の助成金交付申	助成金交付申請	交付決定処理期間	については活動状況の確認を行って、交付申	
		請の受理から交	の受理から交付	(前中期目標期間実	請手続に向けたすり合わせを行った。	
		付決定までの処	決定までの処理	績:平均26.8 日)) 速やかな交付申請手続の実施	
		理期間を4週間	期間を4週間(28		助成金交付申請の提出日を令和元年 5 月 15 日	
		-	日)以内として速		とし、交付決定を6月11日に行えたことから、	
			やかな手続きに		処理期間は 27 日であった。	
		続に努める。	努める。			
		_, , , ,				
		助成金の支			事務の効率化と利便性向上の取り組み	
			にあたり、厳正な)要望書提出の電子化	
			審査は引き続き		基金における事務の効率化と、要望団体側の	
			実施しつつ、事務		紙使用量の抑制の観点から、要望書提出の電	
			手続の効率化を		子化を令和元年度に整備し実施した。	
			図り利便性の向		要望提出時に行ったアンケートでは、その操	
			上に努める。ま		作性等について「容易だった」との回答が8	
			た、助成金支払申		割を占めており、利便性が向上した意見をい	
			請の事務処理に		ただいた。また、基金側でも紙の使用量削減、 富本期間の70円(富本の701法化) データ管理	
			ついては、1件当		審査期間の確保(審査の迅速化) データ管理	
			たりの平均処理		が容易等の利点が多くあった。	
			期間を4週間(28)一部概算払いの実施	
		•	日)以内とする。		平成 30 年度も助成を受けていた団体のうち、	
		日)以内とする。			「平成30年度の支払事務が適正に行われてい	

		T
	る」、「活動が概ね計画どおりに行われてい	
	る」、「活動計画が概算払いの必要性が高い」	
	を総合的に勘案し、22 団体に対して、助成金	
	50%を上限に概算払い(34,500 千円)を実施	
	した。	
)EXCELマクロファイル利用の推進	
	支払申請の利便性向上のために構築したEX	
	CELマクロファイルについて、4月の内定	
	団体説明会で説明するとともに、基金ホーム	
	ページに 2019 年度版を公表した (平均利用率	
	93.9%)。	
支払処理期間(前中) 他の助成制度の紹介	
期目標期間実績:平	環境保全活動を対象とする国内の他の民間財	
均 25.3 日)	団等による助成制度をまとめた冊子を作成し	
	基金ホームページに掲載した。	
くその他の指標>	冊子は、(C))「助成金説明会の開催」で	
	記載の助成金説明会全 12 か所で、参加者全員	
	に配布した。	
<評価の視点>) 助成金支払申請の速やかな手続の実施	
・年度計画に定めら	助成金の支払申請に係る事務(年5回)につ	
れた各項目が適切に	いては、厳正な審査をしつつ迅速な処理に努	
行われているか。	め、平均処理日数は 24.8 日であった。	
		I

4 . その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 3 - 2	振興事業		
業務に関連する政策・施	-	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
策		別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	8.環境・経済・社会の統合的向上
度		レビュー	8-3.環境パートナーシップの形成
			令和元年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

2.主要な経年データ

主要なアウ	トプット (フ	アウトカム)情報						主要なインプット情	青報 (財務情報及び	人員に関す	る情報)		
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2年度	3 年度	4年度	5 年度
		終年度値等)											
ユース世代	-	第3期中期目	10 回 (8					予算額 (千円)	973,824				
の活動団体		標期間実績:平	地方大会、										
の交流会実		均2回	全国大会、										
施回数			ecocon)										
ユース世代	-	第3期中期目	6回					決算額 (千円)	884,213				
を対象とし		標期間実績:平											
た研修実施		均4回/年											
回数													
研修受講者	-	第3期中期目	98.5%					経常費用(千円)	904,907				
アンケート		標期間実績:平						経常利益(千円)	93,580				
による肯定		均 95.4%						行政コスト(千	989,474				
的評価								円)					
								従事人員数	11.5				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3	. 各事業年度の業剤	8に係る目標、計画	画、業務実績、年度評	平価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
			(令和元年度)		業務実績	自己評価	
	(2)振興事業	(2)振興事業	(2)振興事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
	<評価指標>						<評定に至った理由>
	(A) 長期間にわ	(A) 民間団体等	(A) 民間団体等で		(A) 環境保全活動を行う人材の創出	評定:B	令和元年度計画に沿って適正に事業が実
	たり自主的に環	で環境保全活動	環境保全活動を				施されている。
	境活動に参画す	を行う人材が将	行う人材が将来				
	る人材創出のた	来的に継続して	的に継続して創			民間団体等で環境保全活	・ユース世代の環境活動の促進を目的とし
	めのユース世代	創出されるよ	出されるよう、以			動を行う人材が将来的に継	て、全国大学生環境活動コンテスト
	を対象とした取	う、以下の取組	下の取組を行う。			続して創出されるよう、ユ	(ecocon 2019)の共催や、環境省事業「全
	組の強化	を行う。				ース世代の活動団体の交流	国ユース環境活動発表大会」について、
						会として、全国ユース環境	全国 8 か所での地方大会の協力開催な
	<関連した指標					活発表大会について地方大	ど、ユース世代による環境保全活動に対
	>					会を8か所、全国大会を1	する支援を実施された。
	(a1) ユース世	全国の高校			全国ユース環境活動発表大会の実施	回実施するとともに、全国	
	代の活動団体の		境活動への積極) 地方大会の実施	大学生環境活動コンテスト	
	交流会実施回数		的な参加を促す		平成 30 年度から開始した地方大会を、令和元	·	
			ため、全国の高校		年度の「第5回全国ユース環境活動発表大会」	·	
	間実績:平均2	. –	生や大学生など		においても同じく全国8地区で開催した。募	交流機会を創出した。	
	回/年)		ユース世代を対		集に当たっては、実施に関するプレスリリー		・ユース世代の環境活動の促進を目的とし
			象とした交流会		スを平成 30 年度より前倒し(9月 7月)、	また、ユース世代を対象	て、高校生及び大学生を対象として、環
		する。	を行うとともに、		参加のしやすさや発表準備期間に配慮するな		境省が推進する地域循環共生圏やSD
			地域毎及び全国		どにより、参加校は 162 校と拡大した(昨年		Gs に関する地域別セミナーを開催さ
			規模の発表会を		度実績:152 校)。	る研修や民間企業と協働で	れた。
			2回以上開催す) 全国大会の実施	開催するセミナーを全国各	
			る。)により選出された 16 校により、令和 2 年		
					2月9日(日)に東京都内の会場において発		・若手プロジェクトリーダー研修について
					表を行った。全国大会では、広島県立世羅高		
					等学校(環境大臣賞)や京都府立木津高等学		,
					校(環境再生保全機構理事長賞)など全16 校		
					を優秀な取組として表彰した。	部有識者から受けた意見を	的、実践的な研修が実施された。
)全国大学生環境活動コンテスト(ecoc		
					on 2019)の共催	直すなど、効果的なカリキ	
					令和元年 12 月 28 日(土)に開催の全国大学	ュラムになるよう努めた。 	を含め、振興事業を適正に実施していると
					生環境活動コンテスト(e c o c o n 2019)に		判断して「B」評価とした。
					共催として参画し、持続可能な社会に向けて		
					環境・社会活動を行っている全国の大学生が		
					互いに学び、ネットワークを形成するための		
					支援を行った。なお、参加団体数は 15 団体で		
					あった。		

					<課題と対応>	< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
	全国の高校	全国の高校生	ユース世代の活動団	ユース世代を対象とした研修等の実施	若手プロジェクトリーダ	策 >
	生や大学生など	や大学生などユ	体の交流会実施回数	ユース世代(高校生及び大学生)の環境保全	-育成支援制度における研	若手プロジェクトリーダー育成支援制度
	ユース世代を対	ース世代を対象	(前中期目標期間実	活動への積極的な参加を促すため、全国ユー	修についてはカリキュラム	における研修など効果の高い事業につい
	象とした研修	とした研修を、民	績:平均2回/年)	ス環境活動発表大会の運営などを通じて構築	等の不断の見直しを行うな	て、引き続き、研修の理解度や活用度、ユ
	を、地域毎に毎	間団体、企業、自		した高校や大学とのネットワークを通じ、全	ど効果の向上に引き続き努	ース層の要望等を把握するとともに、より
	年度4回以上実	治体等と連携し		国各地で環境保全やSDGs、地域循環共生	めつつ、学生との交流事業	実践的、効果的な内容を検討・実施するこ
	施する。	て4回以上実施		圏に関する研修やセミナーを、令和元年度は	については定着を図るべく	とで、ユース世代の環境保全活動への支援
		する。		6回実施した。	取組を強化する。	に努めること。
(B) カリキュラ	(B) 研修や調査	(B) 研修や調査等		(B) 研修・調査等事業の効果的な実施	新型コロナウイルス感染	
ムの見直しや民	等の振興事業の	の振興事業の質			症が研修等の実施に影響を	< その他事項 >
間団体のニーズ	質的向上及び効	的向上及び効果			及ぼすことが避けられない	特になし。
の反映による事	果的な実施を通	的な実施を通じ			中、開催時期における社会	
業の質的向上及	じて民間団体の	て民間団体の発			状況を踏まえつつ、必要に	
び効果的な実施	発展につなげる	展につなげるた			応じてインターネットを活	
<関連した指標	ため、以下の取	め、以下の取組を			用したリモート参加型の	
>	組を行う。	行う。			方法を取り入れるなど、無	
(b1) 研修受講	研修や調査	研修や調査等		研修・調査の企画運営	理なくかつ有意義な方法を	
者アンケートに	等の計画にあた	の計画にあたっ)若手プロジェクトリーダー研修の実施	検討し実施する。	
よる肯定的評価	っては、外部有	ては、外部有識者		令和元年度は、助成事業において中心的に活		
(前中期目標期	識者による助言	による助言を受		動する若手(第4期7名、第5期7名、第6		
間実績:平均	を受け、効果的	け、効果的なカリ		期 13 名の計 27 名)に対して、活動の戦略づ		
95.4%)	なカリキュラム	キュラムとなる		くり、マーケティング、ファンドレイジング		
	となるよう努め	よう努める。		(資金調達)、広報・PR、合意形成、プロ		
	る。			ジェクトマネジメントなど、プロジェクトを		
				推進するために必要かつ、NPOからの要望		
				の高いプログラムを提供し、それぞれの活動		
				を効果的に進めるための実践的な演習、ワー		
				クショップを行った。		
				なお、外部有識者から平成 30 年度に受けた意		
				見を踏まえ、2年目の研修については講師を		
				通年で依頼し、研修と研修の間にさらにフォ		
				ローアップする研修を追加して、実質的に年		
				5回にわたり研修生とコンタクトを取る方法		
				に改善した。		
)海外派遣研修の実施		
				国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を		
				育成するため、インドネシアにおいて短期コ		
				ース(11日間)・長期コース(20日間)の環		
				境ユース海外派遣研修を実施した。(2月)		

			研修生は、事前審査を通過した 10 名を対象と	
			し、インドネシアでの研修の学びをより深め	
			O、	
			なお、研修後に予定していた「研修報告会」	
			は新型コロナウイルスの影響により開催を見	
			送ったが、研修の効果向上のため、令和2年	
			度において開催を計画している。	
			反にのいて開催を計画している。 また、本研修を受講した研修生が、受講年度	
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
			をこえて交流や情報交換等が行えるよう、S	
			NSを活用したネットワーク化の取り組みを	
		开始立进 七字2.6	進めた。	
)研修受講者アンケート	
			実施した研修において、参加者が有意義だっ	
		_	たと肯定的な回答を行った回答率は、全体で	
		績:平均	98.5%であった。	
		95.4%)		
環境保全を	環境保全を含		SDGs等に関する研修等の実施	
含む複数の目標	む複数の目標を		SDGsの考え方に関する研修として、広く	
を統合的に解決	統合的に解決す	<その他の指標>	民間団体に対して、(1)助成事業(C) 「複	
するSDGsの	る S D G s の考		数の目標を統合的に解決することを目指した	
考え方に関する	え方に関する研		環境保全活動の推進」で記載したセミナーを	
研修を年1回以	修を1回以上実		9回実施した。	
上継続的に実施	施する。	<評価の視点>	また、ユース世代に対して、(A) 「ユース	
する。		・年度計画に定めら	世代を対象とした研修等の実施」で記載した	
		れた各項目が適切に	研修等を6回実施した。	
		行われているか。		

4.その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 3 - 3	地球環境基金の運用等		
業務に関連する政策・施	-	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
策		別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	8.環境・経済・社会の統合的向上
度		レビュー	8-3.環境パートナーシップの形成
			令和元年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

2.主要な経年データ

主要なアウ	主要なアウトプット(アウトカム)情報									主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和			令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度			元年度	2 年度	3年度	4 年度	5 年度
		最終年度値等)												
SNS(ツ			ツイッタ					予算額 (千円	9)	973,824				
イッター、			一掲載 数:118					決算額 (千円	9)	884,213				
インスタグ			件、											
ラム掲載			フォロワ 一数:484											
数、フォロ			人インス											
ワー数)	-	-	タグラム											
			掲載数: 91 件、											
			フォロワ											
			一数:167											
			人											
特定寄付金		第3期中期目	18,000 千					経常費用(戶円)	904,907				
の受け入れ		標期間実績:平	円					経常利益(F円)	93,580				
金額	-	均 13,750 千												
		円												
基金の運用		第3期中期目	82 百万円					行政コスト	(千	989,474				
益		標期間実績:平						円)						
		均 185 百万円						従事人員数		11.5				
	-													

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3 .	各事業年度の業務	務に係る目標、計画	ī、業務実績、年度 詩	平価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己		主務大臣による評価
			(令和元年度)		業務実績	自己評価	
	(3)地球環境	(3)地球環境	(3)地球環境基	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
	基金の運用等	基金の運用等	金の運用等			<評定と根拠>	<評定に至った理由>
	<評価指標>					評定: B	令和元年度計画に沿って適正に事業が実
	(A) 基金の充実	(A) 環境NG	(A) 環境NGO・		(A)環境NGO・NPOが行う助成活動の国	根拠:	施されている。
	のための、助成	O・NPOが行	NPOが行う助		民・事業者等に対する理解促進及び基金の充		
	対象活動の国	う助成活動の国	成活動の国民・事		実	ホームページのリニュー	
	民・事業者に対	民・事業者等に	業者等に対する			アルやツイッター及びイン	・Web サイトや SNS 等のメディア媒体を活
	する理解促進	対する理解促進	理解促進を通じ			スタグラムのSNSによる	用した地球環境基金事業の周知など、積
		を通じて、基金	て、基金の充実に			発信強化、広報誌等の各種	極的な広報及び募金活動が実施された。
		の充実につなげ	つなげるため以			媒体の活用等により、地球	
	<関連した指標	るため、以下の	下の取組を行う。			環境基金事業の広報・周知	
	>	取組を行う。				を積極的に進めた。	
	(a1) SNS(ツ	ホームペー	ホームペー	SNS(ツイッター、	ホームページ、SNS を通じた積極的な広		
	•				報・周知、個人や企業等による寄付の確保	○地球環境基金を取り巻く	・「地球環境基金企業協働プロジェクト」
				数、フォロワー数))ホームページ、SNS を通じた広報	状況が厳しい中にあって、	への特別寄付金について、第3期中期目
			極的な広報・周知		ホームページ、SNS を通じて助成団体の活動	地球環境基金企業協働プロ	標期間実績を上回る 18,000 千円の寄付
	数)	とともに、環境	を行い、地球環境		情報、イベントの周知等を広範に情報発信し、		を獲得されている。
			基金事業の理解		地球環境基金事業の認知度向上に努めた。	ついて、令和元年度は、第	
			促進に努める。ま		ア ホームページのリニューアルを行い、助		
			た、環境NGO・		成金の募集等の必要な情報を分かりやすく分		
			NPOが開設す			獲得することができた。	
			るホームページ		パソコンだけでなく、スマートフォンやタブ		
			のリンク化を進		レットからの閲覧に応じてデザインレイアウ		
			めることで助成		トを可変することができるようにレスポンシ		
			活動及び個々の		ブ対応を行った。	先した上で、市場等の動向	した運用が実施された。
			団体が行う活動		イ Twitterは118件のツイートを発		
		に努める。	への理解促進、意		信し、フォロワーとなった人数は令和元年度	った。	
			間には、これの世界には、		末に 484 人まで増加した。(平成 30 年度に発		以上のことから、運用等に関する事業を
			人や企業等によ		信したツイート: 78 件、平成 30 年度末のフ		適正に実施していると判断して「B」評価
			る寄付の確保に		オロワー: 266 人)		とした。
			努める。		ウ Instagramは91件を投稿し、フ		
					オロワーとなった人数は令和元年度末に 167		
					│人まで増加した。(平成 30 年度の投稿:51 │件、平成 30 年度末のフォロワー:101 人)。		< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策 >
					IT、 TM, 30 平皮不のフォロワー・101 人)。 	ひ寄り名からの「寄り元の みえる化」等の要望に対応	
) 新聞、広報誌等による広報		環境を整備するため、引き続き、企業等の
					分別間、仏報師寺による仏報 新聞や高齢者向け情報誌等を活用して、地球		
					環境基金事業の紹介等を行うとともに、広報		
						別以元の一 ノいと ノの事実	

誌「地球環境基金便り」を年2回各39,000部│活動について効果的な広報│携した寄付メニューの実施など、積極的な 発行し、寄付者、自治体、図書館、商工会議「に努める。 所、高等学校、NPOセンター等約 8,000 箇 所に送付した。さらに、地球環境基金便りに│○地球環境基金企業協働プ おける新しい試みとして、AR(拡張現実) ロジェクトに対する企業の アプリを活用し、スマートフォン等から手軽 | 参画を得るため、企業が賛 | <その他事項 > に助成団体の活動動画等を閲覧することがで│同しやすい助成分野(テー│特になし。 きる什組みを取り入れた。

なお、地球環境基金に対して寄付をいただい│同プロジェクトの枠組みを ている方への年度報告として、また、助成 成 活用して寄付の受け入れに 果の一部をベストプラクティスという形で報 | 繋がるよう周知を継続す 告しつつ助成先団体への事例普及を行う ツーる。 ールとして、令和元年度から新たに「地球環 境基金レポート」を作成し、寄付者や令和元 年度助成先団体など約700箇所に送付した。

) イベント等への出展

環境意識が高い市民が集まる環境イベントに ブース出展を行い、地球環境基金事業や企業 協働プロジェクトの紹介等を行い認知度向上 に努めた。また、国内最大級の環境イベント であるエコプロ 2019 では、助成金活動報告会 とともに事業紹介等を行うことで、効果的な 理解促進を図った。

) 個人や企業等による寄付の確保

地球環境基金企業協働プロジェクト、継続的 な寄付獲得に向けた地球環境基金サポーター のほか、古本を活用した身近でリサイクル意 識の啓発と環境保全活動の支援に参加できる 寄付メニュー(本 de 寄付)などについて積極 的な周知活動を行うなど総合的な広報活動の ほか、寄付者に対する謝意として、領収書や 感謝状の発行及びホームページ上への寄付者 名の掲載時期の早期化(週単位)に努めた。 このような取組の結果、募金箱や振込による 寄付に加え、本 de 寄付や企業の商品等の売上 の一部による寄付等の多様な方法を通じ、令 和元年度については寄付額 22.015 千円(対平 成 30 年度 96%)、寄付件数 905 件を受け入 れた。

マ)を検討するとともに、

広報及び募金活動に努め、機構の総力を結 集して寄付の獲得に努めること。

(a2) 特定寄付	寄付を行っ	環境に対する	特定寄付金の受け入	地球環境基金企業協働プロジェクトへの	
金の受け入れ金	た企業、団体の	企業の貢献度が	れ金額(前中期目標	寄付の獲得	
額(前中期目標	名称が明らかに	明確な、地球環境	期間実績:平均	地球環境基金企業協働プロジェクトに参画	
期間実績:平均	なることにより	基金企業協働プ	13,750 千円)	し、環境NGO・NPOの環境保全活動(L	
13,750 千円)	貢献度が明確と	ロジェクトへの		OVE BLUE助成)に支援をいただいて	
	なる地球環境基	寄付について、前		いる業界団体((一社)日本釣用品工業会)	
	金企業協働プロ	中期目標期間で		に対し成果及び効果について報告を行った。	
	ジェクトへの寄	受け入れた水準		また、令和元年度も引き続き本プロジェクト	
	付について、前	以上の寄付を獲		に賛同いただき、平成30年度の水準を確保す	
	中期目標期間で	得するよう努め		ることができた。(15,000 千円、平成 30 年	
	受け入れた水準	る。		度同額。)	
	以上の寄付を獲			また、同プロジェクトの枠組みで獲得した寄	
	得するよう努め			付も活用し実施している全国ユース環境ネッ	
	る。			トワーク促進事業(振興事業)では、平成30	
				年度と同件数となる4社から寄付を得ること	
				ができた(総額 3,000 千円)。	
(B) 安全かつ有	(B) 安全かつ有	 (B) 安全かつ有利	 基金の運用益(前中	 (B) 安全かつ有利な資金運用	
利な資金運用	利に資金を運用	に資金を運用す	期目標期間実績:平	安全かつ効率的な運用	
<関連した指標	するため、以下	るため、以下の取	均 185 百万円)	市場金利の継続的な低金利となる中、運用方	
>	の取組を行う。	組を行う。		針に従い基金の安全な運用に努めつつ、市場	
(b1) 基金の運	安全かつ効	低金利が続い	<その他の指標>	の状況を考慮した運用を行った(利息額82百	
用益(前中期目	率的に運用を行	ている状況を踏		万円)。	
標期間実績:平	い、前中期目標	まえ、市場等の動			
均 185 百万円)	期間と同水準の	向を一層注視し	<評価の視点>		
	運用益の獲得に	つつ、運用方針に	・年度計画に定めら		
	努める。	基づき、安全性の	れた各項目が適切に		
		確保を最優先に、	行われているか。		
		効果的な運用を			
		行う。			

4.その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
業務に関連する政策・施	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃	当該事業実施に係る根拠(個	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第5条
策	棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小	別法条文など)	第1項、第6条第1項
	企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、		環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
	PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。		
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	4.廃棄物・リサイクル対策の推進
度		レビュー	4 - 4 . 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
			令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0176
			令和元年度行政事業レビューシート 事業番号 0308
			令和2年度基金シート 基金シート番号02-004

注1)重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2 . 主要な経年データ 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 主要なアウトプット(アウトカム)情報 達成目標 指標等 基準値 令和 元年度 2 年度 (前中期目標期間最 元年度 2 年度 3年度 4 年度 5年度 3年度 4 年度 5年度 終年度値等) 予算額(千円) 審査基準、審 第3期中期目 4 回 3,174,168 査状況等の -標期間実績: 決算額(千円) 1,961,725 公表回数 4回/年 基金の管理 第3期中期目 1回 経常費用(千円) 1,962,260 経常利益(千円) 状況の公表 標期間実績:1 6,014 回数 回/年 行政コスト(千 1,973,745 円) 従事人員数 2.25

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(令和元年度)		業務実績	自己評価	
(1)助成業務	(1)助成業務	(1)助成業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
<評価指標>					評定:B	<評定に至った理由>
(A) 審査基準、	(A) 透明性・公	(A) 透明性・公平		(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運	根拠:	軽減事業について環境大臣の指定す
助成対象事業の	平性を確保した	性を確保した堅		営	軽減事業については、	からの支払申請に対して、全件適正に
状況等を公表す	堅実な制度運営	実な制度運営を			環境大臣の指定する者から	し助成金が交付されていることや、本
るなど、透明性・	を図るため、以	図るため、以下の			の四半期ごとの支払申請に	の助成対象事業の実施状況や基金の
公平性を確保し	下の取組を行	取組を行う。			対し、全件を適正に処理し	状況等について年度計画通りホーム
た堅実な制度運	う。				て助成金を交付した。	ジで公表されていることから、PCB 廃
当					本助成金の助成対象事	の処理に係る助成業務が適正になさ
					業の実施状況、基金の管理	いることから「B」評価とした。
<関連した指標					状況等について、目標どお	
>					り機構ホームページで公表	
(a1) 審査基準、	審査基準、こ	環境大臣が指	審查基準、審査状況	助成金の審査基準、審査状況	した。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改
審査状況等の公	れに基づく助成	定する者からの	等の公表回数 (前中	ア)軽減事業		策 >
表回数(前中期	金の審査状況及	助成金の交付申	期目標期間実績:4	中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理	<課題と対応>	今後も、中小企業者等が保有する PC
目標期間実績:	び助成対象事業	請、支払申請等の	回/年)	費用軽減のため、環境大臣が指定する者から	令和元年度中に助成対	棄物等の処理が促進されるよう着実
4回/年)	の実施状況など	内容を適正に審		の交付の申請を審査した上で令和元年5月14	象範囲の変更を目的とする	行に努めていただくとともに、引き
	の情報を、四半	査した上で交付		日に交付決定し、四半期ごとの支払申請に対	省令改正が行われ、機構に	基金の管理状況や助成金の審査基準、
	期毎にホームペ	するとともに、審		して全 3,676 件を適正に処理して 1,938,777	おいても業務方法書及び交	状況などを公表し、事業の透明性、公
	ージにおいて公	査状況及び助成		千円の助成金を交付した。	付要綱の改正を行った。支	を確保いただきたい。また、代執行事
	表する。	対象事業の実施		また、本助成金の審査基準や審査状況、助成事	払申請に係る審査に当たっ	おいては、都道府県等が実施する PC
		状況などの情報		業の実施状況等について機構ホームページで	ては、改正点に留意し引き	棄物の処理に係る行政代執行に係る
		を、四半期毎にホ		公表し、透明性の確保を図った。	続き適正に実施していく。	の資金支援に関する申請に対する審
		ームページ等に		イ)代執行支援事業		ついて、着実かつ適正に実施いただ
		おいて公表する。		都道府県等が実施するPCB廃棄物処理に係		l I.
				る代執行事業への支援のための基金造成につ		
				いて、国から補助金 100,000 千円、産業界か		
				ら出えん金 180,500 千円の合計 280,500 千円		< その他事項 >
				の拠出を受けた。		特になし。
				また、代執行支援事業についても環境大臣が		
				指定する者からの交付の申請を審査した上		
				で、月ごとの支払申請に対して 3,529 千円助		
				成金を交付した。		
 B ポリ塩化ビ	(B) 基金の適切	(B) 基金の適切な		 (B) 基金の適切な管理		
	な管理を図るた					
		以下の取組を行				

据えた基金の適	を行う。	う。			
切な管理					
<関連した指標					
>					
(b1) 基金の管	ポリ塩化ビ	基金の管理状	基金の管理状況の公	基金の適正な管理及び管理状況の公表	
理状況の公表回	フェニル廃棄物	況を年1回ホー	表回数(前中期目標	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限(令和	
数(前中期目標	の処理期限(平	ムページにおい	期間実績:1回/年)	9年3月)を見据えつつ、流動性と安全性を重	
期間実績:1回	成39年3月)を	て公表する。		視した運用を行うなど適正な管理を行った。	
/年)	見据えつつ、基			また、基金の管理状況(拠出状況、助成状況、	
	金を適正に管理			運用状況等)について年1回機構ホームペー	
	するとともに、		<その他の指標>	ジで公表した。	
	基金の管理状況				
	を年1回ホーム				
	ページにおいて		<評価の視点>		
	公表する。		・年度計画に定めら		
			れた各項目が適切に		
			行われているか。		

4 . その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る	当該事業実施に係る根拠(個	環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 6 号
策	埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	別法条文など)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	4 . 廃棄物・リサイクル対策の推進
度		レビュー	4 - 4 . 産業廃棄物対策 (排出抑制・リサイクル・適正処理)
			4 - 5 . 廃棄物の不法投棄の防止等
			令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

2 . 主要な経年データ

主要なアウ	トプット(フ	プウトカム)情報						主要なインプット情	報(財務情報及び	人員に関する	情報)		
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	元年度	2 年度	3年度	4年度	5 年度		元年度	2年度	3 年度	4 年度	5 年度
		終年度値等)											
設置者等及		第3期中期目	1,180 回					予算額(千円)	882,969				
び許可権者		標期間実績:						決算額(千円)	356,780				
への積立額		平均 1,203 回											
や取戻額、運	-	/年											
用利息額等													
の情報提供													
回数													
維持管理積		第3期中期目	1 回					経常費用(千円)	279,266				
立金の管理		標期間実績:平						経常利益(千円)	784				
状況の公表	-	均1回/年						行政コスト(千	287,619				
回数								円)					
								従事人員数	1.25				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	主務大臣による評価	
		(令和元年度)		業務実績	自己評価	
(1)管理業務	(1)管理業務	(1)管理業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
<評価指標>					評定 : B	<評定に至った理由>
(A) 積立者に対	(A) 透明性・公	(A) 透明性・公平		(A) 透明性・公平性の確保	根拠:	積立者に対する運用状況等の透明性
する運用状況等	平性を確保しつ	性を確保しつつ、			設置者への維持管理積立	平性の確保については、設置者等及で
の情報を提供す	つ、堅実に制度	堅実に制度を運			金の積立て及び取戻し並び	可権者への積立額や取戻額、運用利用
るなど透明性・	を運営するた	営するため、以下			に積立金利息の通知及び払	等の通知を定期的に送付しており、そ
公平性の確保	め、以下の取組	の取組を行う。			渡し、並びに許可権者への	│ に情報提供が行われている。また、約
<関連した指標	を行う。				積立て及び取戻し状況の通	 管理積立金の適正な管理についても、
>					知を適切に行い、業務の透	 立て及び取戻し状況が確実にホーム♪
a1) 設置者等	積立者に対	積立者に対し	設置者等及び許可権	情報提供及び適切かつ確実な事務	明性・公平性の確保に努め	ジで公表されている。
及び許可権者へ	し運用状況等の	運用状況等の情	者への積立額や取戻)利息の通知と払渡し	た。	 以上の中期計画を着実に達成してい
の積立額や取戻	情報提供を着実	報提供を着実に	額、運用利息額等の	最終処分場設置者への維持管理積立金の令和	維持管理積立金を適正に	│ │とから、「B」評価とした。
額、運用利息額	に行うため、運	行うため、運用利	情報提供回数(前中	元年度運用利息額の通知を令和2年3月末に	管理し、管理状況をホーム	
等の情報提供回	用利息等を毎年	息等を毎年	期目標期間実績:平	行った。請求を受けた令和元年度中の利息の	ページで公表した。	
数(前中期目標	度1回通知する	度1回通知する	均 1,203 回/年)	払渡しは 602 件 328,813 千円であった。		
期間実績:平均	とともに、積立	とともに、積立)積立て及び取戻し	<課題と対応>	 <指摘事項、業務運営上の課題及びi
.,203 回/年)	て、取戻しに対	て、取戻しに対す		最終処分場設置者からの積立て及び取戻しに	維持管理積立金の管理を	 方策
	する事務を適切	る事務を適切か		ー ついて、それぞれ適切に対応し、積立て及び取	 適切に行うため、稼働期間	引き続き、特定一般廃棄物最終処分 [↓]
	かつ確実に行	つ確実に行う。		 戻しに係る最終処分場設置者への預り証書の	が長期に及ぶ最終処分場に	び特定産業廃棄物最終処分場の埋立
	う。			 発行・送付を遅滞無く行った。 令和元年度にお	 は特に留意し、許可権者と	の終了後における適正な維持管理を
				 いて積立てがあった最終処分場数及び金額は	 の情報共有を図っていく必	 するため、資金の性質、積立及び取り
				677件、7,686,556千円、取戻しについては53	 要がある。	の状況に応じた最善の運用方法によ
				件、991,954 千円であった。	-	用や維持管理積立金の積立者に対す
				また、最終処分場設置の許可権者(94 都道府		用状況等の情報提供等に努めていた
				 県等)に対し、平成 30 年度分の維持管理積立		たい。
				│ 金の積立て及び取戻し状況を令和元年6月に		-
				 通知した。		
						 <その他事項>
B) 維持管理積	(B) 維持管理積	 (B) 維持管理積立		 (B) 維持管理積立金の適正な管理		特になし。
,	立金の適正な管	, ,				-
	理を行うため、	を行うため、以下				
	以下の取組を行					
>	う。					
[b1] 維持管理	維持管理積	維持管理積立	維持管理積立金の管	 管理状況の公表		
				適正な維持管理を促進するため、平成30年度		
				分の維持管理積立金の管理状況(積立て及び		
				取戻し状況)について、年1回機構ホームペー		

間実績:平均1	公表する。	表する。		ジで公表した。	
回/年)			<その他の指標>		
			4= /= - 4= L		
			<評価の視点>		
			・年度計画に定めら		
			れた各項目が適切に		
			行われているか。		
			131211 211 373 6		

4.その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 6 - 1	認定・支給に係る業務		
業務に関連する政策・施	-	当該事業実施に係る根拠(個	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号)第 4 条、
策		別法条文など)	第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20
			条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 79 条の 2
			石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(平成 23 年
			法律第 104 号) 附則第 3 条
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易	<重要度:高>石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の	関連する政策評価・行政事業	7.環境保健対策の推進
度	認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速	レビュー	7 - 3 . 石綿健康被害救済対策
	に実施していくことは、制度の根幹となる重要なも		令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0261
	のであるため。		令和 2 度基金シート 基金シート番号 02-005
	<難易度:高>石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害		
	者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救		
	済制度への申請が増加もしくは現水準で推移するこ		
	とが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済		
	給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要がある		
	ため。		

2 . 主要な経年データ

主要なアウ	トプット (ア	ウトカム)情報						主要なインプット情	青報(財務情報及び人	、員に関する愉	青報)		
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2年度	3 年度	4 年度	5 年度
		最終年度値等)											
療養中の方及び	122 日	122 日	95 日					予算額 (千円)	5,664,044				
未申請死亡者の	(前中期目標期	(前中期目標期間											
遺族からの認定	間中の平均処理	中の平均処理日											
申請・請求から	日数)を維持	数)											
認定等決定まで													
の処理日数													
<関連指標>								決算額 (千円)	4,796,871				
労災保険制度の	-	第3期中期目標期	12 🛭					経常費用(千円)	4,839,795				
対象となり得る		間実績:平均 12 回											
申請についての		/年											
厚生労働省への													
情報													
					_								

		FE - HE HE		<u> </u>	1	107 HL 7 (1) 1		1	1	 	
療養中の被認定	-	第3期中期目標期	19日			経常利益(千円)	-				
者に支給する療		間実績:平均 17 日									
養手当(初回)の											
速やかな支給											
(特殊案件を除											
<.)											
認定更新対象者	-	第3期中期目標期	100%			行政コスト(千	5,053,810				
への状況確認等		間実績:100%				円)					
の案内送付											
		第3期中期目標期				従事人員数	43				
窓口相談、無料	-	間実績:平均	5,683 件								
電話相談件数		5,688件/年									
施行前死亡者の											
遺族への特別遺											
族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	_	22 回								
求期限に関する											
周知回数											
保健所(受付機											
関)担当者説											
明会、地方公		第3期中期目標期									
共団体研修会	-	間実績:平均 13 回	14 回								
		/年									
等での制度説											
明実施回数											
制度運用に関す		☆~**********									
る統計資料、		第3期中期目標期	5.45								
被認定者に関	-	間実績:各1回/	各1回								
するばく露状		年									
況調査の公表											
救済制度におい		平成 29 年度実									
て診断実績のあ	-	績:1,778 病院	1,822 病院								
る医療機関数											
医療従事者向け		第3期中期目標期									
セミナーの実施	-	間実績:平均 14 回	13 💷								
回数		/年									
個人情報保護等											
に係る職員研修											
への担当部署の		第3期中期目標期	100%								
職員参加率 (-	間実績:100%	10070								
派遣職員等を含											
む)											

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3 . 各事業年度の業績	務に係る目標、計画	ī、業務実績、年度 詩	評価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(令和元年度)		業務実績	自己評価	
(1)認定・支	(1)認定・支給	(1)認定・支給	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A
給に係る業務	に係る業務	に係る業務			評定:A	<評定に至った理由>
<評価指標>					・環境省への判定申出前か	・石綿による健康被害の救済に関する法
(A) 医療機関と	(A) 療養中の方	(A) 療養中の方及	医療機関と連携しつ		ら可能な限り資料の収集に	律は、「石綿による健康被害の特殊性にか
連携しつつ、療	及び未申請死亡	び未申請死亡者	つ、療養中の方及び		努めたことにより、1回の	んがみ、石綿による健康被害を受けた者
養中の方及び未	者の遺族からの	の遺族からの認	未申請死亡者の遺族		医学的判定で認定等の決定	及びその遺族に対し、医療費等を支給す
申請死亡者の遺	認定申請・請求	定申請・請求から	からの認定申請・請		を行った案件の割合が	るための措置を講ずることにより、石綿
族からの認定申	から認定等決定	認定等決定まで	求から認定等決定ま		64.9 % (前年度実績	による健康被害の迅速な救済を図ること
請・請求から認	までの処理日数	の処理日数につ	での処理日数:前中		59.9%) へ増加し、療養者	を目的とする」とされており、迅速な認
定等決定までの	について、前中	いて、前中期目標	期目標期間実績(平		及び未申請死亡者に係る申	定・支給の実施は重要である。特に、療
処理日数:前中	期目標期間実績	期間実績(平均	均 122 日)を維持、		請等に係る平均処理日数は	養中の石綿健康被害者に1日でも早く安
期目標期間実績	(平均122日)	122 日)を維持す	厚生労働省との定期		95 日(前年度実績 100 日)	心して医療サービスを受けていただくた
(平均122日)	を維持するとと	るとともに、厚生	的な情報共有		となり、前中期目標期間の	めには、期間短縮に向けた取組が重要で
を維持、厚生労	もに、厚生労働	労働省との定期			平均 122 日と比べて期間短	ある。
働省との定期的	省との定期的な	的な情報共有を			縮(22.1%減)が図れた。	令和元年度においては、申請受付件数
な情報共有	情報共有を図る	図るため、以下の			・医療費の未請求者への手	が前年度に比べ増加(1,303 件 1,334
	ため、以下の取	取組を行う。			続き方法の再案内等、被認	件:2.4%増)する中、環境大臣への医学
<関連した指標	組を行う。				定者からの円滑な請求に資	的申出前から、医療機関に病理標本等の
>					するきめ細かな取組を行っ	提出を求めたこと等により、1回の医学
(a1) 労災保険	申請・請求段	環境大臣への		申請受付件数が前年度比で 2.4%増加(平成	た。	的判定で結果が得られた割合が前年度同
制度の対象とな	階から医療機関	申出前から医療		30 年度:1,303 件 令和元年度:1,334 件)し		等の 64.9% (前年度 59.9%) となった。
り得る申請につ	と緊密に連絡を	機関に病理標本		たが、医療機関に対して、病理標本等の資料提	ぐため、未申請者への状況	こうした期間短縮に向けた取組の結果と
いての厚生労働	行い、医学的判	等の提出を積極		出を積極的に求めることや、中央環境審議会	確認・再案内を実施するな	して、療養中の方の申請から認定等決定
省への情報提供	定に必要な資料	的に求め、可能な		環境保健部会石綿健康被害判定小委員会の審	どの取組を行い認定更新に	までの平均処理日数は、石綿繊維計測等
回数(前中期目	の整備に努め	限り事前に資料		査において必須である免疫染色検査の結果の	係る事務を適切に行った。	の特殊事例を除き 95 日(前年度実績 100
標期間実績:平	る。	を収集し判定申		提出を求め、当該検査が未実施の案件につい	・判定小委員会、分科会に	日)に短縮され、前中期目標期間と比べ
均 12 回/年)		出を行う。		ては、機構が免疫染色を実施するなど、環境省	よる判定票の受領日によっ	ても期間短縮(122 日 95 日:22.1%
<定量的な目標				への判定申出前から可能な限り資料の収集に	て処理日数が延長すること	減)が図られている。
水準の考え方 >				努めたことにより、療養者及び未申請死亡者	はあったものの、概ね基準	
(a) 療養中の方				に係る申請等において、1回の医学的判定で	どおりの処理日数となっ	・中央環境審議会石綿健康被害救済小委
からの認定申請				認定等の決定を行った案件の割合が 64.9%	た。	員会によりとりまとめられた「石綿健康被
から決定までの				(前年度実績 59.9%)へ増加した。	・保健所等への情報提供、	害救済制度の施行状況と今後の方向性に
平均処理日数					医師・医療機関への申請手	ついて」を踏まえて、石綿救済制度の申請
(特殊な事情	申請・請求窓	申請・請求窓		保健所等窓口担当者の救済制度に係る受	続きの周知及び医療機関へ	窓口となる保健所等の担当者に対し、受
を有する案件を	口である保健所	口である保健所		付、相談及び医学的事項に関する知識の向上	の知見の還元等継続してき	付・相談及び医学的事項等に係る必要な知
除く)は、前中	においても必要	においても必要		を図るため、北海道から九州までの全国7ブ	た取組と、平成 28 年 12 月	

期いのしな業誘も等中実設信が短で目の発否を期績定制 47 達、確係不すめ踏目をといる。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
(B) 救済給付の 確実な支給、認 定更新申請の漏 れを防止するた めの被認定者支 援 <関連した指標
> (b1)療養中の被認定者に支給する療養手当(初回)の速やかな支給(特殊案件を除く。)

日)

な資料が整備さしな資料が整備さ 間 れ、かつ迅速 する。

労災保険制

の取組を行う。

に連携を図り、

確認を行うな「行う。また、被認

認定後速や

れ、かつ迅速に受 に受付がなされ | 付がなされるよ 剝│るよう、毎年度、│う、北海道から九 保健所説明会を|州までの全国で 通じて、保健所一の保健所説明会 担当者等に対し「において、保健所 手続のポイント 窓口担当者に対 前 | を実例を交えな | し各種手引やリ がら丁寧に説明 ーフレット等を 活用し、窓口での 相談に当たって の留意点や書類 を受付けてから のポイントをT 寧に説明する。

いて、厚生労働 | て、厚生労働省 省(労災保険窓 (労災保険窓口) 口)との定期的 | に毎月、情報提供 | 平均 12 回/年) な情報共有を行しを行い、連携を図

(B) 救済給付の (B) 救済給付の確 確実な支給、認|実な支給、認定更 屚│定更新申請の漏│新申請の漏れを れを防止するた 防止するための 支│めの被認定者支│被認定者支援と 援として、以下して、以下の取組 を行う。

るようにするた ようにするため、 朱│行う部署と緊密 │部署と緊密に連│ |携を図り、通知作 (前中期目標期 | 通知作業と並行 | 業と並行して請 間実績:平均17 して請求書類の | 求書類の確認を

認定後速やか|療養中の被認定者に

認定から支給までの期間を短くするよう │かに支給を行え│に支給を行える│支給する療養手当│支払日を複数化する取組や、組織内で被認定│ (初回)の速やかな | 者に係る情報を迅速に共有することで、第3 め、認定通知を「認定通知を行う」支給(特殊案件を除し期中期目標期間と同程度の処理日数で支給を く。)(前中期目標期 | 行った。(初回療養手当の認定から支給まで | 間実績:平均17日) | の日数:第3期中期目標期間の平均処理日数 17日に対し、令和元年度の平均処理日数19 日)

また、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の被認|救済部独自に、石綿救済業

した。

- ・効果の高いテレビCM・ したことに加え、医療関係 応し、平成 30 年度比で 等に繋げることができた。
- ・制度運用に係る統計調査 続き着実に実施した。
- 行い、平成 28 年 12 月に ある。 よる肺がん」の重点周知、 組を行った。

ロックと、県単独での開催の要望があった4 | に救済小委員会によりとり | 識の向上を図るため、保健所説明会を実施 まとめられた「石綿健康被」するとともに、地方公共団体主催研修会に 保健所説明会では、機構から救済制度及び|害救済制度の施行状況と今|おいて、医療従事者や地方公共団体担当者 申請・給付の手続について、労働局から労災保|後の方向性について」を踏|を対象に石綿関連疾患や石綿救済制度等 まえて平成 29 年度より開一に係る講演を行うなど積極的な情報提供・ 始した医療関係団体等との「周知を行い、制度運営の円滑化に向けた取 協力による医療現場への制し組を着実に実施しており、中期計画の所期 度周知の取組を着実に実施「の目標を達成していると認められる。

- ・労災保険制度の対象となり得る申請に 新聞広告及びターゲットを一ついては、申請者の同意を得て労災保険 絞ったWeb広告等を中心 | 窓口へ情報提供を行うなど、引き続き他 とした一般向け広報を展開「制度との連携を図っている。
- 団体(学会等)との連携に ・被認定者への医療費請求に係る手引き より医療従事者等へ周知ししの作成や手続き方法の再案内を行い、支払 目標期間実績と同程度の無しめの取組を行っているが、救済給付の支給 料電話相談等 5.683 件に対しに係る期間は、第3期中期目標期間の平均 よりも長くなっており目標を達成してい 2.4% 増の 1.334 件の申請 ない。(療養手当(初回)支給までの処理 期間:17日 19日)
- や被認定者に関する石綿ば一・石綿健康被害救済法によって救済され く露調査については、引き│るべき方が、適切に申請等を行い、迅速に 救済されるためには、国民全体に幅広く制 ・環境省との意見交換会を「度を継続して周知していくことが重要で

とりまとめられた中央環境「過去の実績で最も広報効果の高かったテ 審議会環境保健部会石綿健│レビСMと新聞広告にインターネットを 康被害救済小委員会の指摘し加えて重点的に、効率的に制度の認知度を 事項を踏まえ、関係機関と│高める広報を実施した。また、無料電話相 連携を図りながら、「石綿に | 談(石綿救済相談ダイヤル)により制度等 の相談対応を広く実施しており、広報活動 医療機関への広報などの取しによる幅広い制度周知の結果、件数は窓口 相談件数 54 件、無料電話相談件数 5.629 |個人情報保護及び情報セキ|件、申請件数おいて前年度比で2.4%増加、 ュリティへの対応を適切に (1,303 件 1,334 件) しており、適切な │行うために各種対策を順次│媒体を活用した効果的な広報の取組が引 実施し、また石綿健康被害|き続き実施されたと考えられる。

労災保険制度|労災保険制度の対象 得る申請等につる申請等についいての厚生労働省へた。 |の情報提供回数(前

中期目標期間実績:

労災保険制度の対象となる可能性が高い案│たことにより、第3期中期│日を複数化するなど、迅速な支給を図るた 度の対象になり | の対象になり得 | となり得る申請につ | 件を今年度は 12 回厚生労働省に情報提供し

県において、保健所説明会を開催した。

患について説明を行った。

険制度について、また、専門医から石綿関連疾

	と、文紹番宜の	正者や医療機関		定者については、医療質請求寺について被認	務に携わる全ての職員(派	・石綿関連疾患に関する字会寺での医字
	準備を可能な限	等に向けた案内		定者や医療機関等から問い合わせを受けるこ	遣職員等を含む)に対して	的セミナーにおいて医師向けに石綿関連
	り進める。	資料をより分か		とが多いため、請求手続きが円滑に行われる	研修を実施した。	疾患や制度等周知を行ったほか、中皮腫細
		りやすくなるよ		よう、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚専用の手	・認定・給付システムにつ	胞診断実習研修会において細胞検査士の
		う見直し、被認定		引きを作成して被認定者に送付する取組を開	いて、引き続き安定的に運	診断技術の向上を図るとともに、肺がんの
		者からの請求が		始した。	用を行っている。	医学的判定に係る石綿小体計測について、
		円滑に行われる				検査技師等の計測精度の均てん化を図る
		ためのきめ細か			<課題と対応>	ための精度管理事業を実施するなど、医療
		な取組を進める。			・申請受付件数が増加傾向	従事者に対し医学的判定で得られた知見
(b2) 請求期限	漏れなく救	漏れなく救済	請求期限のある救済	時効により救済給付の請求ができなくな	にある中、全体としての平	の還元等を図った。
のある救済給付	済給付の支給を	給付の支給を行	給付の請求対象者へ	ることを防ぎ、早めに手続が行われるように	ため、医療機関から可能な	以上のとおり幅広い医療従事者に対し石
の請求対象者へ	行うため、葬祭	うため、請求でき	の周知(前中期目標	するため、遺族への手続の再案内に加え、療養	│限り資料を事前に収集し判 │定申出を行う、追加資料を	綿救済制度に係る周知を行い、制度運営の
の周知 (前中期	料等請求期限の	る期限が法で定	期間実績:	中の被認定者についても、認定後一定期間が	求められた案件について	円滑化に向けた取組を着実に実施してお
目標期間実績:	ある救済給付の	められている葬	100%)	経過しても医療費(償還)の請求を行っていな	も、少しでも早く資料が得	り、中期計画の所期の目標を達成している
100%)	請求対象者(他	祭料や医療費の		い場合は再案内を継続的に実施した。	られるよう管理を徹底する などの取組を継続的に実施	と認められる。
	法給付を除く。)	請求対象者(他法			する。	
	に、請求勧奨を	給付を除く。) に			・被認定者からの請求が円	・認定・給付システムの運用にあたり、シ
	行う。	対して、電話や文			滑に行われるためのきめ細 かな取組を進め、引き続き	ステム担当者間における情報共有や過去
		書により、請求手			救済給付の支給に係る事務	のインシデント情報やヒヤリハット事例
		続の再案内を実			を適切に実施する。 ・認定更新の対象者が申請	を収集・共有し、対策事例集を作成するな
		施する。			漏れにより更新を受ける資	ど、引き続きシステムの安定的運用及び情
(b3) 認定更新	認定の更新	認定更新の申	認定更新対象者への	認定の更新を受けるべき被認定者が申請	格を失うことのないよう、	報セキュリティの確保を図るほか、システ
対象者への状況	を受けるべき被	請漏れを防ぐた	状況確認等の案内送	漏れにより資格を失うことのないよう、丁寧	引き続き、手続方法の案内、 申請状況の確認等を適切に	ムを活用した審査中案件の進捗管理の実
確認等の案内送	認定者が申請漏	め、事前の案内や	付(前中期目標期間	に手続を進め、更新申請の申請を行った被認	実施する。	施など、業務の効率化を図っている。
付(前中期目標	れにより資格を	未申請者への状	実績:100%)	定者に対しては、認定の有効期間満了2か月	・制度のより円滑な運営を	また、救済業務に携わる全職員を対象とし
期間実績:	失うことのない	況確認・再案内を		前を目途に、漏れなく認定更新等の決定を行	図るためには、被害者の申	た個人情報保護及び情報セキュリティの
100%)	よう事前に案内	実施するなどの		った。具体的には次の取組を実施した。	請・請求、指定疾病の診断・	確保に係る研修の実施など、個人情報保護
	するなど、認定	取組を行い、認定		・認定の有効期間が満了する日の属する月を	治療及び療養指導等に関わ	及び情報セキュリティ確保のための対応
	更新に係る事務	更新に係る事務		単位に対象者を整理	る保健所担当者、医師・医	が適切に図られている。
	を適切に行う。	を適切に行う。		・満了月の7か月前に認定更新申請書及び診	療機関、看護師、ソーシャ	
				断書様式等を送付	ルワーカー等の協力が重要	以上を踏まえ、中期計画の所期の目標水
				・満了月の4か月前に認定更新の申請状況	である。今後も、これら制	準を上回る成果が得られていると認めら
				を確認、未申請者への状況確認・再案内を開始	度運営に関わるステークホ	れるため、「A」評価とした。
					ルダーに対する制度及び申	
	アンケート	制度利用者へ		被認定者等の状況、ニーズを的確に把握	請手続の周知や情報提供等	
	の実施等を通じ	のアンケートに		し、制度運営に反映するため、被認定者等に対	に取り組む。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
	て被認定者等の	より、被認定者等		するアンケート調査を行った。	・これまでに実施した広報	策 >
	ニーズを把握	のニーズを把握			の結果を踏まえ、引き続き、	申請件数が増加傾向にあり、判定の難易度
	し、制度運営に	し、制度運営に反			効果の高い制度周知に取り	が高いものも含まれ、また新型コロナウィ
	反映させる。	映させる。			組む。	ルス感染症拡大防止のため判定小委員会・
					・令和4年(2022年)3月	分科会の開催が滞ってきた中、処理日数の

|定者については、医療費請求等について被認│務に携わる全ての職員(派│・石綿関連疾患に関する学会等での医学

ど、支給審査の定者や医療機関

(C) 工始冲	並 (C) 工始/建度 ***	(C) 工始海电池中			97 日に中央時乃が吐がり	ナ幅が短線は厳しいと思いませてが 並ね
(C) 石綿健康					27 日に中皮腫及び肺がん	
	制 害者への救済制				の施行前死亡者に係る特別	処理日数の維持のため、環境大臣から求め
	は周 度の効果的な周				遺族・特別葬祭料の	られる追加資料のうち病理標本等の収集 については、医療機関から光弦染色標本に
知、施行前死	,				請求期限が到来することを	については、医療機関から当該染色標本に
)請 者の遺族への請				踏まえた周知・広報に取り	
					組む。 判成第四に移る統計調本	定申出を行うことにより、追加資料を求め
周知		を行うため、以下			・制度運用に係る統計調査	
	指標 め、以下の取組 ***********************************	の取組を行つ。			一や被認定者に関する石綿ば	
	を行う。	笠っ畑市畑≒↓		これまでの庁却安建から、無料電話担談の	く露調査については、引き	
(c1) 窓口相談				これまでの広報実績から、無料電話相談の	続き着実に実施する。 	各機関への制度周知、情報提供において、
	後件 体を活用した広			導入経路や被認定者等の制度認知経路として 京都部界の京かったことば、新界に会和に伝	・政府による改正法施行5	
	標 報事業の成果を			広報効果の高かったテレビ、新聞に令和元年	年の救済制度の見直しにつ	
	□均│踏まえ、効果が			度はインターネットを加えて予算を重点的に	いて、救済小委員会の「石	し、制度や申請手続き等の周知を着実に推
5,688 件/年		報媒体を選択し		配分し、テレビCM、新聞広告及びWeb広告	綿健康被害救済制度の施行	進する必要がある。また、効果的な制度周
		全国規模の広報		等による広報を行った。	状況及び今後の方向性につ	
	の広報を行う。	を行う。			いて」の指摘事項を踏まえ、	討していく必要がある。
	また、救済制度				環境省他、関係機関とも連	
	に関する相談内				携のうえ、必要な対応を行	
	容に適確に対応				う。	に留まらず、継続的に救済制度の広報活動
	するため適宜マ				・引き続き、認定・給付シ	
	ニュアルを見直				ステムの安定的運用を図る	
	し、窓口相談、無				とともに、個人情報の保護	
	料電話相談に対				及び情報セキュリティの強	
	応する。	N >+ 4.1 +			化を図る。	されているか引き続き注視する必要があ -
(c2) 施行前			窓口相談、無料電話			న _ం
				相談・質問について、無料電話相談等を通じ広		また、中皮腫ポータルサイトについては、
				範かつ丁寧に対応した。		総合的な情報提供の取組を推進し、適切な
	に に対し、特別遺		1	ア.窓口相談件数 54件(平成 30年度 52件)		運用に努めることが必要である。
関する周知回	数 族弔慰金等の請			イ.無料電話相談件数(石綿救済相談ダイヤ		さらに、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者
		談、無料電話相談		ル)5,629 件(平成 30 年度 6,183 件)		に係る特別遺族弔慰金等の請求期限の到
	年3月27日)に	_				来を踏まえた周知等について検討してい
	ついて周知を行					く必要がある。
	う。					今後も引き続き制度運用に係る統計調査
	都道府県が	施行前死亡者	施行前死亡者の遺族	中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金及び		等を着実に実施し、環境省との意見交換を
	ん診療拠点病院	に係る特別遺族	への特別遺族弔慰金	特別葬祭料の請求期限の周知を次のとおり行		行っていくとともに、中央環境審議会にお
	や関連学会等と	弔慰金等の請求	等の請求期限に関す	った。		ける報告書を踏まえ、関係機関とも連携を
	連携し、石綿健	期限(令和4年3	る周知回数	・保健所担当者等説明会、地方公共団体主催研		とった上で適切な対応を図っていく必要
		月 27 日)の周知		修会における周知(14 回)		がある。
	る効果的な救済	に関する手法の		・新聞広告による周知(7回)		引き続き、認定・給付システムの安定的運
	制度の周知を図	検討等を行う。		・Web広告による周知(2/20~3/20)		用を図るとともに、個人情報の保護及び情
	る。					報セキュリティ確保のための対応を図っ

		都道府県がん		都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議	ていく必要がある。
		診療拠点病院や		会において救済制度のパンフレットを配布し	
		関連学会等と連		<i>t</i> =。	
		携し、石綿健康被		また、医療ソーシャルワーカーが加入する	< その他事項 >
		害者の療養に関		日本医療社会福祉協会に協力を依頼し、同協	・新型コロナウィルスの感染症の拡大防
		わる医療関係者		会の医療ソーシャルワーカー基幹研修(東京、	止のため、環境省における判定小委員会・
		等に救済制度を		兵庫、福岡)において、救済制度のパンフレッ	分科会の開催が延期となり、認定等処理に
		周知する。		トを配布した。	遅れが生じているものと考える。保健所説
				さらに、日本肺癌学会及び日本癌学会のホー	明会や研修会、学会セミナー等についても
				ームページにバナー広告を掲載した。	一部開催中止や延期となっているものも
					ある。With コロナ / After コロナを見据
		中皮腫とその		中皮腫に係る専門医療機関、地域の医療・	え、代替案を捻るなど、極力、影響を最小
		診断・治療、補償・		介護・福祉サービス、緩和医療等に関する情報	化し、石綿健康被害救済制度を円滑に運用
		救済や介護に関		を機構のホームページを通じて総合的に提供	するように心掛けることが重要である。
		する制度及び緩		するため、平成 30 年度に作成したポータルサ	
		和ケア・在宅医療		イトの運用を開始した。また、パンフレット等	
		等中皮腫の療養		へのサイトアドレスの記載、サイト紹介用チ	
		に関わる総合的		ラシの作成・配布等により周知を図った。	
		な情報を、ホーム			
		ページを通じて			
		提供する。			
(D) 保健所等	の (D) 保健所等の	(D) 保健所等の窓			
窓口担当者へ		, ,			
情報提供、救		報提供、救済制度			
	況 制度の施行状況				
	タ 等に係るデータ				
の収集・整理		集・整理・公表を			
公表		行うため、以下の			
	毎年度、以下の				
<関連した指					
>					
(d1) 保健所(受環境省、厚生	環境省、厚生	保健所(受付機関)担	保健所等窓口担当者の救済制度に係る受	
				付、相談及び医学的事項に関する知識の向上	
	公を図り、保健所			を図るため、北海道から九州までの全国7プ	
共団体研修会		認定申請・請求の		ロックと、県単独での開催の要望があった4	
での制度説明				県において、保健所説明会を開催した。	
	期方公共団体研修				
目標期間実績		の窓口担当者を		申請・給付の手続について、労働局から労災保	
平均 13 回				険制度について、また、専門医から石綿関連疾	
年)	る。	会を行う。また、		患について説明を行った。((1)(A) と同)	
. ,		地方公共団体が			

		T		T	
	地域の医療・保健				
	指導従事者等を				
	対象に行う研修				
	会等で救済制度				
	の説明を行う。				
(d2)制度運用 救済制	度の 申請・請求の		毎月及び年度の最新情報をホームページ		
──│に関する統計資│施行状況領	ቹにつ │受付及び認定の		上で公表した。		
料、被認定者にいて取り	まと、状況について、月				
関するばく露状 め、関係体	鱶関に 次及び年次の集				
──│況調査の公表│提供するⅠ	モか、│計を行い公表す				
│ (前中期目標期 │ ホームペ・	・ジ等 る。				
間実績:各1回 を通じて		制度運用に関する統	申請・認定の状況、救済給付の支給状況等		
/年) る。	状況等について、	計資料、被認定者に	をとりまとめた石綿健康被害救済制度運用に		
	制度運用に関す	関するばく露状況調	係る統計資料を作成し、ホームページ上で公		
	る統計資料とし	査の公表(前中期目	表した。		
	てとりまとめ、公	標期間実績:各1回			
	表する。	/年)			
	申請・請求の際		救済制度における申請時に提出のあった		
	に提出のあった		任意のアンケートをもとに被認定者の職歴や		
	アンケートをも		居住歴等の分類・集計等を行った。		
	とに、被認定者に		集計が完了した過年度分については「被認		
	関するばく露状		定者に関するばく露状況調査報告書」を作成		
	況調査を実施し、		し、ホームページ等で公表した。		
	結果を公表する。				
(E) 指定疾病の (E) 指定物	病の (E) 指定疾病の診				
診断・治療に携 診断・治療	長に携 断・治療に携わる				
わる医療従事者 わる医療行	推事者 医療従事者等へ				
等への効果的な 等への効!	段的な┃の効果的な情報				
情報提供 情報提供	行う 提供を行うため、				
ため、毎年	度、以 │以下の取組を行				
<関連した指標 下の取組	を行っ。				
> う。					
(e1) 救済制度 救済制	度に 救済制度にお	救済制度において診	救済制度において診断実績のあった医療		
において診断実 おいて診り	f実績│いて診断実績の	断実績のある医療機	機関 1,822 病院を含む 1,837 病院のほか、保		
績のある医療機 のある医療	₹機関 │ある医療機関等	関数(平成 29 年度	健所 518 か所、地方公共団体 154 か所、環境		
関数(平成 29 等へ最新の)医学 へ、最新の医学的	実績:1,778 病院)	省地方環境事務所 11 か所の計 2,520 か所に対		
年度実績:1,778 的 判 定 の	考え 判定の考え方、判		して、医師、医療機関向け手引や各種パンフレ		
病院) 方、判定	「必要 │定に必要な医学		ットを送付した。		
な医学的	段料に │ 的資料に関連す				
ついて関	望する る資料等を配布				
資料等を	記布す する。				

(e2) 医療従事 者向けセミナーの実施回数(前 中期目標期間実 請: 平均 14 回 /年) 医師の他、看 意師、医療系ソークラットの実施回数(前 中期目標期間実 請: 平均 14 回 /年) 医師等への石綿関連疾患及び教済制度の 周知のため、学会セミナーを12 回開催した。 また、地域の開業医等に対して石綿関連疾 急及び表済制度等の周知を行うため、医師会 会でした研修会を当 該地域で実施し、専門医の講演と機構職員に よる制度説明を行った。(1回) 医療機関を対象にした研修会を当 該地域で実施し、専門医の講演と機構職員に よる制度説明を行った。(1回) 医療機関を対象に口皮腫の診断方法の一 つである細胞診断の周知及び診断精度の向上 を目的として、細胞検査士を対象に関西地区 で、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。 なお、2月に関東地区においても実施する 予定であったが、新型コロナウイルス感染症 の影響により急連中止とした。 また、労災病院等、一定の石綿が計測技術・統分を持つにあいても実施する 予定であったが、新型コロナウイルス感染症 の影響により急連中止とした。 また、労災病院等、一定の石綿が計測技術・統分を持つ医療機関(13 機関)が参加す	
著向けセミナー の実施回数(前 中期目標期間実	
の実施回数(前 中期目標期間実 績: 平均 14 回 /年)	
中期目標期間実 績: 平均 14 回 /年) を対象とする学 会をセミナー等を ったが、	
(4) 会セミナー等を 通じて、指定疾病の診断・治療 等に関する最新の知見を提供 する。 お定疾病の診断・治療 所に関わる検査・ 間接する。 指定疾病の診断・治療 所に関わる検査・ 間様する。 指定疾病の診断 に関わる検査・ 計測技術の標準 化、精度の確保・ 向上等を図る ための事業を実施 する。 との連携により医師を対象とした研修会を当該地域で実施し、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。(1回) 新の知見を提供 するとミナーを 関催する。 医療機関を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的として、細胞検査士を対象に関西地区で、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。 なお、2月に関東地区においても実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止とした。 また、労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の確保・向上と計測精度の均でん化を図ること	
通じて、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するセミナーを開催する。	
病の診断・治療 等に関する最 新の知見を提供 するとまナーを 開催する。 指定疾病の診 断に関わる検査・ 計測技術の標準 化、精度の確保・ 向上等を図るた めの事業を実施 する。 「おきを図るた がの事業を実施 する。 「おきを図るた がの事業を実施 する。 「おきを図るた がの事業を実施 する。 「おきを図るた がの事業を実施 する。 「おきを図るた がの事業を実施 する。 「おきを図るた がの事業を実施 する。 「おきを図るた がの事業を実施 する。 「おきを図るた がの影響により急遽中止とした。 また、労災病院等、一定の石綿小体計測技 術・能力を持つ医療機関における計測精度の 確保・向上と計測精度の均てん化を図ること	
等についての最新の知見を提供するセミナーを開催する。 指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。 「おいて、関係を関係を使用を対象に関西地区で、細胞検査士を対象に関西地区で、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。なお、2月に関東地区においても実施する。 「おいて、対の影響により急遽中止とした。また、労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の対でん化を図ること	
新の知見を提供する。 指定疾病の診 指定疾病の診 断に関わる検査・ 計測技術の標準 化、精度の確保・ 向上等を図るた めの事業を実施 する。 おのの事業を実施 する。 おのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	
する。 開催する。 指定疾病の診断に関わる検査・ 計測技術の標準 化、精度の確保・ 向上等を図るための事業を実施する。 と変響により急遽中止とした。 また、労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・ 向上と計測精度の確保・ 向上と計測精度の均てん化を図ること	
指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。 「おいまする。 「おいまする。 「おいまする。 「ないまする。 「ないまする。」 「ない	
断に関わる検査・ 計測技術の標準 化、精度の確保・ 向上等を図るための事業を実施 する。 がある細胞診断の周知及び診断精度の向上 を目的として、細胞検査士を対象に関西地区で、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。 なお、2月に関東地区においても実施する 予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止とした。 また、労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ること	
計測技術の標準 化、精度の確保・ 向上等を図るための事業を実施する。 する。 を目的として、細胞検査士を対象に関西地区 で、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。 なお、2月に関東地区においても実施する 予定であったが、新型コロナウイルス感染症 の影響により急遽中止とした。 また、労災病院等、一定の石綿小体計測技 術・能力を持つ医療機関における計測精度の 確保・向上と計測精度の均てん化を図ること	
化、精度の確保・ 向上等を図るための事業を実施する。 する。 で、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。 なお、2月に関東地区においても実施する 予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止とした。 また、労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ること	
向上等を図るための事業を実施する。 する。 本お、2月に関東地区においても実施する 予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止とした。 また、労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の 確保・向上と計測精度の均てん化を図ること	
かの事業を実施する。 ・ おっと おっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと か	ì
する。 の影響により急遽中止とした。 また、労災病院等、一定の石綿小体計測技 術・能力を持つ医療機関における計測精度の 確保・向上と計測精度の均てん化を図ること	ļ
また、労災病院等、一定の石綿小体計測技 術・能力を持つ医療機関における計測精度の 確保・向上と計測精度の均てん化を図ること	
術・能力を持つ医療機関における計測精度の 確保・向上と計測精度の均てん化を図ること	
確保・向上と計測精度の均てん化を図ること	
	İ
る石綿小体計測精度管理事業を実施した。	
なお、3月に第2回検討会を開催して計測	
結果に関する誤差等について検討する予定で	
あったが、新型コロナウイルス感染症の影響	
により急遽中止とした。	
(F) 個人情報の (F) 個人情報の (F) 個人情報の管 個人情報保護等に係	
管理等に万全の 管理等に万全の 理等に万全の対 る職員研修への担当	
対策を講じた制 対策を講じた制 策を講じた制度 部署の職員参加率	
度運営 度運営を行うた 運営を行うため、(派遣職員等	
<関連した指標 め、以下の取組 以下の取組を行 を含むX前中期目標	
> を行う。	
(f1) 個人情報保 申請書類等 申請書類等の 過去のインシデント情報を集約化して部	
護等に係る職員 の管理を厳格に 管理を厳格に行 内で共有し、再発防止を図った。	
研修への担当部「行うとともに、」うとともに、個人 また、インシデントには至らないヒヤリハ	
署の職員参加率 担当部署の全職 情報保護等に係 ット事例を収集・共有するために、部内の共有	
(派遣職員等 員(派遣職員等 る職員研修実施 ネットワーク内に構築したデータベースの運	
を含む <u>() </u>	
目標期間実績: に個人情報保護 職員 (派遣職員等 された。収集した事例については、それぞれの	
100% 等に係る職員研 を含む。) を受講 類型に応じた対策を検討した上で、実施可能	

修を実施する。	させる。		な対策から実施してきており、対策事例集を	
引き続き情報セ		<評価の視点>	作成した。対策事例集については、今後、部内	
キュリティを確			研修や事務引継ぎ等の場面で関係職員へ共有	
保しつつ認定・		・認定等の決定が迅	を図ることとしている。	
給付システムを		速かつ適切に行われ	個人情報保護及び情報セキュリティの徹底	
確実に運用す		ているか。	を図るため、総務部が行う研修に加え、石綿健	
る。		・被認定者からの請	康被害救済部独自に、部に所属する全職員(派	
		求が円滑に行われる	遣職員等を含む。)を対象に、情報セキュリテ	
		ための取組が進めら	ィの確保及び個人情報保護に対する意識の向	
		れ、支給に係る事務、	上を図るための研修を実施した(参加率	
		認定更新に係る事務	100%).	
石綿健康被	情報セキュリ	が適切に行われてい	毎月、各課のシステム担当者等による定例	
害者の増加を想	ティを確保しつ	るか。	会を開催し情報共有を図るなど、情報セキュ	
定して、業務の	つ認定・給付シス	・適切な広報媒体を	リティの確保を図るとともに、認定・給付シス	
効率化及び見直	テムを確実に運	選択し、制度周知が	テムの安定的な運用に取り組んだ。また、シス	
しを行う。	用する。また、認	行われているか。	テムを活用して、毎月、審査中案件の進捗管理	
	定・給付システム	・保健所等の窓口担	を行うなど、業務を効率的に実施した。	
	を活用して認定・	当者に対して、石綿		
	支給事務の進捗	健康被害に係る知識		
	状況等を随時把	等の向上を図るため		
	握し、業務を適切	の情報提供が行われ		
	に管理する。	ているか。		
事業者、国及	石綿による健	・指定疾病の診断・	石綿による健康被害の救済に関する業務に	
び地方公共団体	康被害の救済に	治療に携わる医療従	ついて、より一層の事務処理の効率化を図る	
の全体の費用負	関する業務につ	事者等に対する制度	ため業務効率化チームを立ち上げ、検討体制	
			の整備を行うとともに効率化の対象となる業	
	事務処理の効率		務の洗い出しを行った。また、本年度の取組と	
	化を図るための			
救済を図るとい		に万全の対策が講じ		
う制度趣旨を踏		られているか。	(56,498 箇所) へ制度周知ポスターを配布し	
まえ、適切に石			た。	
綿健康被害救済				
基金の運用・管			石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切	
	び地方公共団体		に行い、基金の管理状況をホームページにお	
	の全体の費用負		いて7月に公表した。	
	担により、石綿健			
いて公表する。	康被害者の迅速			
	かつ安定した救			
	済を図るという			
	制度趣旨を踏ま			
	え、適切に石綿健			

康被害救済基金 の運用・管理を行 い、基金の管理状 況をホームペー ジにおいて公表 する。		

4.その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 6 - 2	納付義務者からの徴収業務		
業務に関連する政策・施	-	当該事業実施に係る根拠(個	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号)第 47 条
策		別法条文など)	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	7.環境保健対策の推進
度		レビュー	7 - 3 . 石綿健康被害救済対策
			令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0261

2.主要な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報						主要なインプット情	青報(財務情報及び人	.員に関する情	青報)				
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5 年度		元年度	2年度	3 年度	4 年度	5 年度
		終年度値等)											
特別拠出金の徴 収率	第 3 期中期目 標期間実績: 100%	第3期中期目標期間 実績:100%	100%					予算額(千円)	5,664,044				
								決算額 (千円)	4,796,871				
								経常費用(千円)	4,839,795				
								経常利益(千円)	-				
								行政コスト(千	5,053,810				
								円)					
								従事人員数	43				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

- 注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
- 注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3 . 各事業年度の業務	烙に係る目標、計画	回、業務実績、年度認	評価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価 アルファイ		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(令和元年度)		業務実績	自己評価	
(2)納付義務	(2)納付義務	(2)納付義務者	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
者からの徴収業	者からの徴収業	からの徴収業務			評定: B	<評定に至った理由>
務	務					特別拠出金については、救済給付の支給
<評価指標>					徴収すべき特別拠出金(全	に係る費用として、全ての特別事業主より
(A) 納付義務者	(A) 納付義務者	(A) 納付義務者か	納付義務者からの徴	特別事業主4社に対し、年度当初に特別拠出	納分及び延納分)を徴収し	確実に徴収を行うことができており、中期
からの徴収率	からの徴収率に	らの徴収率につ	収率 100% (前中期	金の徴収決定額の通知を行い、うち2事業主	ており、年度計画に基づく	計画の所期の目標を達成していると認め
100%(前中期	ついて、前中期	いて、前中期目標	目標期間実績:平均	からの延納申請(4期に分納)を受け付け、全	取組を着実かつ適正に実施	られるため、「B」評価とした。
目標期間実績:	目標期間実績	期間実績(平均	100%)	納分及び延納分の徴収すべき額を全て徴収し	していることから自己評価	
平均 100%)	(平均100%)を	100%)を達成す		た。	をBとした。	
	達成するため、	るため、以下の取				
<定量的な目標	以下の取組を行	組を行う。	<その他の視点>			

水準の考え方 >	う。			<課題と対応>	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
(a) 納付義務者	関係法令等	関係法令等に	<評価の視点>	特別拠出金の徴収は、引き	策 >
からの費用の徴	に従い、特別事	従い、特別事業主	・徴収すべき額を確	続き着実な徴収を行うこと	引き続き、着実な徴収を行う必要があ
収について、こ	業主が納付すべ	が納付すべき特	実に徴収している	とする。	ప 。
れまでの実績も	き特別拠出金の	別拠出金の額の	か。		
勘案し、徴収	額の決定を行い	決定を行い			
すべき額を全て	当該特別事業主	当該特別事業主			< その他事項 >
徴収する設定と	に通知し、期日	に通知し、期日ま			特になし。
した。	までに徴収を行	でに徴収を行う。			
	う。				

4	. そ	の 组	力参	老	唐却	7

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
- 7 - 1	研究管理		
業務に関連する政策・施	-	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号 ~ 10 号
策		別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	<重要度:高>研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において	関連する政策評価・行政事業	9.環境政策の基盤整備
度	求められており、そのための研究管理が重要である。	レビュー	9 - 3 . 環境問題に関する調査・研究・技術開発
	また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要		令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0308
	であるため。		

2 . 主要な経年データ

主要なアウ	トプット(ア	ウトカム) 情報						主要なインプット情	青報(財務情報及び人	、員に関する情	5報)		
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
		終年度値等)											
<評価指標>								予算額(千円)	5,687,259				
研実研化らた括た的価う者事の装究を、研的め・指え委後のといい、定標、員評の据の観が理価り的導部に、はないの調が理価のの調ができまる。	2 段階の評定 を獲得する課 題数の割合を	第3期中期目標期間中5年間の実績平均値:62%	86%					決算額(千円)	5,448,554				
						<	関連した指標>	経常費用(千円)	5,409,649				
環境政策への境政策に環境では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	-	平成 29 年度実績: 18 件	38 件					経常利益(千円)	21,185				
研究機関からの 知的財産権出願 通知書の提出件 数	-	平成 29 年度実績:2 件	8件					行政コスト(千 円)	5,435,559				
他の 発見 中間 発送 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	-	平成 29 年度委員会 出席実績:無し	3回					従事人員数	10				
プログラムオフ	-	平成 29 年度実績:	全課題参加										

ィサー(P0)の キックオフ(K0) 会合、アドバイ ザリーボード	全課題参加							
(AD)会合への 参加課題数等							ı	
研究コミュニテ ィ等に向けた成 - 果の普及活動	平成 29 年度実績: 1回	1 🛭						
ー般国民を対象 にしたシンポジ - ウムなどの回数	平成 29 年度実績: 無し	1 🛭						
研究者及び事務 担当者向けの研 究費使用ルール 又は研究公正の ための説明 会開催数	平成 29 年度実績:2 回	1 回						
実地検査(中間 検査及び確定検 査)を実施した 研究課題数	平成 29 年度 実績:50 課題	56 課題						

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3	ション と事業年度の業務	&に係る日煙 計画	·	平価に係る自己評価及び	(主教大田による評価)		0 C 0 2 0 2 7 2 3 4 1
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己		主務大臣による評価
	1 201 100		(令和元年度)	工.空川川山小小	業務実績	自己評価	上が八田でのも計画
	(1)研究管理	(1)研究管理	(1)研究管理	 <主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A
	<評価指標>	(,) %	(,) %			評定:A	<評定に至った理由>
	(A) 研究成果の	 (A) 外部有識者	 (A) 外部有識者委	 研究成果の社会実装	(A) 事後評価において、「概ね当初計画通りの		・ 平成 28 年 10 月の業務移管後、研究者
	社会実装を見据	委員会による事	員会による事後	を見据え、研究成果	研究成果があがっている評価」を獲得する課	終了研究課題の事後評価	
	え、研究成果の	後評価におい	評価において、よ	の最大化を図る観点	題数の割合について、毎年度 70%以上を確保	において、中期計画に掲	め、各研究者への助言や進捗管理を行
	最大化を図る観		り客観的・定量的	から、機構が行った		げる目標を大きく上回る	うPOの体制を強化し、業務を円滑に
	点から、機構が	的・定量的な評	な評価指標を検	研究管理を包括的に		高い評価を獲得	進めた結果、第4期中期計画において
	行った研究管理	価指標を導入す	討するとともに、	評価するため、より		平成30年度に終了した	目標としていた事後評価における上位
	を包括的に評価	るとともに、「概	「概ね当初計画	客観的・定量的な評		53 課題の事後評価を行っ	2 段階(S、A評価)の評価を得た課
	するため、より	ね当初計画通り	通りの研究成果	価指標を導入のう		たところ、上位2段階	題の割合が多かったものと評価でき
	客観的・定量的	の研究成果があ	があがっている	え、外部有識者委員	平成 30 年度に終了した 53 課題について	(S、A評価)の課題の	ప 。
	な評価指標を導	がっている評	評価」を獲得する	会による事後評価に	書面による事後評価を行ったところ、全て	比率は、第4期中期計画	・ 財務省から求められた客観性、定量性
	入のうえ、外部	価」を獲得する	課題数の割合:毎	おいて5段階中上位	の課題が S~B ⁻ となり、上位2段階(S、	に掲げる目標を16ポイン	を高めた評価方法への見直しについて
	有識者委員会に	課題数の割合:	年度 70%以上を	2 段階の評定を獲得	A評価)の比率は、86%(46/53課題)とな	ト上回る高い評価を得る	迅速に対応し、令和2年度の中間評価
	よる事後評価に	毎年度 70%以上	確保するため、以	する課題数の割合を	り、第4期中期計画に掲げる目標を 16 ポイ	ことができた。(対中期計	から試行する新評価方法を立案するに
	おいて5段階中	を確保するた	下の取組を行う。	70%以上(前中期目	ント上回る高い評価を得た。(対中期計画目	画目標値 123%)	至った過程は評価できる。機構による
	上位2段階の評	め、以下の取組		標期間中5年間の実	標値 123%)。	客観性・定量性を高めた	国民対話の推進及び情報発信について
	定を獲得する課	を行う。		績平均値:62%)		新評価方法の立案	は引き続き積極的な活動を期待する。
	題数の割合を					客観性・定量性を高め	国内最大級の環境分野に関するイベン
	70%以上(前中	事後評価の	事後評価にお		客観性・定量性を高めた評価方法への見直	た評価基準による新評価	ト「エコプロ 2019」でのサイエンスカ
	期目標期間中 5	実施に当たって	ける現行の評価		U	方法は、他の競争的資金	フェの開催、16 課題のパネル展示につ

値:62%) 係る課題は、機「価指標を導入す 構が全期間にわ│る。 たって研究管理 とする。

年間の実績平均 は、現行の評価 基準に加えて、推 基準に加えて、「進費の研究成果

<定量的な目標|他機関の取組を |の環境政策への 水準の考え方> | 参考としつつ、 | 反映等の社会実 (a) 第4期中期 | 推進費の研究成 | 装の状況などを 目標期間の当初 | 果の環境政策へ | 評価できるよう、 においては、機 の反映等の社会 他機関の取組を 構が本業務に本│実装の状況など│参考としつつ、よ 格的に取り組ん | を 評 価 す る た | り客観的・定量的 で間もないこと め、より客観 な評価指標を検 や、事後評価に│的・定量的な評│討する。

研究成果の 研究成果の最 を行ったもので「社会実装を見据」大化を図るため、 はないこと等を「え、研究成果の「採択された課題 踏まえ、外部有│最大化を図るた│について、キック 識者による事後 | め、採択された | オフ(KO)会合 評価結果につい│課題について、│の実施を求める ては、機構への | キックオフ(K | とともに、全ての 業務移管前の水 O) 会合やアド 課題 についてア 準をベースとし バイザリーボー ドバイザリーボ た設定とする。 | ド (A D) 会合 | ード (A D) 会合 なお、必要に応 | 等 の 場 を 活 用 | を、原則として年 じて達成すべき し、外部のアド 1回以上、研究代 目標水準を見直 | バイザー及びプ | 表者に開催させ すなどの対応を「ログラムオフィーることとし、関係 適切に行うもの | サー(PO)・機 | 者に対する学識 構職員による研│経験者からの助 究の進め方等の「言に加えて、プロ 助言を充実させ│グラムオフィサ - (P O)・機構 る。 職員による研究

の進め方等の助

言を充実させる。

低評価を受 中間評価にお けた研究課題に いて 5 段階評価 は評価を上げる で下位3段階の ための対応方策│低評価を受けた の作成を求め、 |研究課題に対し プログラムディーでは、研究課題の

研究開発分野ごとの特性に応じて、具体 的かつ明確で達成状況を判定しやすい研究 目標を設定し、自己点検結果等も活用した うえで、研究目標の達成状況等を点数化し て評価することにより定量性を高め、さら に統計的な基準化処理等による客観性を向 上させる評価方法を立案した。令和2年度 の中間評価から新評価方法を試行する。

研究成果の最大化に向けた研究者への助 言・支援の充実

新規に採択された研究課題について、K 〇会合を開催するとともに、継続課題を含 めた全ての研究課題について、原則として 年1回以上、AD会合を研究代表者が開催 して、学識経験者(アドバイザー)からの「 助言に加えて、POによる研究の進捗確認、 研究の進め方に関する助言等を行った。

なお、機構職員も研究管理業務の能力向 | 上のため K O 会合や A D 会合に出席するこ とで専門性やスキルの向上に努めた。

中間評価結果を踏まえた研究計画の見直 しなどのフォローアップの実施

令和元年度実施課題のうち、中間年度に あたる 47 課題についてヒアリングによる 中間評価を行った。全ての課題が S ~ B 評価となり、上位2段階(S、A評価)の 制度でも導入実績はな く、非常に困難が予想さ れたことから、事前に有 識者から意見を聴取する など、議論を前倒しで進 め、その意見等を踏まえ て、客観性、定量性を高 めた評価方法への見直し を行い、併せて、評価要 領の改定や研究目標の作 成要領を作成し、令和2 | 策> 年度中間評価から試行す る新評価方法を立案する ことができた。

研究費の適正執行と研究 | <その他事項> 不正の防止の取組の強化

事務処理説明会におい て推進費の使用ルール徹 底と論文不正に係る研究 公正の研修を行った。ま た、計画的な会計実地検 査の実施と検査対象を分 担者機関にも拡大するな ど、適正執行と不正防止 の取組みを強化した。

上記の通り、本項目は、 研究成果の社会実装を見 据えた、研究成果の最大 化を図ることが求められ る重要な業務である。終 了研究課題の事後評価に おいて、中期計画の目標 を大きく上回ることがで きたこと、さらには、客 観性、定量性を高めた新 しい評価方法を立案し、 研究成果の最大化に向け て研究が一層推進される ような仕組みを構築する ことができたことは高く

- いては、環境分野に携わる関係者に対 して推進費の研究成果をアピールする 手段としてきわめて効果的と思われ、 評価できる。
- ・ 対中期計画目標値 123%という成果を 踏まえ、以上のことから「A」評価と した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

特になし。

特になし。

レクター(PD)	審査・評価結果を
と連携しつつP	その後の進捗管
0を中心として	理や研究計画に
研究者への指	反映させるため
導・助言を強化	の対応方策の作
することなどに	成を求める。その
より、中間評価	際、プログラムテ
結果を踏まえた	ィレクター(P
研究計画の見直	D)と連携しつつ
しや研究者への	POを中心とし
指導等、フォロ	て研究者への指
ーアップを充実	導・助言を強化す
させる。なお、	るとともに、フォ
改善が見られな	ローアップを充
いなどの場合は	実させる。なお、
研究の打ち切り	改善が見られな
を検討する。	いなどの場合は
	研究費の打ち切
	りを検討する。
(B) 他の国立研	(B) 他の国立研究
究開発法人等の	開発法人等の知
知見の収集・活	見の収集・活用等
用等を含めた、	を含めた、研究成
ᅲᆠᇚᇰᆚᄾ	

(B) 他の国立研 究開発法人等の 知見の収集・活 の取組を行う。

(b1) 環境政策 | 環境省の政 への反映状況 | 策担当者及びP | 担当者及びP D | 況(環境政策に関す (環境政策に関 | Dと連携し、 P | と連携し、また機 | る法令、行政計画、 する法令、行政 | 〇や機構職員が | 構職員の実施能 | 報告書等に反映され 計画、報告書等 | K O 会合や A D | 力を向上させる | た (見込みを含む)) に反映された 会合において、 (見込みを含│政策検討状況の│○や機構職員が│実績:18件) む))件数(平成 | 情報提供、助言 | KO会合やAD 29 年度実績: 等を行う。 18 件)

用等を含めた、

研究管理

りを検討する。 研|(B) 他の国立研究 刀 開発法人等の知 舌 | 見の収集・活用等 を含めた、研究成 研究成果の社会 | 研究成果の社会 | 果の社会実装を 実装を見据えた | 実装を見据え的 | 見据えた的確か 確かつ効果的な一つ効果的な研究 研究管理を実施|管理を実施する <関連した指標 | するため、以下 | ため、以下の取組 を行う。

環境省の政策|環境政策への反映状 こと等により、P │ 件数 (平成 29 年度 会合において、政 策検討状況の情 報提供、助言等を 行う。また革新型

比率は、95.7%(45/47課題)であった(平 成30年度は89.6%)。

5 段階評価(S~D)で、下位3番目(B) 以下の評価を受けた課題については、推進しく課題と対応> 委員会の指摘を踏まえ、POの助言、指導 O新評価方法の適正運用 の下、研究代表者に成果・評価を上げるた めの今後の具体的な対応方針の作成を求し め、評価結果が今後の研究に反映されるよ うにした。

(B) 研究成果の社会実装を見据えた的確かつ 効果的な研究管理の実施

政策検討状況の情報提供、助言等

K O 会合・A D 会合において、行政推薦 課題については環境省の政策担当者と連携| し、POや機構職員が政策検討状況の情報 提供、助言等を行った。

また、革新型研究開発(若手枠)の研究 者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポー ート(半期報)を提出してもらい、POが 助言するなど進捗状況のフォローアップを 行った。

評価できる。以上により 自己評価をAとした。

令和2年度中間評価か ら試行する客観性、定量 性を高めた新評価方法の 試行的取組みを通し、新 評価方法を運用していく 上での課題を整理するな ど、PDCAサイクルを 回して、評価制度の充実 に努めていく。

○研究成果の最大化に向け た研究管理等の支援の充

新型コロナウイルス感 染症の拡大防止を図るた め移動を控えることが求 められているため、今後、 研究進捗の遅れや研究者 間での連携がうまく出来 ない場合が生じるなどの 影響が懸念される。ウェ ブ会議等を活用してプロ グラム・オフィサー(P O)がキックオフ(KO) 会合・アドバイザリーボ - ド(AD)会合に出席 し研究の進め方に関する 助言・指導等を行うとと もに、研究機関・研究者 の状況を踏まえ研究成果 報告書の提出期限の延長 を認めるなどの柔軟な対 応を検討する。

		研究開発(若手			
		枠)の研究者に対			
		し研究の進捗に			
		関するレポート			
		(半期報)の提出			
		を求めるなど、進			
		捗状況のフォロ			
		ーアップを充実			
		させる。			
(b2) 研究機関	産業技術力	研究成果の社	研究機関からの知的	知的財産出願数件数の把握	
からの知的財産	強化法(いわゆ	会実装を推進す	財産権出願通知書の	機構に業務移管された平成 29 年度以降	
権出願通知書の	る「日本版バイ	るため、産業技術	提出件数(平成 29	に実施された研究課題について、令和元年	
提出件数(平成	ドール制度」) に	力強化法(いわゆ	年度実績:2件)	度に研究機関から出願された知財財産出願	
29 年度実績:2	則り、研究成果	る「日本版バイド		数は8件であった。	
件)	による知的財産	ール制度」) に則			
	権が研究機関に	り、研究成果によ			
	帰属するよう契	る知的財産権が			
	約書で担保する	研究機関に帰属			
	とともに、研究	するよう契約書			
	機関から出願さ	に知的財産権の			
	れた知的財産出	帰属に関する項			
	願件数を把握す	目を盛り込むと			
	る。	ともに、研究機関			
		から出願された			
		知的財産出願件			
		数を把握する。			
(b3) 他の国立	環境省が開	環境省が開催	他の国立研究開発法	研究成果の社会実装を見据えた研究管理	
研究開発法人等	催する追跡評価	する追跡評価委	人等の知見や追跡評	環境省が開催する追跡評価委員会に参画	
の知見や追跡評	委員会に参画	員会に参画し、研	価結果に関する情報	し研究成果の活用状況等を把握した。	
	,	究成果を的確に	·	また、他の競争的資金制度の事例を参考	
			委員会への参画等)	にして、令和2年度新規公募において、技	
(追跡評価委員	とともに、他の	に、他の国立研究	(平成 29 年度委員	術開発の成果の社会実装を進めるための技	
,			会出席実績:無し)	術実証型の区分を設けるなど、今後の公募	
(平成 29 年度	人等の知見や事	見や事例を参考		や研究管理に活用した。	
委員会出席実	例を参考にし	にして、次年度の		第1回 令和元年7月14日	
績:無し)		公募や研究管理		第2回 令和元年10月3日	
	社会実装を見据	に活用する。		第3回 令和2年2月26日	
	えた的確かつ効				
	果的な研究管理				
	に努める。				

(b4) プログラ	各領域の多分	各領域の多分	プログラムオフィサ	POによる研究支援の充実等	
ムオフィサー	野にわたる研究	野にわたる研究	-(PO)のキックオ	POの研究管理における役割強化に向け	
(PO)のキック	内容に的確に対	内容に的確に対	フ(KO)会合、アド	て、POの標準的な業務内容の整理に着手	
オフ(KO)会合、	応できるよう、	応できるよう、ま	バイザリーボード	した。	
アドバイザリー	また行政ニーズ	た行政ニーズに	(AD)会合への参加	また、機構・PD・POの3者による定	
ボード(AD)会	に対応した研究	対応した研究が	課題数等(平成 29	例会を毎週開催し、連携を図りながら研究	
合への参加課題	が確実に実施で	確実に実施でき	年度実績:全課題参	管理の充実に努めた。	
数等(平成 29	きるよう、PO	るよう、POの増	加)	研究情報管理システム(ESS)を活用	
年度実績:全課	体制の強化、役	員や研究管理に		した研究管理を効果的、効率的に行うため、	
題参加)	割の見直し等に	関する役割の強		令和元年度は、研究情報管理システム (E	
	より、POによ	化、機構職員の研		SS)と論文検索システム「Scopus」の連	
	る研究支援を強	究管理能力の向		動システムを構築し、推進費として実施し	
	化、充実する。	上方策等を検討		た研究成果の学術論文の調査や研究者の過	
		する。また、環境		去の実績を調査・確認するために活用する。	
		省が選任するP			
		Dの一部業務を			
		機構が直接契約			
		することにより、			
		PO業務及び機			
		構の業務との連			
		携を強化し、研究			
		管理を一層充実			
		させる。さらに情			
		報共有機能と研			
		究情報データベ			
		ース機能を連携			
		させた研究情報			
		管理基盤システ			
		ムを活用するな			
		どにより、研究管			
		理を効果的、効率			
		的に行うことに			
		よって、研究者を			
		支援する。			
		(C) 研究成果に係		(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及	
		る情報発信の強		推進	
		化及び普及推進			
進	進を図るため、	を図るため、以下			
<関連した指標	以下の取組を行	の取組を行う。			
>	う。				

(c1) 研究コミ	研究コミュ	研究成果の普	研究コミュニティ等	研究成果の普及	
ュニティ等に向	ニティ及び国、	及・促進を図るた	に向けた成果の普及	令和元年9月 13 日に名古屋大学(参加	
けた成果の普及	地方公共団体に	め、研究コミュニ	活動(平成 29 年度	者:30名)において環境科学会年会の協力	
活動(平成 29	おける環境行政	ティと連携し、研	実績:1回)	を得て、推進費で実施中の気候変動領域に	
年度実績:1回)	の関係者等に向	究成果発表会を		おける研究課題を中心に発表会を行った。	
	けた効果的な成	開催する。また、		また、平成 30 年度終了課題の研究成果を	
	果の普及及びそ	環境省の各部局		環境政策へ活用するため、環境省が推薦し	
	の支援を行う。	及び地方の環境		た課題については、研究成果報告書とは別	
		行政担当者に効		に、研究者が環境省の担当課室に環境政策	
		果的な成果の普		への活用の提言をまとめた政策決定者向け	
		及が図られるよ		サマリーを作成し、機構から環境省へ提出	
		う支援する。		した。	
(c2) 一般国民	推進費で実	推進費で実施	一般国民を対象にし	「国民との科学技術の対話」の支援	
を対象にしたシ	施する研究課題	する研究課題に	たシンポジウム等の	各研究課題が実施する「国民との科学技	
ンポジウム等の	について、「国民	ついて、「国民と	回数(平成 29 年度	術対話(シンポジウム等)」の開催案内につ	
回数 (平成 29	との科学・技術	の科学・技術の対	実績:無し)	いて、年間を通じて、機構ホームページで	
年度実績:無し)	の対話」を促し、	話」の開催を促す		紹介した(実績38件)。	
	または支援し、	とともに、機構ウ			
	研究成果を積極	ェブサイトに開			
	的に普及する。	催案内を掲載す			
		るなど支援し、研			
		究成果を積極的			
		に普及する。			
	機構におい	機構におい	研究者及び事務担当	機構による国民対話の推進及び情報発信	
	て、国民を対象	て、国民を対象に	者向けの研究費使用	ア 推進費広報ツール「2019 年版 推進費	
	にしたシンポジ	したシンポジウ	ルール又は研究公正	パンフレット」の作成(6,500 部)	
	ウム等を毎年度	ム形式のイベン	のための説明会開催	推進費の概要や研究成果の一部を取りま	
	開催するなど国	ト等を開催し、国	数(平成 29 年度実	とめたパンフレットを製作し、各種イベン	
	民対話を推進	民対話の推進、情	績:2回)	トで活用した。	
	し、情報発信を	報発信を強化す		イ 環境イベント「エコプロ 2019」への出	
	強化する。	る。		展と研究成果発表	
				国内最大級の環境分野に関するイベント	
				である「エコプロ 2019」へ出展し、台風の	
				最新シミュレーションや太陽光パネルのリ	
				サイクルなど関心が高そうな4課題につい	
				てサイエンスカフェを開催するとともに	
				16 課題のパネル展示を行い、推進費の研究	
				成果について自治体や企業を含む一般の国	
				民に広く情報発信した。	
				地球環境基金部と合同ブースで出展	
				ウ 放送大学 BS 放送による情報発信	

				고려 oo ケェー・サントン
				平成 30 年度に放送大学と共同制作した
				推進費研究成果の番組コンテンツ「SDGs の
				地域実装に関する研究」 ^{・)} を放送大学 BS
				チャンネルで年間を通して(10回)放送す
				るとともに、「YouTube」(アクセス数:約
				1,825 回)でも情報発信した。
				研究課題名 : 「ポスト 2015 年開発アジェ
				ンダの地域実装に関する研究」(研究代
				表者:法政大学・川久保准教授)
 (D) 研究費の適	 (D) 研究費の適	 (D) 研究費の適正		(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止の
正執行及び研究	正執行及び研究	執行及び研究不		ための取組を行う
不正の防止	不正の防止のた	正の防止のため、		
<関連した指標		以下の取組を行		
>	を行う。	う。		
(d1) 研究者及			実地検査(中間検査	使用ルールの周知徹底
` . ´	ルールの周知徹		及び確定検査)を実	研究費使用ルールの周知徹底及び研究公
			施した研究課題数	正の確保・不正使用の防止を図るため、平
			(平成 29 年度実	成 31 年 4 月 11 日に新規採択課題の研究者
	用の防止を図る		績:50 課題)	及び事務担当者向けの事務処理説明会を開
明会開催数(平	ため、研究者及	研究者及び事務		催した。継続課題の研究者及び事務担当者
_		担当者向けの説		向けの事務処理説明会については、従来3
績:2回)		明会を実施する。		月に実施していたが参加者の業務の繁忙時
	年度実施するな			期であること等を勘案し令和2年4月に開
	どの取組を行			催する予定とした。(新型コロナウイルス
	う。			感染症対策のため延期した。)
(d2) 実地検査		研究機関にお	<その他の指標>	実地検査の実施
(中間検査及び	おける適正な研	ける適正な研究		研究機関における適正な研究費執行の確
確定検査)を実	究費執行の確認	費執行の確認と		認と指導のため、継続中・終了の研究課題
施した研究課題	と適正執行の指	適正執行の指導	<評価の視点>	について実地検査(中間検査及び確定検査)
数(平成 29 年	導のため、毎年	のため、継続中・	・年度計画に定めら	を計画的に行うこととし、今年度実施課題
度実績:50 課	度、継続中・終	終了の研究課題	れた各項目に対し	すべてについて、研究期間中に最低 1 回は
題)	了の研究課題に	について実地検	て、適切な取組が行	行えるよう令和3年度までの実地検査計画
	ついて実地検査	査(中間検査及び	われているか。	を策定した。
	(中間検査及び	確定検査)を行		なお、令和元年度は、56課題64件の実地
	確定検査)を行	う。中間検査は、		検査を実施している。また、新たに令和元
	う。中間検査は、	すべての研究課		年度より研究代表者のほか、共同実施契約
	すべての研究課	題について、研究		を締結している研究分担者についても検査
	題について、研	期間中に最低 1		対象として実地検査を実施している。
	究期間中に最低	回は行えるよう		令和元年度会計実地検査の結果、架空請
	1回は行う。	計画的に行う。		求や不適切な行為などの不正な会計処理は
	1			

		確認されなかった。なお、一部の機関に対し明解な根拠資料を整理しておくように指導した。	

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4.その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関	1.当事務及び事業に関する基本情報								
- 7 - 2	公募、審査・評価及び配分業務								
業務に関連する政策・施	-	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号 ~ 10 号						
策		別法条文など)							
当該項目の重要度、難易	<難易度:高>応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の	関連する政策評価・行政事業	9.環境政策の基盤整備						
度	限られた体制の中で革新型研究開発(若手枠)の応	レビュー	9-3.環境問題に関する調査・研究・技術開発						
	募件数を2割程度増加させるためには、これまで以		令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0308						
	上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周								
	知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。								

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2.主要な経年データ

		'ウトカム)情報 	A	A	A	A ==		主
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	
		(前中期目標期間最	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	
		終年度値等)						
<評価指標>								14
高い研究レベルを確保するため、応募件数に 第3期中期目標期間中5年間の 水準以上を確保	こ は 要 つ	第3期中期目標期間 中5年間の実績平均 値:261件/年	328 件					À
革新型研究開発 (若手枠)の応 募件数		業務移管前2年間の 実績平均値:27件/ 年	53 件					4
<関連した指標	>							4
外部有識者委員 会の開催回数	nmir.	平成 29 年度実績: 3回/年、領域毎の研究部会の開催回数: 各2回/年	委員会 3回/ 研究部会 11回 (領域毎の研 究部会各2回 /年)					í
新規課題説明会 の開催回数	-	平成 30 年度採択案 件に係る実績:1 回/ 年	1 🛭					í.
早期契約による 十分な研究期間 の確保という観 点から、新規語 題に係る契 約等手続の完了 日	引 見 果 -	平成 30 年度実績: 平成 30 年 5 月 31 日	5/31					

主要なインプット	青報(財務情報及び人	員に関する情	報)		
	令和	令和	令和	令和	令和
	元年度	2年度	3年度	4年度	5 年度
予算額(千円)	5,687,259				
決算額 (千円)	5,448,554				
経常費用(千円)	5,409,649				
経常利益(千円)	21,185				
行政コスト(千	5,435,559				
円)					
W = 1 = 10					
従事人員数	10				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

各3回/年を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により延期したため各2回/年となったもの。

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

(2)公募、審 (2	中期計画	年度計画	主な評価指標	辻↓の学教宝结・白コ:	⇒√≔	→ 20 L CT I → → TT /TT
				法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
		(令和元年度)		業務実績	自己評価	
	2)公募、審	(2)公募、審	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A
── 査・評価及び配 査・	・評価及び配	査・評価及び配分			評定:A	<評定に至った理由>
分業務分事	事務	事務				・ 技術開発課題の実証・実用化に向けた
<評価指標>					<根拠>	フェーズの研究を対象とする新規公募
(A) 高い研究レ (A)) 行政ニーズ	(A) 行政ニーズに	高い研究レベルを確	(A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件	○新規課題公募において、	区分設定や、全領域 (統合、気候変動、
ベルを確保するに立	立脚した戦略	立脚した戦略的	保するため、応募件	数(実績平均値:261 件以上)の水準以上を	技術開発の社会実装を推	資源循環、自然共生、安全確保)を対
ため、応募件数 的な	な研究・技術	な研究・技術開発	数は前中期目標期間	確保	進するための仕組みの充	象とした次世代事業の公募区分拡充等
は前中期目標期 開発	発を推進する	を推進する観点	中 5 年間の水準以上	令和元年 9 月 27 日から 11 月 1 日まで、	実、第3期中期目標期間	を実施し、機構移管後最大となる申請
間中5年間の水 観点	点から、環境	から、環境政策へ	を確保(前中期目標	令和2年度新規課題の公募をした結果、328	5 年間の実績平均値を	件数があったものと考えられ評価でき
準以上を確保 政策	策への貢献が	の貢献が期待さ	期間中5年間の実績	件(戦略的研究プロジェクトを除く)の申	25%以上上回る申請件数	る。
(前中期目標期 期待	待される高い	れる高い研究レ	平均值:261 件/	請があり、第3期中期目標期間中5年間の	の獲得	・ 第3期中期目標期間5年間の実績平均
間中5年間の実 研究	究レベルを確	ベルを確保する	年)	実績平均値(261 件)を 25.7%上回る増加	令和 2 年度新規課題の	値を 25%以上上回る申請件数を達成
績平均値:261 保す	するため、以	ため、以下の取組		となった。	公募において、技術開発	していることを踏まえ、「A」評価とし
件/年) 下(の取組を行	を行う。		340	の社会実装を推進するた	た。
う。		これらの取組を		328	めの仕組みを充実させる	
		推進することに		業務修管後 308	ため、技術開発課題の実	
		より、応募件数は		300 275	証・実用化フェーズの公	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
		前中期目標期間		280 251 251	募区分の新規設定や次世	策 >
		中 5 年間の水準		260	代事業の対象を全領域に	特になし。
		以上を確保する。		240 223	拡大するなどの見直しを	
		(前中期目標期		220	行い、また公募説明会等	
		間中 5 年間の実		200	の広報も充実して公募を	< その他事項 >
<定量的な目標		績平均値:261 件		H 26 H 27 H 28 H 29 H 30 R1 (H 27新規課題) (H 28新規課題) (H 38新規課題) (H 31新規課題) (R 2新規課題)	行った結果、目標を 25%	特になし。
水準の考え方 >		/年)			以上上回り、機構への業	
(a) 応募件数の	研究者に行	研究者に行政		効果的な広報展開	務移管後、最も多い 328	
増加が目的では 政コ				今年度の公募説明会については、公募受付	件の申請を得ることがで	
なく、高い研究 に 原		·		前後に研究者向けに開催する説明会に加え、	きた。	
レベルを確保すしめ、				公募受付の約2ヶ月前に、大学等において研	○若手研究者の活躍の促進	
るためには一定│募訓	説明会を実施	度と同様 9 箇所		究推進支援を担うURA(ユニバースティ・	と育成支援の充実	
の応募件数を確しする	るなど効果的	程度で実施する		リサーチ・アドミニストレーター)等向けに	革新型研究開発(若手	
保する必要があ なД	広報を展開す	とともに、広報ツ		説明会を2会場で開催した。	枠)は、一定の採択枠を	
るという視点でしる。	,	ールの製作、学会		公募の広報ツールとして、ポスター・チラシ	設けて公募を実施する	
の目標であるこ		等の研究者コミ		を作成し、環境分野の学科を設置する大学、	とともに、公募説明会等	
とから、申請件		ュニティサイト		研究機関、研究者コミュニティ等に幅広く配		
数については、		や大学のウェブ		布した。また、日本土壌肥料学会、大気環境	的に広報することで平	
前中期目標期間		サイトへの掲載		学会にブース出展するとともに、環境新聞(令	成 30 年度を大幅に上回	
中の水準以上を		を働きかけるな		和元年9月25日掲載)に広告を掲載するなど	る 53 件の申請があり、	
確保する設定と		ど効果的な広報		効果的に広報展開した。	目標を 66%上回る申請	

する。		を展開する。			を得ることができた。ま	
•	公募情報の			広報の早期化	た若手研究者を対象に	
		や公募情報の早		ア 第1回 環境研究推進委員会(7月 17		
	い、研究者が申	期発信を行い、研		日開催)において、公募の基本方針が決	ント講習、「半期報」に	
		究者が申請しや		定した直後の7月末から公募の概要につ	よる PO の指導・支援、	
		すくなるよう、十		いて広報を開始し、研究者が申請しやす	サイトビジットの実施	
	備期間を確保す	分な準備期間を		くなるよう、十分な準備期間を設けた。	など育成支援の充実を	
	る。	確保する。		イ 国際共同研究推進のための「環境研究の	図った。	
				国際展開推進に向けて」セミナー開催		
				平成 30 年度に実施した環境研究分野に	上記のとおり、本項目	
				おける海外の資金提供機関(FA)や研究	は、申請件数を確保して	
				機関の動向に関する調査報告、国際的な	研究レベルを維持する	
				研究政策に関する調査研究者や国際的共	ことや研究成果を社会	
				同研究を実践する研究者、FA による発表	実装に繋げることなど	
				及びパネルディスカッションを通して、	が求められる重要な業	
				環境研究の国際展開を推進するためのセ	務である。 新規課題の公	
				ミナーを令和元年12月6日に開催した。	募において、中期計画に	
					掲げる基準値を大きく	
(B) 革新型研究	(B) 若手研究者	(B) 若手研究者を	革新型研究開発(若	(B) 革新型研究開発(若手枠)の応募件数を	上回ったことは高く評	
開発(若手枠)	を育成・支援し、	育成・支援し、推	手枠)の応募件数を	32 件以上/年確保	価できる。以上により自	
の応募件数を	推進費の若手研	進費の若手研究	32 件以上 / 年(業務		己評価をAとした。	
32 件以上/年	究者による研究	者による研究を	移管前2年間の実績	革新型研究開発(若手枠)は、平成 30 年		
(業務移管前2	を充実するた	充実するため、以	平均値:27 件/年)	度の申請を大幅に上回る 53 件の申請があ	<課題と対応>	
	め、以下の取組			り、第4期中期計画に掲げる目標(32件)	環境研究の推進	
値:27 件/年)	を行う。	これらの取組を		を 66%上回る増加となった。	令和2年度新規課題公	
		推進することに			募では中期計画を大幅に	
		より、革新型研究			上回る多くの申請件数を	
		開発(若手枠)の			確保し、一定の研究レベ	
		応募件数を 32 件			ルを確保することができ	
		以上 / 年を確保			た。今後は新型コロナウ	
		する。(業務移管			イルス感染症の拡大防止	
		前2年間の実績			を図るための移動制約等	
<定量的な目標		平均値:27 件 /			が申請件数の確保、ひい	
水準の考え方>	***	年)		女子可究女子 5.2 可容板打块 6. 两刀	ては研究の質の向上に影	
(b) 政府方針に	前中期目標	前中期目標期		若手研究者による研究採択枠の確保	響を及ぼすことが懸念さ	
		間を上回る若手		若手研究者の育成の支援と活躍促進を図し	れる。しかしながら、環	
		研究者の採択枠		るため、革新型研究開発(若手枠)につい	境行政貢献型の競争的資	
		を増やすなど若 手研究者の新規		ては、第3期中期目標期間の採択枠(H30 ~H31 新規課題の平均)を上回る採択枠を	金として、「環境研究・環 境技術開発の推進戦略」	
		ナ研えるの新規 性、独創性の高い		~R31 新規課題の平均)を工画の採択枠を一 確保して公募した。	現扱が開発の推進戦略」 を踏まえより行政ニーズ	
				# 休して公券した。 また、公募2か月前に開催した公募説明	と合致する研究課題を確し	
りで独剧刀で光	いが力で一層化	研究を一層促進		よに、公务 4 か月削に用催した公务説明	Cロ以9 0 切九砞咫を唯	

	1	1			T
想力に優れた若	進する。また、	する。また、若手		会では、若手枠について積極的にアピール	保できるよう、公募時の
手研究者の育成	若手研究者を対	研究者を対象と		するとともに、若手研究者の参考となるよ	案内手法の工夫などによ
と活躍促進を図	象とした公募に	した公募説明会		う、POによる研究計画書の作成ポイント	り、できる限り応募され
るため、全体で	関する広報を充	を行うなど、若手		に関するガイダンスを含めて実施した。	る研究の質の向上を図
は(a)のとおり	実させる。	枠に関する広報			る。
高い研究レベル		の充実を図る。			また、引き続き革新型
を確保するため	新規に採択	新規採択課題		若手研究者の育成支援	研究開発(若手枠)につ
に一定の応募件	された採択課題	説明会において、		新規採択課題事務処理説明会(4月 11	いて一定の採択枠を設け
数を確保する中	の若手研究者に	若手研究者に対		日開催)において、若手研究者の育成を図	るなど若手研究者の育成
で、特に、若手	対して研究マネ	して、研究計画の		るため、POによる研究計画の作成や研究	支援に努める。
研究者からの応	ジメント等につ	作成や研究マネ		マネジメント等の講習を実施した。また、	○審査・評価における研究
募件数について	いての講習会を	ジメント等につ		若手研究者から半期ごとに提出されるレポ	データベースの活用
は、2割程度増	実施するなど、	いての講習会を		ート(半期報)で報告された研究実施上の	新規課題公募、中間・
加させることが	研究成果を向上	実施するなど若		課題や問題点などについてPOが指導・支	事後評価において「研究
望ましい。	させる支援を行	手研究者育成の		援するとともに、必要に応じて、サイトビ	情報管理システム (ESS)」
	う。	支援を行う。		ジットを行った。	の研究データベースの情
					報を活用した審査方法の
(C) 研究成果の	(C) 適切な業務	(C) 適切な業務運		(C)透明で公正な審査・評価の実施	導入についてシステム改
社会実装を推進	運営及び研究成	営及び研究成果			修を含め検討を行う。
する視点を踏ま	果の社会実装を	の社会実装を推			
えた透明で公正	推進する視点を	進する視点を踏			
な審査・評価の	踏まえた透明で	まえた透明で公			
実施	公正な審査・評	正な審査・評価を			
	価を進めるた	進めるため、以下			
<関連した指標	め、以下の取組	の取組を行う。			
>	を行う。				
(c1) 外部有識	環境省との	環境省との協	外部有識者委員会の	環境研究推進委員会、研究部会の適切な業	
者委員会の開催	協議を経て、公	議を経て、公募の	開催回数(平成 29	務運営	
回数(平成 29	募の方針の審	方針の審議、研究	年度実績:3回/年)	新規課題の公募方針、公募要領、中間・	
年度実績:3回/	議、研究課題の	課題の評価等を	(領域毎の研究部会	事後評価の評価結果等の審議を行うため、	
年)(領域毎の	評価等を行う委	行う委員会、部会	の開催回数:各2回/	環境研究推進委員会を3回開催するととも	
研究部会の開催	員会、部会の運	について、効果的	年)	に、新規課題公募・中間評価のヒアリング	
回数:各2回/	用方法の見直し	かつ効率的に運		審査、終了課題の成果報告会を行うため、	
年)	を行うなど、適	営する。		各研究部会を 11 回開催し、業務を適切に運	
	切な業務運営を			営した。	
	行う。			なお、新型コロナウイルス感染症対策の	
				ため、令和2年3月に予定していた終了課	
				題成果報告会(6回)は開催を中止した。	
	外部有識者	外部有識者に	新規課題説明会の開	公正な審査・評価の実施	
	により構成され	より構成される	催回数(平成 30 年	ア 技術開発の実証、実用化フェーズ課題の	
			度採択案件に係る実	評価方法の設定	

施する

おいて、専門的 | 研究部会におい | 績:1回/年) な知見に基づいして、研究成果の社 た公正な評価を一会実装を推進す 行う。当該評価│る視点を踏まえ を行うに当たっ一つつ、研究の必要 ては、研究成果|性、有効性、効率 の社会実装を推し性等についてよ 進する視点を踏しり専門的な視点 まえつつ、評価│から公正な評価 結果が研究の改|を行う。当該評価 善策や今後の対│を行うに当たっ 応に活かせるよしては、評価結果が う、新しく構築│研究の改善策や した研究情報管 | 今後の対応に活 理基盤システム かせるよう、新し を活用するなど│く構築した研究 により、研究評│情報管理基盤シ 価を効果的に実│ステムのデータ ベースを活用す るなどにより、研 究評価を効果的 に実施する。

令和2年度新規課題公募において、研 究成果がより効果的に社会実装に結びつ くように、環境問題対応(技術実証型) 及び次世代事業に「技術実証・実用化事 業」の区分を企画委員会の方針を踏まえ て新たに設けた。これらの区分の評価に ついては、従来の評価の観点とは異なる ことから、技術開発の先導性、発展性、 実用性などを評価する基準を作成すると ともに、研究成果の実用化・事業化の見 通しなどの有効性の観点に重みをおいた 評価方法とした。

イ 利害関係者の対象(過去への遡及)につ いての再整理

現行の利害関係者の基準において、評 価委員が研究代表者または研究分担者と 直接の上司・部下の関係にある場合につ いては、利害関係に該当するとして当該 課題の評価に参画できないこととしてい るが、過去に上司・部下の関係にあった 場合の対応が不明瞭であることから、過 去3年間に遡って適用すること、また他 の競争的資金制度を参考にして、過去3 年間に緊密な共同研究を行った者につい て、利害関係者に該当する旨の規定を設 けた。

ウ 「研究情報管理システム(ESS)」の 研究データベースの活用

新規課題公募の2次審査において、 「研究情報管理システム(ESS)」の データを活用して、推進費における研究 者の過去の申請や採択状況等の情報を 提供する取組みを試行した。

- エ 令和2年度新規課題の審査
- ア)第一次審査

プレ審査を通過した 359 課題を対象に 各研究領域の研究部会等の委員による第 一次審査(書面審査)を実施し、戦略プ ロジェクト 31 課題、環境問題対応型・革 新型(若手枠)、課題調査型研究 113 課 題を選定した。この第一次審査において、

研究成果が環境行政に資するよう、環境 省の担当課室が推薦する研究課題を加点 した。 また、重点的に公募したテーマである 地域レベルの気候変動適応課題、環境問

地域レベルの気候変動適応課題、環境問題対応型(技術実証型)の課題、次世代事業については、一定以上の採択数が確保されるよう措置した。

イ)第二次審査

第一次審査を通過した課題を対象に、 各研究部会において、第二次審査(ヒアリング審査)を実施した。第二次審査では、採択課題でも研究費が過大、不要と思われるものは厳しく査定した。

ウ)採択課題の決定

「環境問題対応型研究」については、 5つの研究領域の36課題を採択し、その うち、特に提案を求めるテーマとして募 集した「技術実証型」の課題については、 5課題(総合2課題、資源循環2課題、 自然共生1課題)「地域レベルの気候変 動適応課題」については、3課題(いず れも気候変動領域)を採択した。

「革新革新型研究開発 (若手枠)」については、令和元年度新規課題の採択数と同程度の課題数を確保できるよう、あらかじめ予算枠を設けて公募を行い、5つの研究領域において 15 課題を採択し、「次世代事業」は総合領域で1課題、資源循環領域で1課題を採択した。

戦略プロジェクトについては、「戦略的研究開発()」1プロジェクト(19課題)、「戦略的研究開発()」2プロジェクト(各6課題)を採択した。

今回の採択では、平成30年度採択数(59課題)とほぼ同数の55課題の採択を行ったが、申請件数が大幅に伸びたため、採択率が下がる結果となった。

(D) 予算の弾ナ	(D) 予算の弾力	(D) 予算の弾力的		(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上	
的な執行による		な執行により利			
利便性の向上		便性を向上させ			
が民任の同工		るなど、より使い			
		勝手の良い制度			
		とするため、以下			
>	を行う。	07-7/ML C 13 78			
		研究者に効果	 早期契約による十分	予算の弾力的執行と利便性の向上	
			な研究期間の確保と	研究者に効果的、効率的に研究を推進し	
			いう観点から、新規	てもらうため、研究者にとって利便性がよ	
			課題に係る契約等手	くなるよう、同一のサブテーマにおいて、	
			続の完了日(平成30	研究分担者が複数の研究機関から参画でき	
年)			年度実績:平成 30	るよう見直した。また、新規に採択された	
	るよう推進費の	推進費の使用ル	年5月31日)	課題を対象とした事務処理説明会を平成	
	使用ルールの一	ールの一層の改		31 年 4 月 11 日 (参加者 124 名)に実施し、	
	層の改善を行う	善を行うととも		研究の進め方や研究費使用ルールの周知徹	
	とともに、新規	に、新規に採択さ		底を図った。	
	に採択された課	れた課題を対象			
	題を対象とした	とした説明会を	<その他の指標>		
	説明会を毎年度	4月に実施し、研			
	実施し、研究の	究の進め方や研			
	進め方や研究費	究費使用ルール	<評価の視点>		
		を周知徹底する。	・年度計画に定めら		
	知徹底する。		れた各項目に対し		
(d2) 早期契約			て、適切な取組が行	契約事務等の早期化による研究費の早期	
		は交付申請書を	われているか。	執行	
		受領後、2か月以		研究計画書又は交付申請書を受領後、2	
いう観点から、		内に契約書又は		か月以内に契約書又は交付決定通知を発送	
		交付決定通知を		することにより、研究費の早期執行を図る	
		発送するなどに		こととし、新規契約課題については、平成	
		より、研究費の早		31年4月1日から研究費の執行を可能とす	
	費の早期執行を	期孰行を図る。 		る契約書等を令和元年5月31日までに発	
30 年 5 月 31	図る。			送した。	
目 目)				なお、継続契約課題については令和元年	
				5月31日までに、新規契約課題についても	
				令和元年7月 31 日までに研究費資金を配 分し、研究代表者の所属研究機関等に対し	
				支払を完了した。	
				又14.6元」 01.6。	

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
- 1	経費の効率化						
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	令和2年度行政事業レビューシート	事業番号 0308			
度		レビュー					

注1)重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2	2 . 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5 年度	当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報
	一般管理費	8.125%以上	平成 30 年度予算	17.1%					除く人件費、効率化除外経費等
	業務経費	5%以上	平成 30 年度予算	12.2%					除く人件費、効率化除外経費等

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3 . 各事業年度の業	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価				
		(令和元年度)		業務実績	自己評価					
(1)経費の	(1)経費の効	(1)経費の効率	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B				
効率化	率化	化			評定:B	<評定に至った理由>				
					以下により、年度計画に基	一般管理費及び業務費について、業務運				
一般管理費	一般管理費	一般管理費	一般管理費(人件費、	一般管理費	づく取組を着実かつ適正に	営の効率化等の取組により、中期計画の削				
一般管理費	一般管理費(人	一般管理費(人件	新規に追加される業	平成 30 年度 90 百万円	実施したため、上記のとお	減目標の達成を予め見込んだ令和元年度				
(人件費、新	件費、新規業務、	費、新規業務、拡	務、拡充業務、事務所	令和元年度 74 百万円	り、自己評価を「B」とし	予算を作成し、その執行を通じて、年度計				
	拡充業務、事務	•	等借料、システム関連	17.1%	た。	画に基づく取組を着実かつ適正に実施し				
						ている。				
業務、事務所	テム関連経費及	連経費及び租税	の効率化が困難であ			一方、令和元年度においては、コロナウ				
		公課等の効率化				イルスの影響による業務の中止や事業の				
	効率化が困難で					延長も大きな削減要因と認められるため、				
			務運営の効率化等の			│「B評価」とするのが妥当であると考え				
		, , ,				る。				
			標期間の最終年度に							
│認められる経	運営の効率化等									
	の取組により、					<今後の課題>				
			8.125%以上の削減を			特になし。				
	の最終年度にお	(8.125%)を達	行うこと。							
	いて前中期目標									
		削減を見込んだ				< その他事項 >				
標期間の最終	比で 8.125%以	令和元年度予算				特になし。				

			Γ			T
年度において	上の削減を行	を作成し、効率的				
前中期目標期	う。(消費税率引	執行に努める。				
間の最終年度	き上げによる影	(消費税率引き				
比で 8.125%	響額を除く。)	上げによる影響				
以上の削減を		額を除く。)				
行うこと。						
業務経費	業務経費	業務経費	公害健康被害補償業	平成 30 年度 1,550 百万円		
				令和元年度 1,360 百万円		
			業、ポリ塩化ビフェニ		0%、研	
				究 11.2%、基金 8.7%)		
		化ビフェニル廃				
			理積立金の管理業務、			
			環境研究総合推進費			
			業務のうち補償給付			
			費等の法令に基づく			
			義務的な経費以外の			
			運営費交付金を充当			
			する業務経費(人件			
業務のうち補	等の法令に基づ	基づく義務的な	費、システム関連経			
			貴、競争的資金及び効			
			率化が困難であると			
		_	認められる経費を除			
		件費、新規業務、	く。) 及び石綿健康被			
			害救済関係経費に係			
			る業務経費 (人件費、			
			システム関連経費、石			
			綿健康被害救済給付			
			金及び効率化が困難			
			であると認められる			
			経費を除く。)につい			
			て、業務運営の効率化			
			等の取組により、本中			
			期目標期間の最終年			
			度において前中期目			
			標期間の最終年度比			
			で 5%以上の削減を各			
		害救済給付金等	勘定で行うこと。 			
		の効率化が困難				
		であると認めら	< その他の指標 >			
		れる経費を除				
		く。)について、業				
であると認め	く。) について、	務運営の効率化				

除ての耳才間に其最 5 派行 ^ 村方 2 豊奢み 反と之前 才る	ら余て)又区間こ月長%或豆く票豆に費賃み伐くも前くらこれく、効組中のお目終%をう定水>れの実、し等、中準設。るご業率に斯最い標年以各こ量準・ま效に目て;引期をう	「務化よ目終て期度上勘と的の」で率取標さをき目堅に務化よ目終て期度上勘と的の」で率取標さらき目堅って運等り標年前間比の定。な考しも化りをた踏続標持	い営の、期度中ので削で 目え 経に組達こまきのす	化り期に目年上定税	務等、間お標度ので率る) 頃の本のも期日肖行弓景

業務運営の効率|等の取組により、 化等の取組によ 中期計画の削減 | <評価の視点 > り、本中期目標 | 目標(5%)を達 | 期間の最終年度 成すべく所要の て目標に掲げた経費 元年度実績額): 14百万円 において前中期 | 削減を見込んだ | の効率化が行われて | (88百万円 74百万円) 目標期間の最終 | 令和元年度予算 | いるか。 年度比で5%以 を作成し、効率的 上の削減を各勘 | 執行に努める。 定で行う。(消費 | (消費税率引き 税率引き上げに 上げによる影響 よる影響額を除 | 額を除く。)

- 一般管理費につい| 一般管理費(令和元年度計画予算額 令和|

-)一般管理費については、中期計画の削減目|に努めた結果、令和元年度 標(8.125%:単年度当たりの削減水準 1.625%)を達成すべく所要の額を見込んだ令│の最終年度(平成30年度) 和元年度予算(88 百万円)を作成し、その予|比で 17.1%となり、目標 算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、| を上回る水準を達成した。 効率的な執行に努めた結果、令和元年度実績) 年度途中の予算の執行 額(74 百万円)は第3期中期目標の最終年度 | 状況の把握及び適切な執行 (平成30年度)比で 17.1%となり、目標を | 管理を行っていく観点か 上回る水準を達成した。
-)年度途中の予算の執行状況の把握及び適 半期毎に理事会へ報告を行 切な執行管理を行っていく観点から、令和元一った。 年度予算執行計画の執行状況等について四半 期毎に理事会へ報告を行った。

るか。

業務経費について「業務経費(令和元年度計画予算額 令和元年」 目標に掲げた経費の | 度実績額): 167百万円 効率化が行われてい (1,527百万円 1,360百万円)

>)業務経費については、公害健康被害補償業 | めた結果、 令和元年度実績 務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃 | 額は、第3期中期目標の最 棄物処理基金による助成業務、維持管理積立 | 終年度(平成30年度)比で 金の管理業務、環境研究総合推進費業務のう| 12.2%(公健 21.0%、 ち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費 | 石 綿 14.0 % 、 研 究 以外の運営費交付金を充当する業務経費及び 11.2%、基金 8.7%)とな 石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費|リ、目標を上回る水準を達 (人件費、新規業務、拡充業務、システム関連 | 成した。 経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付)業務経費についても、 金等の効率化が困難であると認められる経費 | 効率的な予算執行、年度途 を除く。)については、中期計画の削減目標(5%:単年度当たりの削減水準 1%)を達成 及び適切な執行管理を行っ すべく、所要の額を見込んだ令和元年度予算|ていく観点から、令和元年 を作成した。

> その予算の範囲内で業務の効率化に努めた「等について四半期毎に理事 結果、令和元年度実績額は、第3期中期目標の一会へ報告を行った。

一般管理費

-)一般管理費については、 中期計画の削減目標を達成 すべく、各種経費の縮減等 を図るなどの効率的な執行 | 実績額は、第3期中期目標
- ら、令和元年度予算執行計 画の執行状況等について四

業務経費

-) 業務経費については、 中期計画の削減目標を達成 すべく、業務の効率化に努
- |中の予算の執行状況の把握 度予算執行計画の執行状況

最終年度(平成30年度)比で 12.2%(公健 21.0%、石綿 14.0%、研究 11.2%、基金 8.7%)となり、目標を上回る水準を達成し た。)業務経費についても、効率的な予算執行、
年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な 執行管理を行っていく観点から、令和元年度 予算執行計画の執行状況等について四半期毎 に理事会へ報告を行った。
一般管理費及び業務経費と もに、今後も適切な予算執 行に努め、予算の執行状況 について四半期毎に理事会 に報告する。

注3)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4 . その他参考情報

別紙

令和元年度計画予算

(総計)

(単位:百万円)

	(年位・ログリリ)
区 分	金額
収入 運営費交付金 国庫補助金 その他の政府交付金 業務収入 受託収入 運用収入 その他収入	7,120 344 11,459 33,076 5 801
計	52,916
支出 業務経費 公害健康被害補償予防業務経費 うち人件費 石綿健康被害救済業務経費 うち人件費 環境保全研究・技術開発業務経費 うち人件費 基金業務経費 うち人件費 承継業務経費 うち人件費 受託経費 一般管理費 うち人件費	56,883 40,855 292 5,489 310 5,408 112 4,947 140 184 114 5 968 426
計	58,057

[人件費の見積り]

令和元年度 1,099百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

			+ 12 · 11 / 11 /
区 分	補償事業	予防事業	合計金額
収入 運営費交付金 国庫補助金 その他の政府交付金 業務収入 運用収入 その他収入	362 41 7,279 30,069 - 1	- 204 - - 483 -	362 244 7,279 30,069 483 1
計	37,751	687	38,438
支出 業務経費 公害健康被害補償予防業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費	40,142 198 155 70	713 94 107 48	40,855 292 262 118
計	40,296	820	41,116

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入 その他の政府交付金 業務収入 受託収入 その他収入 計	4,180 126 5 20 4,331
支出 業務経費 石綿健康被害救済業務経費 うち人件費 受託経費 一般管理費 うち人件費 計	5,489 310 5 309 134 5,804

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

	(年位・ログリリ)
区 分	金額
収入 運営費交付金 受託収入	5,747 0
計	5,748
支出 業務経費 環境保全研究・技術開発業務経費 うち人件費 受託経費 一般管理費 うち人件費 予備費	5,408 112 0 139 59 200
計	5,748

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位·百万円)

				(単)	4: 日 刀 円 /
区		地球基金	PCB基金	維持管理	合計
<u> </u>		事業	事業	事業	金額
収入					
運営費交付金		943	31	37	1,011
国庫補助金		_	100	-	100
業務収入		_	200	-	200
運用収入		75	-	243	318
その他収入		24	15	-	39
	計	1,041	346	280	1,667
支出 業務経費 基金業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費		906 112 128 58	3,167 16 14 6	875 12 16 7	4,947 140 159 72
	計	1,034	3,181	890	5,106

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位·百万円)

	(単位・日ガロ)
区分	金額
収入 業務収入 その他収入	2,681 51
計	2,732
支出 業務経費 承継業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費 計	184 114 99 44 283

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度収支計画

(総計)

(単位:百万円)

r	(単位:日方円)
区分	金 額
# 57 0 49	
費用の部	60,144
経常費用	59,856
公害健康被害補償予防業務経費	40,870
石綿健康被害救済業務経費	5,547
環境保全研究・技術開発業務経費	5,412
基金業務経費	4,349
承継業務経費 平式業務書	2,618
受託業務費	5
一般管理費 減価償却費	980 74
	/4
財務費用 臨時損失	288
	200
収益の部	60,011
経常収益	59,723
運営費交付金収益	6,873
国庫補助金収益	244
その他の政府交付金収益	8,118
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,987
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,150
業務収入	35,142
受託収入	5
運用収入	812
その他の収益	234
財務収益	157
臨時利益	288
 純利益(△純損失)	△ 134
純利益(乙純損失) 前中期目標期間繰越積立金取崩額	149
削中朔日標朔間線越慎立並取崩額 総利益(△総損失)	149
	13

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位·百万円)

			<u> (単位:白万円)</u>
区分	補償事業	予防事業	合計金額
 費用の部	40.442	832	41,274
経常費用	40.327	832	41,159
公害健康被害補償予防業務経費	40.148	721	40,870
補償業務費	40,148	-	40,148
予防業務費		721	721
一般管理費	151	106	258
減価償却費	27	4	32
財務費用	0	0	0
臨時損失	115	-	115
 収益の部	40,437	689	41,126
経常収益	40,321	689	41,011
運営費交付金収益	350	-	350
国庫補助金収益	41	204	244
その他の政府交付金収益	7,279	-	7,279
業務収入	32,618	-	32,618
資産見返負債戻入	16	-	16
賞与引当金見返に係る収益	11	-	11
退職給付引当金見返に係る収益	6	-	6
運用収入	-	486	486
財務収益	1	-	1
臨時利益 	115	_	115
純利益(△純損失)	△ 6	△ 143	△ 148
前中期目標期間繰越積立金取崩額	6	143	149
総利益(△総損失)	0	_	0
	1		

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	5,946
経常費用	
	5,891
石綿健康被害救済業務経費	5,547
受託業務費	5
一般管理費	329
減価償却費	10
財務費用	0
臨時損失	55
収益の部	5,946
経常収益	5,891
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,987
その他の政府交付金収益	839
受託収入	5
資産見返負債戻入	4
賞与引当金見返に係る収益	36
退職給付引当金見返に係る収益	20
臨時利益	55
	33
 純利益(△純損失)	_
総利益(Δ総損失)	_
112 (-10)()()	

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

	(単位・日ガロ/
区 分	金額
費用の部 経常費用 環境保全研究・技術開発業務経費 受託業務費 一般管理費 減価償却費 財務費用 臨時損失	5,582 5,558 5,412 0 139 7 0 24
収益の部 経常収益 運営費交付金収益 受託収入 資産見返負債戻入 賞与引当金見返に係る収益 退職給付見返に係る収益 臨時利益 純利益(△純損失)	5,582 5,558 5,533 0 6 14 6 24
総利益(△総損失)	O

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
費用の部 経常費用 基金業務経費 地球環境基金業務費 ポリ塩化ピフェニル廃棄物処理業務費 維持管理積立金業務費 一般管理費 減価償却費 財務費用 臨時損失 収益の部 経常収益 運営費交付金収益	1,118 1,042 910 910 - - 128 5 0 76 1,118 1,042 926	3,182 3,167 - 3,167 - 14 1 0 10 3,192 3,182 29	289 273 - 273 16 1 0 8 297 289 35	4,512 4,349 910 3,167 273 157 6 0 94 4,607 4,513 990
ボリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益 地球環境基金運用収益 維持管理積立金運用収益 資産見返負債戻入 寄付金収益 賞与引当金見返に係る収益 退職給付見返に係る収益 臨時利益 純利益(△純損失) 総利益(△純損失)	- 75 - 3 17 14 8 76 0	_ 0 _ 2 1	251 0 - 1	3,150 75 251 4 17 17 10 94

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区	分	金	額	
 費用の部				2,736
経常費用				2,736
承継業務費				2,618
一般管理費				98
減価償却費				20
財務費用				0
 収益の部				2,750
経常収益				2,750
事業資産譲渡高				2,524
資産見返負債戻入				18
財務収益				157
雑益				51
 純利益(△純損失)				14
総利益(△総損失)				14
/ 大人女 脚球 佐 人 三 脚 る 半 亡		LI 4-1 1 12+ 7		

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度資金計画

(総計)

(単位:百万円)

	<u>(単位:白万円)</u>
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,651
業務活動による支出	△ 78,334
業務活動による収入	59,683
運営費交付金収入	7,120
国庫補助金収入	344
その他の政府交付金収入	11,459
業務収入	32,960
受託収入	5
運用収入	836
その他の収入	6,957
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,908
投資活動による支出	△ 126,608
投資活動による収入	124,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	6
財務活動による支出	△ 17
財務活動による収入	24
資金増加額(△資金減少額)	△ 20,552
資金期首残高	46,492
資金期末残高	25,940

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位·百万円)

- ·	1+ #= +#	고마ᆂᄴ	
区分	補償事業	予防事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,581	△ 133	· '
業務活動による支出	△ 40,333		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
業務活動による収入	37,753	687	38,439
運営費交付金収入	362	_	362
国庫補助金収入	41	204	244
その他の政府交付金収入	7,279	_	7,279
業務収入	30,070		30,070
運用収入	1	483	483
10 70 77 51 - 1 7 5			
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,200		2,200
投資活動による支出	△ 25,500		
投資活動による収入	27,700	2,300	30,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 2	△ 7
財務活動による支出	△ 5 △ 5	$\triangle 2$	△ 7
別の方面がある人口		Δ 2	Δ /
資金増加額(△資金減少額)	△ 386	△ 135	△ 521
	2 300		
資金期首残高	3,400	1,305	4,705
資金期末残高	3,014	,	4,184
X = 79717/XIEI	0,011		",,,,,,

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

	(千世·日 /J 11/
区 分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー 業務活動による支出 業務活動による収入 その他の政府交付金収入 業務収入 受託収入 連用収入	△ 1,202 △ 5,522 4,320 4,180 115 5
投資活動によるキャッシュ・フロー 投資活動による支出 投資活動による収入	△ 2,000 △ 62,000 60,000
財務活動によるキャッシュ・フロー 財務活動による支出	△ 5 △ 5
資金増加額(△資金減少額)	△ 3,208
資金期首残高 資金期末残高	6,031 2,823

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

	(丰位:日2月17
区 分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	143
業務活動による支出	△ 5,604
業務活動による収入	5,748
運営費交付金収入	5,747
受託収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	Δ 1
財務活動による支出	Δ 1
資金増加額(△資金減少額)	142
資金期首残高	195
資金期末残高	337

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー 業務活動による支出 業務活動による収入 運営費交付金収入 国庫補助金収入 業務収入 運用収入 その他の収入	△ 168 △ 1,191 1,023 948 - - 75	△ 2,854 △ 3,200 346 31 100 200 15	4,195 △ 2,880 7,075 32 - - 243 6,800	1,172 △ 7,271 8,444 1,011 100 200 333 6,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	_	5,800	△ 7,900	△ 2,100
投資活動による支出	△ 5,300	△ 11,000	△ 20,500	△ 36,800
投資活動による収入	5,300	16,800	12,600	34,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	22	△ 0	△ 0	22
財務活動による支出	△ 2	△ 0	△ 0	△ 2
財務活動による収入	24	–	–	24
資金増加額(△資金減少額)	△ 146	2,945	△ 3,705	△ 906
資金期首残高	546	4,820	11,687	17,053
資金期末残高	400	7,765	7,981	16,146

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

	- (手位:日カロ)
区分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー 業務活動による支出 業務活動による収入 業務収入 その他の収入	△ 16,051 △ 18,783 2,732 2,575 157
投資活動によるキャッシュ・フロー 投資活動による支出	Δ 8 Δ 8
財務活動によるキャッシュ・フロー 財務活動による支出	Δ 1 Δ 1
資金増加額(△資金減少額)	△ 16,060
資金期首残高 資金期末残高 	18,509 2,449

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関	1.当事務及び事業に関する基本情報									
- 2	給与水準等の適正化									
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	令和2年度行政事業レビューシート	事業番号 0308						
度		レビュー								

注1)重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2 . 主要な経年データ

と、工女な紅干ノ								
評価対象となる	る指標 達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	当該年度までの累積値等、必要な
		度値等)						情報

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

ı	3.	各事業年度の業務に係る目標、	計画、	業務実績、	年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価
1	J .	ロチネーベッネがにからロボ		オリカスパスへ	

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(令和元年度)		業務実績	自己評価	
(2)給与水	(2)給与水準	(2)給与水準等	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
準等の適正化	等の適正化	の適正化			評定:B	<評定に至った理由>
「独立行政法	「独立行政法人	役職員の給与水		給与水準及び検証結果については、6月28		対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘
人改革等に関	改革等に関する	準等については、		日に機構ホームページ上に公表した。対国家	以下のとおり、年度計画に	案)は 105.9 と前年度同水準であり、また、
する基本的な	基本的な方針」	国家公務員の給		公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は105.9	基づく取組を着実かつ適正	職員給与において、一部職員の住居手当の
方針」(平成 25	(平成 25 年 12	与水準も十分考		(昨年値 105.9)であり、主務大臣の検証結果	に実施したため、自己評価	据え置き等の人件費抑制措置を講じてい
年12月24日	月 24 日 閣議決	慮し、手当を含		としては、役員報酬、職員給与ともに「妥当	をBとした。	ること、専門性がある業務が多いという特
閣議決定)等	定)等の政府方	め役職員給与の		な水準」であるとの評価を受けた。		性から大卒以上の職員が占める割合が国
の政府方針に	針に基づく取組	在り方について				と比べて高いことを鑑みても、昨年度と同
基づく取組を	として、役職員	厳格に検証した				等と評価できる。
着実に実施す	の給与水準等に	上で適正化に取				また、役員報酬についても、法人におけ
ることによ	ついては、国家	り組むとともに、				る自己検証(国の指定職俸給表との比較、
り、報酬・給	公務員の給与水	その検証結果や				地域的・規模的に類似する他独法との比較
与等の適正	準も十分考慮	取組状況を公表				等)に加え、平成30年度業務実績評価結
化、説明責	し、手当を含め	する。				果(B評価)であることを勘案して、「B」
任・透明性の	役職員給与の在					評価とした。
向上、情報公	り方について毎					なお、これらの検証結果や取組状況につ
開の充実を図	年度厳格に検証					いては公表されている。
る。	した上で適正化					
	に取り組むとと					<今後の課題>
	もに、その検証					特になし。
	結果や取組状況					

<関連した指を公表する。		
標 >		給与水準については、主 < その他事項 >
役員の報酬や	役員の報酬や退職手	務大臣から「妥当な水準」 特になし。
退職手当の水	当の水準、職員給与の	であるとの評価を受けた。
準、職員給与	支給水準や総人件費	
の支給水準や	等について、対国家公	
総人件費等に	務員指数や他の独立	
ついて、対国	行政法人との比較、対	
家公務員指数	前年度比、経年比較に	
や他の独立行	よる趨勢分析等。	
政法人との比		
較、対前年度	<その他の指標>	
比、経年比較		
による趨勢分	<評価の視点>	
析等。	・給与水準が適正かど	
	うか。	
	・給与水準の検証結果	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	等について、総務省の	ついては、国のガイドライ
	定める「独立行政法人	ン等に基づき適切に公表し
	の役員の報酬等及び	た。
	職員の給与の水準の	
	公表方法等について	
	(ガイドライン)」等	
	に基づき公表してい	
	るか。	
		引き続き、給与水準の適正
		化に取り組むとともに、給
		与水準の検証結果について
		は、適切に公表する。
		「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4.その他参考情報

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1.当事務及び事業に関する基本情報								
- 3	調達の合理化								
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	令和2年度行政事業レビューシート	事業番号 0308					
度		レビュー							

(単位:件、百万円)

2 . 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基	集値	令	·和	٤	令和	2	∳和	4	令和	ج ح	令和	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年度		元年	丰度	2	2 年度		年度	4年度		5 年度		当該年度までの累積値等、必
		値等)	值等)											要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
調達等合理化計画 の実施状況														
競争性のある契約	-	(71.1%)	(92.3%)	(81.8%)	(96.5%)									
脱争性ののる关系		32	1,029	36	900									
うち競争入札等	-	(64.4%)	(85.0%)	(68.2%)	(79.9%)									
プラ脱甲八化母		29	947	30	746									
うち企画競争・	-	(6.7%)	(7.3%)	(13.6%)	(16.5%)									
公募		3	81	6	154									
競争性のない随意	_	(28.9%)	(7.7%)	(18.2%)	(3.5%)									
契約		13	86	8	33									
合計	-	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)									
НЯ		45	1,115	44	933									
一者応札・応募の状 況														
2 者以上	-	(96.9%)	(25.7%)	(83.3%)	(79.4%)									
2 包以上		31	264	30	715									
1者	-	(3.1%)	(74.3%)	(16.7%)	(20.6%)									
「日		1	765	6	186									
合計	-	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)									
中间		32	1,029	36	900									

⁽注1)各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

⁽注2)各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比である。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
1 775 120	1 7041	(令和元年度)		業務実績	自己評価	
(3)調達の	(3)調達の合	(3)調達の合理	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定B
合理化	理化	化			 評定:B	<評定に至った理由>
「独立行政法					以下により、年度計画に基	
人における調			<その他の指標>		づく取り組みを着実かつ適	競争性のある契約の件数及び契約額
達等合理化の					正に実施したため、自己評	もに、基準値を上回っており、昨年度の
取組の推進に					価を「B」とした。	様に高い水準の実績を維持している。
ついて」(平成	調達の競争	調達の競争	<評価の視点>	調達の競争性・透明性の確保	調達の競争性・透明性	価できる。
27 年5月25	性・透明性の確	性・透明性の確保	・調達の合理化	「独立行政法人における調達等合理化の取組	の確保	令和元年度に締結した契約 44 件に
日総務大臣決	保		入札及び契約手続に	の推進について」(平成27年5月25日総務大	令和元年度に締結した契約	て、契約の性質又は目的が競争を許さ
定)に基づき、	機構が実施する	機構が実施する	おける透明性の確保、	臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、	44件において、契約の性質	場合と認められた8件を除いては、競
機構が策定す	調達案件は、原	調達案件は、原則	公正な競争の確保等	PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確	又は目的が競争を許さない	のある契約(企画競争・公募を含む。
	則として一般競	として一般競争	を図るための審査体	保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理		付している。また、競争性のない随意
理化計画」を	争入札の方法に	入札の方法によ	制等は確保され、着実	化に取り組むため、令和元年度調達等合理化	いては、競争性のある契約	8件については、契約手続審査委員会
着実に実施	より競争性を確	り競争性を確保	に実施されているか。	計画を策定した。同調達等合理化計画におい	(企画競争・公募を含む。)	いて、会計規程に定める「随意契約に
し、監事によ	保して実施す	して実施する。		ては、当機構における調達の現状と要因を分	に付した。また、競争性の	ことができる事由」との整合性や、よ
	る。また、随意契			析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調	ない随意契約8件について	争性のある調達手続きの実施の可否
有識者等から	約の方法により	方法により契約		達等の合理化を推進した。	は、契約手続審査委員会に	点で審査を実施するとともに、新規の
		を行うものにつ) 随意契約の状況	おいて、会計規程に定める	については、契約監視委員会への事前
約監視委員会	については、機	いては、機構内部		令和元年度は契約件数 44 件、契約金額 933 百	「随意契約によることがで	を経て調達を行っているなど、十分に
の点検等によ	構内部に設置す	に設置する契約		万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的	きる事由」との整合性や、	の競争性・透明性の確保がなされると
		手続審査委員会		が競争を許さない場合と認められた8件、33		
		による事前審査		百万円の契約を除いては、競争性のある契約		
つつ調達等の	前審査及び監	及び監事・外部有		(企画競争・公募を含む。)として調達を実施		
合理化を推進	事・外部有識者	識者によって構		した。	規の案件については、契約	度調達等合理化計画実績及び自己評値
	によって構成す)一者応札・応募に関する改善	監視委員会への事前説明を	「令和元年度調達等合理化計画」の審
		委員会による事		一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募	経て調達を行った。	び点検を受け、令和元年5月に策定・
標 >		後点検等により		の発生を抑制するため、下記取組を実施した。		を行っており、また、令和元年度に締
		透明性を確保す		(ア)公告から入札までの期間について 10 営		た契約 44 件については、令和元年度
•	性を確保する。	る。		業日以上を確保した。		等合理化計画を踏まえ、契約手続審査
数・金額)が全				(イ)契約手続審査委員会による事前の審査		会の事前審査を行った上で契約を締約
体に占める割				については、競争性を確保するため、調達数		その結果は毎月理事会に報告をし、公
合や一者応				量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、		行うなど、調達等合理化の取組の推進
札・応募実績				業務の実績要件及び地域要件の妥当性につい		についても適切に実施されていると
の対前年度				て重点を置いた審査を実施した。		られる。
比、機構に設				(ウ)調達情報に係るメールマガジン等の活		以上のことから、「 B 」評価とした。
置された契約				用等により、発注情報の更なる周知を図った。 		
手続審査委員					1=1+4+ 1	
会や外部有識	調達等合理			調達等合理化の取組の推進	調達等合理化の取組の	
者を含む契約	化の取組の推進	の取組の推進			推進	特になし。

等。

合理化を推進する。

化計画の策定 し、その結果を「表する。 公表する。

監視委員会に | 「独立行政法人 | 「独立行政法人 おける審議回 における調達等 における調達等 数 及 び 評 価 | 合理化の取組の | 合理化の取組の 推進について」「推進について」 (平成 27 年 5 │ (平成 27 年 5 月 月 25 日 総務大 25 日総務大臣決 臣決定)に基づ一定)に基づき、機 き、機構が策定 | 構が策定した「調 した「調達等合」達等合理化計画」 理化計画」を着しを着実に実施す 実に実施するこしることとし、契約 ととし、契約手 手続審査委員会 続審査委員会に│による審査及び よる審査及び契|契約監視委員会 約監視委員会よ よる点検など、P る点検など、P │ D C A サイクル DCAサイクル による調達等の による調達等の | 合理化を推進す

>) 調達等合理|) 調達等合理| |化計画の策定 調達に関する内|調達に関する内 部統制システム 部統制システム を確立し、その「を確立し、その下 下で公正かつ透して公正かつ透明 明な調達手続に「な調達手続によ よる適切で、迅|る適切で、迅速か 速かつ効果的な「つ効果的な調達」 調達を実施する を実施するため ため毎年度、調「毎年度、調達等合 達等合理化計画 | 理化計画を策定 を策定して公表して公表する。ま する。また、年度 | た、年度終了後、 終了後、速やか | 速やかに、調達等 に、調達等合理「合理化計画の実 化計画の実施状|施状況について、 況について、自 自己評価を実施 己評価を実施し、その結果を公

度の契約の状況に係る報告 及び「平成30年度調達等合 理化計画実績及び自己評 価」、「令和元年度調達等合 理化計画」の審査及び点検 を受け、今和元年5月に策 定・公表を行った。また、 令和元年度に締結した契約 44件については、令和元年 度調達等合理化計画を踏ま え、契約手続審査委員会の 事前審査を行った上で契約 を締結し、その結果は毎月 理事会に報告をし、公表を 行った。

平成 31 年4月に契約監視

) 随意契約に関する内部統制の確立 該当事案に係る審査の厳格化

令和元年度の競争性のない随意契約8件につしまに、契約手続審査委員会 いては、機構内に設置した契約手続審査委員 及び契約監視委員会を適切 会において、会計規程に定める「随意契約によ」に開催、調達等合理化計画 ることができる事由」との整合性や、より競争|の下で適切なPDCAサイ 性のある調達手続きの実施の可否の観点で審している廻し、契約に係る競 査を実施するとともに、新規の案件について│争性、透明性、公平性の確 は、契約監視委員会委員への事前説明を経て「保、一者応札・応募の改善 調達を行った。

<課題と対応>

随意契約等の見直し

今後も引き続き、契約に係 るルール等を遵守するとと の推進を図る。

委員会を開催し、平成30年 < その他事項> 特になし。

) 調達等合理
化計画の推進体
制
調達案件は、契
約手続審査委員
会において適切
に競争性が確保
されることなど
を審査した上で
調達を実施し、
その結果は、契
約締結後、速や
かに理事会に報
告して公表す
る。また、契約監
視委員会におい
て、調達等合理
化計画の実施
状況を通じて、
一者応札・一者
応募案件及び随
意契約に至った
理由等について
点検を受け、そ
の審議内容を公
表する。

) 調達等合理 化計画の推進体

調達案件は、契約 手続審査委員会 において適切に 競争性が確保さ れることなどを 審査した上で調 達を実施し、その 結果は、契約締結 後、速やかに理事 会に報告して公 表する。また、契 約監視委員会に おいて、調達等合 理化計画の実施 状況を通じて、一 者応札・一者応募 案件及び随意契 約に至った理由 等について点検 を受け、その審議 内容を公表する。

-)契約に係る審査体制の活用 (ア)機構内における審査体制
- a.契約手続審査委員会による審査

契約手続審査委員会(同分科会を含む。以下同じ。)において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、本委員会30回、分科会12回を開催し、計44案件の審査及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。

- b . その他の審査等
- ・少額随契案件の審査

少額随契等(委員会等の審査対象外)は、平成 30年度に引き続き財務部において全件審査を 実施した。

- ・1000 万円以上の予定価格の設定 1000 万円以上の予定価格の設定に当たって は、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当 する契約担当職のほか、財務担当理事の審査 を実施している。
- ・契約の公表

競争入札及び随意契約(少額随意契約を除く) について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。

(イ)契約監視委員会による審査

令和元年度の競争性のない随意契約8件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の各委員に事前説明を行い、了承を得た上で調達を行った。また、平成31年4月に開催した契約監視委員会において、平成30年度の契約の状況に係る報告及び「平成30年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「平成31年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。

)不祥事の発生の未然防止等のための取組 契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び 不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。また、特定個 人情報及び個人情報を取り扱う業務の委託業 者に対して、個人情報に関する管理状況の実

		地検査を実施した。	

注3)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4 .	その他参考情報					

1.当事務及び事業に関する基本情報							
- 1	財務運営の適正化						
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	令和2年度行政事業レビューシート	事業番号 0308			
度		レビュー					

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2 . 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5 年度	当該年度までの累積値等、必要な
		度値等)						情報

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、	年度評価に係る目己評価及び主務大臣による評価
--------------------------	------------------------

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価				
		(令和元年度)		業務実績	自己評価					
(1)財務運	(1)財務運営	(1)財務運営の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B				
営の適正化	の適正化	適正化			評定: B	<評定に至った理由>				
自己収入・寄	適切な予算、	適切な予算、		適切な予算、資金計画等の作成	評定理由:	・第4期中期計画に基づき年度計画予算				
付金の確保に	資金計画等の作	資金計画等の作		令和元年度計画予算と実績(概略)	以下により、年度計画に基	等を作成し、年度中には予算執行状況を踏				
努めるほか、	成自己収入・寄	成		法人総計としての収入は、計画額約 529 億円	づく取組を着実かつ適正に	まえて年度計画予算等の変更を行うなど、				
毎年度の運営	付金の確保に努	別紙のとおり	<その他の指標>	に比し実績額約 542 億円と+13 億円(+2.4%)	実施したため、上記のとお	適切に予算、資金計画等の作成が行われて				
費交付金額の	め、「第4 業務			となった。また、法人総計としての支出は、計	り、自己評価を「B」とし	いると認められる。				
算定について	運営の効率化に		<評価の視点>	画額約 581 億円に比し実績額約 518 億円と	た。	・計画予算に基づく予算執行状況の定期				
は、運営費交	関する事項」で		・計画予算と実績につ	62 億円(10.7%)となった。	〇 令和元年度について	的な把握など執行管理を適切に実施し、独				
付金債務の発	定める事項に配		いて「第4 業務運営	各勘定の主な増減要因については、以下のと	は、第4期中期計画に基づ	立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正				
生状況にも留	慮した中期計画		の効率化に関する事	おり。	き年度計画予算等を作成	な会計処理に努めていると評価できる。				
意した上で、	の予算及び資金		項」で定める事項に配	・公害健康被害補償予防業務勘定	し、年度中には予算執行状	・社債の取得条件について経営理念に照				
厳格に行うも	計画を作成し、		慮したものとなって	収入	況を踏まえて年度計画予算	らし、環境負荷の低減 その他社会的課題				
のとする。	適切な予算執行		いるか。	計画予算 38,438 百万円	等の変更を行った。	の解決等の観点による基準を新たに設け				
また、「第4	管理を行う。な			実績 38,537 百万円	また、計画予算に基づく予	るとともに、資金運用環境が厳しい状況の				
業務運営の効	お、毎年度の運			差額 +99百万円	算執行状況の定期的な把握	中、預金運用の弾力化や有価証券の取得資				
率化に関する	営費交付金の収			収入は、賦課金収入が予算に比し計画を上回	など執行管理を適切に実施	金の拡大等を行うで前年度よりも普通預				
事項」で定め	益化について適			ったため、 + 99 百万円となった。	し、独立行政法人会計基準	金残額の圧縮を図るなど、業務の効率化に				
る事項に配慮	正な管理を行			支出	等を遵守しつつ、適正な会	十分な努力がなされだけでなく、保有する				
した中期計画	い、運営費交付			計画予算 41,116 百万円	計処理を行った。	債券のリスク管理を適切に実施するなど、				
の予算及び資	金額の算定につ			実績 37,860 百万円	○ 社債の取得条件につい	資金の安全かつ有利な運用を行っている				
金計画を作成	いては、運営費			差額 3,256 百万円	て経営理念に照らし、環境	と認められる。				

し、適切な執 | 交付金債務の発 行管理を行う 生状況にも留意 とともに、独した上で、厳格 立行政法人会 に行うものとす 計基準等を遵一る。予算、収支計 守し、引き続「画、資金計画に き適正な会計しいては、別紙 処理に努めしのとおり。 る。また、「資 金の管理及び 運用に関する 規程」を遵守 し、保有する 債券のリスク 管理を適切に 実施するな ど、資金の安 全かつ有利な 運用を行う。 <関連した指 標 > 勘定別の総利 益や利益剰余 金、金融資産 の普通預金以 外での運用割 合の対前年度 比及びその要 因分析等。

支出については、公害健康被害補償予防業務 | 負荷の低減 その他社会的 | ・運営費交付金について、運営費交付金債 経費における補償給付費の認定患者数が予算|課題の解決等の観点による|務の発生要因等についても、各事業におい に比し計画を下回ったこと等から、3,256百 基準を新たに設けた。 万円となった。

·石綿健康被害救済業務勘定

収入

計画予算 4.331 百万円

実績 4,402 百万円

差額 + 71 百万円

収入は、労災との併給調整の結果、支払済の救しを図ることができた。 済給付費の返還分を受け入れたことにより、 +71 百円となった。

支出

計画予算 5,804 百万円

実績 4.936 百万円

差額 868 百万円

支出については、救済給付費が予算に比し計 画を下回ったこと等から、868百万円となっ

・環境保全研究・技術開発勘定

収入

計画予算 5.748 百万円

実績 5,763 百万円

差額 + 15 百万円

収入は、前年度の研究費の返還金を受け入れ たことにより、+15百円となった。

支出

計画予算 5,748 百万円

実績 5,507 百万円

差額 240 百万円

支出については、予備費の翌事業年度への留 保等により、 240 百万円となった。

・基金勘定

収入

計画予算 1,667 百万円

実績 1.653 百万円

差額 15 百万円

収入は、PCB の民間出えん金受入が予算に比し 計画を下回ったことにより、 15 百円となっ た。

支出

計画予算5,106百万円

○ 一方、資金運用環境が 大等を行ったことで前年度 よりも普通預金残額の圧縮

て具体的に分析がなされている。

前年度に引き続き厳しい状 以上、財務運営の適正化が行われている 況の中、預金運用の弾力化│と判断でき、中期目標の水準を満たしてい や有価証券の取得資金の拡入ると認められるため、「B」評価とした。

> < 今後の課題 > 特になし。

<その他事項> 特になし。

実績 3,227 百万円 差額 1,829 百万円 支出については、PCB 廃棄物の処理が計画に比 し予定を下回ったことにより、中間貯蔵・環境 安全事業㈱に対する助成金が少なかったこと 等のため、 1,829 百万円となった。 ・承継勘定 収入 計画予算 2,732 百万円 実績 3,814 百万円 差額 + 1,082 百万円 収入は、業務収入の正常債権以外の債権回収 が増加したこと等から、+1,082 百万円となっ 支出 計画予算 283 百万円 実績 239 百万円 差額 44 百万円 支出については、仮差押保証金の支出が予定 を下回ったこと等から、 44 百万円となった。 運営費交付金債務の発生状況 当期の運営費交付金債務については、265百万 円が発生し、令和元年度末残高は 265 百万円 となった。 なお、内訳は以下のとおり ・公害健康被害補償予防業務勘定 ・運営費交付金につい 当期発生額 34 百万円 て運営費交付金債務 令和元年度末残高 34百万円 の発生要因等につい (主な要因) て分析が行われてい│システム開発を翌期へ繰り越したため発生。 るか。 ・環境研究保全・技術開発勘定 当期発生額 230 百万円 令和元年度末残高 230 百万円 (主な要因) 予備費を翌期へ留保したため発生。 ・基金勘定 当期発生額 - 百万円 令和元年度末残高 - 百万円 財務の状況 () 当期総利益

令和元年度の総利益は、431百万円であり、そ の主な発生要因は、承継勘定における割賦譲 渡元金の利息分の回収の増加等によるもので ある。 各勘定別の当期総利益については、以下のと おり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 9 百万円 (主な要因) 二種経理において特定賦課金の収益が少なか ったことによる損失(53)業務の効率化に よる経費の縮減等(43) ·石綿健康被害救済業務勘定 - 百万円 (主な要因) (注)石綿勘定は、政府交付金による業務運営 並びに被害者救済のための基金を発生費用に 充当することから、損益は発生しない構造と なっている。 ・環境研究保全・技術開発勘定 21 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等(21) ・基金勘定 100 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等(100) ・承継勘定 319 百万円 (主な要因) 利息収支差(250) 遅延損害金等の雑益(281) () 利益剰余金 利益剰余金は、平成30年度末の28,412百万 円に対して、令和元年度は、国庫納付額 18,788 百万円、繰越積立金取崩額 41 百万円、当期積 立額 431 百万円を計上し、令和元年度期末残 高は 10,015 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、以下のと おり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定

適切な資金 運用「資金の管」用 理を適切に実施|リスク管理を適 する。

適切な資金運

理及び運用に関「資金の管理及 する規程」を遵│び運用に関する 守し、保有する |規程」を遵守し、 債券のリスク管│保有する債券の するなど、資金 | 切に実施するな の安全かつ有利しど、資金の安全か な運用を行う。│つ有利な運用を 同規程に基づき一行う。同規程に基 設置されている「づき設置されて 資金管理委員会 | いる資金管理委 による定期的な「員会による定期 点検等を踏ま│的な点検等を踏 え、資金の安全 まえ、資金の安全 な運用を行うこ│な運用を行うこ ととする。なお、ととする。なお、 保有債券のうち 保有債券のうち 機構において定│機構において定 めた信用上の運│めた信用上の運 用基準に該当し一用基準に該当し なくなったもの なくなったもの については、適一については、適 宜、適切な対応 宜、適切な対応を を講ずるものと「講じるものとす る。

512 百万円

- ·石綿健康被害救済業務勘定
- -百万円
- ・環境研究保全・技術開発勘定
- 58 百万円
- ・基金勘定
- 100 百万円
- ・承継勘定
- 9,344 百万円

適切な資金運用

資金の運用については、平成28年度から続 くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関 の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的 な運用を図る観点から、

- ・直近の大口定期預金等の引き受け状況等か ら、より引き受けしやすい預入期間・金額を設 定する等、預金内容の弾力化を図った。
- ・預託金の金利の低下等、再運用が困難な状況 を考慮し、1年程度の運用においても大口定期 預金等による運用を拡大した。
- ・一部の資金の余裕金(維持管理積立金及び石 綿健康被害救済基金)について、運用環境や資 金の性質も考慮しつつ中期及び長期での債券 運用を拡大した。(14銘柄、72億円新規取得) これらの結果、普通預金残額の圧縮を図るこ とができた。(平成 30 年度比、平均残額は 0.98%ポイント減少)

ı		-	T		T
				<課題と対応>	
				〇 今後も引き続き、中期	
				計画に基づき、経費の効率	
				化等を踏まえた年度計画予	
				算等を策定し、計画予算に	
				基づく予算執行状況の定期	
				的な把握など執行管理を適	
				切に実施していく。	
				〇 引き続き資金運用環境	
				が厳しい中、新型コロナウ	
				イルス感染症拡大等の影響	
				を含め、金融資産の運用へ	
				の影響等を注視し、適切な	
				リスク管理を行いつつより	
				効率的かつ機動的な運用を	
				行っていく。	

注3)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4.その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
- 2	承継業務に係る適切な債権管理等								
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	令和2年度行政事業レビューシート	事業番号 0308					
度		レビュー							

注1)重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2 . 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	当該年度までの累積値等、必要な
		度値等)						情報
	-	115 億円	81 億円					
(うち一般債権)	-	80 億円	54 億円					
(うち一般債権以外 の債権)	-	36 億円	27 億円					
(うち一般債権以外	-							

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3	3 . 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価				
			(令和元年度)		業務実績	自己評価					
	(2)承継業	(2)承継業務	(2)承継業務に	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A				
	務に係る適切	に係る適切な債	係る適切な債権	-	債権残高の推移	評定: A	<評定に至った理由>				
	な債権管理等	権管理等	管理等		令和元年度も適切な債権管理に努め、債権残	1	債権残高は、令和元年度期首残高 115				
		適切な債権	適切な債権管	< その他の指標 > -	高は期首 115 億円から 81 億円となった。(平	を着実に実施し、以下の成	億円から 34 億円圧縮し、同期末残高は 81				
		管理等	理等	-	成 30 年度比 29.5%)	果をあげることができたた	億円となっている。(平成 30 年度比				
	貸倒懸念債	貸倒懸念債権、	回収困難案件の		計画的な債権管理回収にむけた取組	め、自己評定をAとした。	29.5%)				
	権、破産更生	破産更生債権及	割合が増加して	<評価の視点>	年度当初に債務者毎の処理目標及び対応方針	〇 債権残高は、令和元年 度期首残高 115 億円から 34	特に一般債権以外の債権残高について				
	債権及びこれ	びこれに準ずる	いる状況を踏ま	債権残高の推移	を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との	億円圧縮し、同期末残高は	は、回収困難案件の割合が増加しているな				
	に準ずる債権	債権について	え、個別債務者ご		回収交渉、面談協議に取り組んだ。返済交渉	81 億円となった。(平成 30	かで期首残高 36 億円から 9 億円 (
	については、	は、引き続き債	とに当年度の行		等のため、電話による状況把握のほか債務者	年度比 29.5%)	24.7%)の圧縮を実現し、期末残高は 27				
	約定弁済先の	務者の経営状況	動計画を立案し、		等と面談・協議等(委託案件を除く)を実施	〇 特に一般債権以外の債	億円にまで減少し、圧縮率は平成 30 年度				
	管理を強化	等を見極めつ	債権の管理回収		した。このほか、一般債権も含めた全ての債		(23.4%)を上回る結果となっている				
	し、引き続き	つ、個別債務者	に取り組む。		務者について、決算書等を徴取の上、決算分	難案件の割合が増加してい	(前期における対前年度比目標 14.6%)。				
	債務者の経営	ごとの対応方針			析を行い、経営状況及び財務内容等を把握に	るなかで期首残高 36 億円 から 0.6円 (24.7%) へ	また、この9億円のうち 50.7%にあた				
	状況等を見極	を策定するとと			努めた。	から9億円(24.7%)の 圧縮を実現し、期末残高は	る 4.4 億円は、各債務者や金融機関と粘り				
	めつつ、法的	もに、それを踏			「一般債権以外の債権」の圧縮のための取	27 億円にまで減少し、圧縮	強く交渉を重ねた結果、経営破綻を起こし				
	処理を含めて	まえた各年度の			組 Taku Platus de Platus d	率は平成 30 年度(倒産リスクが高まり貸し倒れも覚悟せざ				
	回収強化と迅	行動計画に基づ			面談や財務分析の結果、今後、業況の回復等	23.4%)を上回る結果とな	るを得ない大口債務者から約定期限より				
	速な償却に計	き回収強化と迅			が見込め、他の金融機関からの支援が得られると思われる債務者については、他金融機関	った。	前倒しで元金が完済されるなど、回収の早				
	画的に取り組	速な償却に取り			からの借り換えによる機構債権の全部または	〇 この9億円のうち	期化にも大きく貢献したことは、業務の質				
	む。また、将	組む。具体的に			一部の繰り上げ償還を粘り強く交渉し、早期	50.7%にあたる 4.4 億円	的側面においても高く評価できる。				

回収につなげた。 来的な承継業 は以下)~) は、各債務者や金融機関と 以上のことから、「A」評価とした。 一般債権以外の債権にかかる法的処理は、 務の整理に向しを実施する。 粘り強く交渉を重ねた結 平成 30 年度から係属していた 3 件(仮差押1 果、経営破綻を起こし倒産 け、債権状況 件、差押1件、訴訟1件)のうち2件(仮差押 の明確化に努 リスクが高まり貸し倒れも | <今後の課題> 1件、差押1件)が終結した。 める。 覚悟せざるを得ない大口債 特になし。 また、令和元年度末に2件(計2億円)の 務者から約定期限より前倒 貸倒償却を実施した。 これらにより一般債権以外の債権についてして元金が完済されたもの <関連した指 標 > は、期首残高36億円から約25%圧縮(9億円) 等である。長いものでは約 < その他事項> 回収額等、債)貸倒懸念債)約定弁済先 8年の前倒しでの完済とな し、27 億円とした。 特になし。 権残高、貸倒 権等の債権の適 への対応 り、回収の早期化にも大き 懸念債権・破│切な状況把握貸│債務者の経営状 く貢献した。 産更生債権及 | 倒懸念債権等の | 況の的確な把握 びこれに準ず | 債権について | のため、決算書の <課題と対応> る債権の比率 は、債務者個々 厳格な分析など 一般債権の回収が順調に進 等。 の企業の財務収しを実施する。 む一方、今後、一般債権以 支状況、資金繰り万一延滞が発生 外の債権は、経済情勢の変 り、金融機関とした場合は、速や 化に伴い回収ペースの鈍 の取引状況等、一かに原因究明を 化、長期化が想定される。 債務者企業の経し行い、返済計画の 一般債権以外の債権につい 営状況の把握に│策定を協議する ては引き続き個別債権の管 努めるととも│など、延滞解消、 理の厳格化、粘り強い交渉 に、万一、債務 再約定化に努め を継続し、回収の早期化、 者企業が経営困しる。 回収額の増額に努める。 難に陥るなど、)延滞先への 弁済が滞る恐れ|対応 が生じた場合や「延滞債権につい 滞った場合に一ては債務者の状 は、迅速かつ適一況を踏まえ以下 切な措置を講ずしのとおり実施す る。 る。)返済慫慂 ア 返済慫慂 延滞債権は的確 返済確実性を高 に返済確実性を一めるため、保有資 見極め、法的処 産の売却、他金融 理、償却処理を|機関の借換、法 実施するほか、一的・私的再生の活 民事再生法、特 用等の返済策を 定調停等による 債務者に慫慂す 回収計画の策定 る。 等、透明性を確 保しつつ弁済方 法の再約定化に

努める。					
) 法的処理	イ 法的処理				
債権の保全と確	延滞解消が見込				
実な回収を図る	めず、訴訟、競売				
ため、訴訟、競	等法的処理が適				
売等法的処理が	当と判断される				
適当と判断され	ものについては、				
るものについて	債権の保全と確				
は、厳正、迅速	実な回収を図る				
に法的処理を進	ため、厳正、迅速				
める。	に法的処理を進				
	める。				
)償却処理	ウ 償却処理				
•	形式破綻、あるい				
いは実質破綻先	は実質破綻先で				
	担保処分に移行				
	することを決定				
定したもの等、	したもの等、償却				
	適状となった債				
	権は迅速に償却				
償却処理を進め	処理を進める。				
る。					
債権状況の	債権状況の明				
明確化等	確化				
将来的な承継業	当年度の期首と				
務の整理に向け	期末の債権残高				
た取組として、	を比較し、正常債				
債権管理の状況	権を含めた債権				
を明確にするた	区分ごとに回収				
め、正常債権を	額、償却額、債権				
含めた債権区分	の区分移動の状				
ごとに回収額、	況を明らかにす				
償却額、債権の	る。				
区分移動の状況					
を明示する。ま					
た、今後は回収					
困難案件の比重					
が高まることに					
鑑み、債権の最					
終的な処理に向					
けた体制の整備					
を進める。					
鑑み、債権の最 終的な処理に向 けた体制の整備					

注3)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能	
4. その他参考情報	

1.当事務及び事業に関する基本情報										
- 4 - 1	内部統制の強化									
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	令和2年度行政事業レビューシート	事業番号 0308						
度		レビュー								

注1)重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2 . 主要な経年データ

 ・工女な唯一ノ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5 年度	当該年度までの累積値等、必要な
		度値等)						情報
内部統制推進委員会		年2回	4 🛛					
の開催による取組状								
況の確認(回数)								

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績	、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価
-------------------------	-------------------------

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
		(令和元年度)		業務実績	自己評価	
(1)内部統	内部統制の	内部統制の強	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
制の強化	強化	化			評定: B	<評定に至った理由>
「「独立行政	「「独立行政法	「「独立行政法人				内部統制及びリスク管理については、期
法人の業務の	人の業務の適正	の業務の適正を			以下のとおり、年度計画に	初に計画を策定して各部における取組を
適正を確保す	を確保するため	確保するための			基づく取組を着実かつ適正	推進し、機構内部の委員会での進捗確認、
るための体制	の体制等の整	体制等の整備」に			に実施したため、自己評価	外部有識者による検証を受けるなど、引き
等の整備」に	備」について」	ついて」(平成			をBとした。	続き適正な運用を行っている。
ついて」(平成	(平成 26 年 11	26 年11 月28 日				その一方で、新型コロナウイルス感染症
26年11月28	月 28 日 総務省	総務省行政管理				対策のため一部の研修を中止したが、内部
日 総務省行	行政管理局長通	局長通知) 等の政				統制等に係る研修の実施、Eラーニングの
政管理局長通	知)等の政府方	府方針に基づき、				活用等により、引き続き役職員の意識向上
知)等の政府	針に基づき、内	内部統制の強化				に取り組んでいるなど、状況に応じて適切
方針に基づく	部統制の強化に	に関し、業務方法				に対応している。
取組を着実に	関し、業務方法	書に記載した事				また、評価基準である内部統制推進委員
実施するとと	書に記載した事	項の運用を着実				会の開催による取組状況の確認(回数)も、
もに、理事長	項の運用を着実	に行う。				4回と基準を満たしている。
をトップとす	に行う。					以上のことから、「B」評価とした。
る「内部統制)内部統制推) 内部統制推) 内部統制推進委員会等による取組		
推進委員会」	進委員会等によ	進委員会等によ		ア 内部統制推進計画の策定	内部統制及びリスク管	
等を活用し、	る取組	る取組		各部の内部統制上の課題を整理し、これら	理については、期初に計画	

取組状況の共	具体的には、機	具体的には、機構		に対応するため、内部統制推進委員会におけ	を策定して各部における取	<今後の課題>
有・確認等を	構として定める	として定める「内		る検討を経て、平成 31 年度内部統制推進計画	組を推進し、機構内部の委	特になし。
行う。また、	「内部統制基本	部統制基本方針」		を策定した(4月)。	員会での進捗確認、外部有	
内部統制の仕	方針」等に基づ	等に基づき、内部	内部統制推進委員会	イ 内部統制推進計画に基づく取組状況の確	識者による検証を受けるな	
組みの有効性	き、毎年度、内	統制推進委員会	の開催による取組状	認等	ど、引き続き適正な運用を	< その他事項 >
について随	部統制推進委員	が令和元年度に	況の確認(回数)、外	内部統制推進委員会を半期毎に開催(11 月、	行った。	特になし。
時、点検・検	会が内部統制を	おける内部統制	部有識者を含む内部	3月)し、内部統制推進計画の進捗状況を定		
証を行い、必	推進するための	を推進するため	統制等監視委員会に	期的に確認することで内部統制の推進を図っ		
要に応じて機	計画を策定し、	の計画を策定し、	よる検証・評価等。	た。また、事務事故の発生等を踏まえ、同委		
能向上のため	半期毎に取組状	半期毎に取組状		員会を臨時的に開催(4月、1月)し、対策		
の仕組みの見	況の確認等を行	況の確認等を行		等について検討し実務に反映した。		
直しを行う。	う。また、毎年	う。また、経営と	<その他の指標>	ウ 内部統制担当理事による職員面談の実施		
<関連した指	度、経営と現場	現場の対話とし		当機構の抱える業務運営上の課題を含めた		
標 >	の対話として内	て内部統制担当		内部統制の現況を把握するため、内部統制担		
内部統制推進	部統制担当理事	理事による職員	<評価の視点>	当理事と各部門の若年層の職員計43名との個		
委員会の開催	による職員面談	面談等を行う。	・年度計画に基づいて	別面談(1人当たり40分程度)を実施した(9		
による取組状	等を行う。		業務が適切に実施さ	月~10月)。		
況の確認(回			れているかどうか。	エのお統制研修の実施		
数)外部有識				役職員一人ひとりの内部統制の本質に対す		
者を含む内部				る理解の深化を図ることを目的として、全役		
統制等監視委				職員を対象に「内部統制の重要性について」		
員会による検				をテーマとして内部統制研修を実施した(11		
証・評価等。				月》		
)リスク管理) リスク管理)リスク管理の強化		
	の強化	の強化		ア 事務事故等の対応状況の確認		
	半期毎にリスク	半期毎にリスク		リスク管理委員会を3回開催し、発生した		
		管理委員会を開		事務事故等の対応について半期毎に確認する		
	催して事務事故	催して事務事故		とともに、リスク管理方針を適時適切に見直		
		等の対応状況の		すことにより、機構内及び環境省等への速や		
	確認等を行うと	確認等を行うと		かな報告体制を保持しつつ、類似事案の発生		
		ともに、危機事案		防止に努めた(9月、11月、3月)。		
		発生時における		イ リスク管理に関する全体方針等の見直し		
		広報対応等の訓		リスク対応をより確実なものとするため、		
	応等の訓練を行	練を行う。		上記のリスク管理委員会等において、「環境再		
	う。			生保全機構リスク管理方針」等の見直しを行		
				った。		
				ウ 危機事案発生時における広報対応等の訓		
				練		
				危機事案が発生した場合においても、メデ		
				ィアを通じて正確な情報発信を行うなど国民		
				に対する説明責任を適切に果たす観点から、		

	ı	
		全役職員を対象に緊急時の広報対応に関する
		研修を実施した(2月)。なお、新型コロナウ
		イルス感染症対策のため、3月に予定してい
		た模擬記者会見による実践的なトレーニング
		は中止した。
) 内部統制等)内部統制等)内部統制等監視委員会による検証等
	監視委員会によ	ア 内部統制等監視委員会による検証
る検証等	る検証等	内部統制等監視委員会を開催し、平成 30 年
内部統制の仕組	内部統制の仕組	度における当機構の内部統制推進状況につい
みの有効性につ	みの有効性につ	て外部有識者による検証を受けた(4月)。
いて、毎年度、	いて、外部有識者	イ 監事による確認
外部有識者を含	を含む内部統制	平成 30 年度の内部統制推進状況について、
む内部統制等監	等監視委員会に	監事監査において確認を受けた(6月)。
視委員会におい	おいて検証を行	
	うとともに、監事	
	監査において内	
査において内部	部統制の評価を	
統制の評価を受	受ける。これらの	
ける。これらの	検証等を踏まえ、	
検証等を踏ま	必要に応じて機	
え、必要に応じ	能向上のための	
て機能向上のた	仕組みの見直し	
めの仕組みの見	を行う。	
直しを行う。		
)役職員のコ	iv)役職員のコンプライアンス意識の向上 新型コロナウイルス感
	ンプライアンス	全役職員を対象として、コンプライアンス 染症対策のため一部の研修
	意識の向上	研修を実施した (10~11 月)。集合研修の効率 │ を中止したが、内部統制等 │
	機構に対するス	化及び充実化を図るために E - ラーニングに
	テークホルダー	よる事前基礎学習 (「職場のコンプライアンス 二ングの活用等により、引
	の信頼を確保す	ステップアップコース」) の受講を必須とした き続き役職員の意識向上に
	る観点から、コン	上で、集合研修では特に「職員の秘密保持義 取り組んだ。
	プライアンス研	務」をテーマとして説明を行い、コンプライ
	修やコンプライ	アンス意識の向上を図った。
	アンスチェック	また、日常の業務運営が法令等に沿って行わ
	シートによる自	れていることの再確認のため、職員を対象に
	己検証について	「コンプライアンス・チェックシート」によ
	改善を行い、法令	る自己点検を実施し、正答率は 98.6%であっ
	遵守及び倫理観	た(10月)。
	保持に対する役	
	職員の意識向上	
	を図る。	

-mor 1 21
<課題と対応>
令和元年度までの取組
状況を踏まえ、引き続き、
内部統制の推進等に取り組
む。
新型コロナウイルス感
染症対策に伴う業務環境の
変化等を踏まえ、オンライ
ン上で決裁や会議を効率的
に行う仕組みを検討する
等、引き続き業務の適正を
確保できるよう必要な見直
し等を講じる。

注3)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4.その他参考情報

1.当事務及び事業に関する基本情報											
- 4 - 2	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等										
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	令和2年度行政事業レビューシート	事業番号 0308							
度		レビュー									

注1)重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2 . 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5 年度	当該年度までの累積値等、必要な
		度値等)						情報
全役職員を対象とし	-	年1回・100%	1回・100%					
た情報セキュリティ								
研修(回数・参加率)								
標的型攻撃等の不審	-	年2回	2 🛽					
メールに備えた訓練								
実績(回数)								
担当職員等を対象と	-	年1回・100%	文書管理担当者					
した文書管理・情報			を対象とした研					
公開研修実績(回			修:1回・100%					
数・参加率)			新人職員を対象					
			とした研修:1					
			□ · 100%					

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3 . 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
		(令和元年度)		業務実績	自己評価				
(2)情報セ	情報セキュ	情報セキュリ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B			
キュリティ対	リティ対策の強	ティ対策の強化、			評定: B	<評定に至った理由>			
策の強化、適	化、適切な文書	適切な文書管理				政府の方針を踏まえ、「平成 31 年度環境			
正な文書管理	管理等	等			以下のとおり、年度計画に	再生保全機構情報セキュリティ対策推進			
等					基づく取組を着実かつ適正	計画」に基づき各種取組を展開するととも			
「サイバーセ)情報セキュ)情報セキュ) 情報セキュリティ対策の強化	に実施したため、自己評価	に、基幹ネットワークの更改及びセキュリ			
キュリティ基	リティ対策の強	リティ対策の強		ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく	をBとした。	ティ対策強化を実施するなど、引き続き機			
本法」(平成 26	化	化		取組等		構全体の情報セキュリティ高度化を図っ			
年11月12日	「政府機関等の	「政府機関等の		「平成 31 年度環境再生保全機構情報セキュ	政府の方針を踏まえ、	ている。			
法 律 第 104	情報セキュリテ	情報セキュリテ		リティ対策推進計画」を踏まえ、次のとおり	「平成 31 年度環境再生保	また、法令等に基づき、文書管理、情報			
号)「政府機	ィ対策のための	ィ対策のための		各種取組を推進した。	全機構情報セキュリティ対	開示等を適正に実施するとともに、担当職			
関等の情報セ	統一基準群」の	統一基準群」の改		(ア)情報セキュリティ委員会の開催	策推進計画」に基づき各種	員等を対象とした文書管理・情報公開研修			
キュリティ対	改正状況等を踏	正状況等を踏ま		情報セキュリティ委員会を計2回開催し(6	取組を展開するとともに、	を実施するなど、十分な対応が講じられて			

策のための統 | まえ、機構とし | え、機構として定 月、3月)、令和2年度の情報セキュリティ対 基幹ネットワークの更改及 おり、指標である研修回数等も基準値を満 一基準群」等│て定める「情報│める「情報セキュ 策推進計画の作成、情報セキュリティインシ | びセキュリティ対策強化を | たしていることから、「 B 」評価とした。 を踏まえ、関 | セキュリティ対 | リ ティ 対 策 基 デントの情報共有等を行った。 実施するなど、引き続き機 連規程類を適|策基準」、「情報|準」、「情報セキュ (イ)環境再生保全機構情報セキュリティポ 構全体の情報セキュリティ 時適切に見直 | セキュリティ実 | リティ実施手順 リシー規程等の改正 高度化を図った。 < 今後の課題 > し、対応する。 | 施手順書」等に | 書」等について適 「情報セキュリティ実施手順書」の改正を行り メールの誤送信など軽微なインシデン また、これら | ついて適時見直 | 時見直しを行う。 ト事案があった。引き続き情報の取り扱い った(3月)。 (ウ)サイバー攻撃への技術的対策 に基づくセキ しを行う。また、 また、 平成 31 年 には留意するよう周知徹底を図ること。 ュリティ対策│毎年度「情報セ│度情報セキュリ 当機構のウェブサイトの再構築に伴い、セキ に加え、全役 キュリティ対策 ティ対策推進計 ュリティ強化を実施した。 職員を対象と│推進計画」を策│画を策定し、同計 (エ)基幹ネットワークの更改等 <その他事項> した情報セキー定し、保有する一画に基づき、適切 ファイルサーバ更改に伴うインシデント対策 特になし。 ュリティ研修 | 個人情報の流出 | な情報セキュリ 等の強化、机上端末のノート化など、利便性 や、標的型攻 | 等を未然に防止 | ティレベルを確 を維持・向上させつつ、セキュリティ対策の 強化を図った。(11月)。 撃等の不審メーするためのシスー保するため、情報 ールに備えた テム対策等を行し システム対策、情 (オ)情報セキュリティ対策の自己点検 訓練等を適時 うとともに、全 報 セキュリティ 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確 認のため、全役職員を対象とした自己点検を に実施するこ | 役職員を対象と | 研修、標的型メー とにより、情しする情報セキュール攻撃訓練等を 実施した(10月)。 報システムに│リティ研修、標│実施する。 (カ)情報セキュリティ監査 対するサイバ 的型メール攻撃 「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基 - 攻撃への防 訓練等を実施す 準」に基づき、監査室による内部情報セキュ 御力、攻撃に ることで、適切 リティ監査を実施した(12~2月)。 対する組織的 な情報セキュリ (キ)ネットワークの脆弱性対策の推進 対応能力の強|ティレベルを確 外部セキュリティベンダによるペネトレーシ 化に取り組一保する。 ョンテストを実施した(2月)。 む。さらに、 全役職員を対象とし (ク)情報セキュリティに関する教育・訓練 これらの対策 た情報セキュリティ 全役職員を対象とする情報セキュリティ研修 の実施状況を 研修や、標的型攻撃等しを実施し、各種セキュリティ実施手順書の内 毎年度把握 の不審メールに備え | 容の浸透等を図った(10月)。 し、その結果 た訓練実績(回数・参しまた、標的型攻撃等の不審メール受信時の対 加率等)。また、担当「策を徹底するため、全役職員から対象者をラ を踏まえた取 職員等を対象とした │ンダムに抽出して訓練を実施した(10月、2 組の見直しと 推進を行う。 文書管理・情報公開研|月)。 修実績(回数・参加率 また、文書管) 適切な文書)適切な文書 | 等)。) 適切な文書管理及び情報公開 理、情報公開|管理及び情報公|管理及び情報公 文書管理については、「公文書等の管理に関 については、|開 <その他の指標> する法律」及び「行政文書の管理に関するガ 法令等に従い 文書管理、情報 文書管理、情報公 イドライン」等に基づき、令和2年度以降は 適切に対応す | 公開について | 開については、 機構全体に展開することを目的として、総務 は、「公文書等の」「公文書等の管」<評価の視点> る。 部において保有する事務所内の紙媒体の文書 <関連した指|管理に関する法|理に関する法律」|・年度計画に基づいて | 及びファイルサーバ上の電子文書について先

(平成 21 年法律│業務が適切に実施さ│行的に現状調査を実施することにより保存方│ 標 > 律」(平成21年) 全役職員を対 7月1日 法律 第66号)、「独立 れているかどうか。 法等の見直しを行い、文書管理のガイドライ 象とした情報 | 第66号)「独立 | 行政法人等の保 ン案を作成した(2月)。 セキュリティ | 行政法人等の保 | 有する情報の公 また、関係法令等の周知徹底及び理解の促進し 法令等に基づき、文書 研修や、標的 | 有する情報の公 | 開に関する法律」 を図るため、新人職員を対象とした研修を4 | 管理、情報開示等を適正に 型攻撃等の不 | 開に関する法 | (平成 13 年法律 月に、文書管理担当者を対象とした研修を6 | 実施するとともに、担当職 審メールに備 | 律」(平成 13 年 | 第 140 号)等に基 月に実施した。 員等を対象とした文書管 えた訓練実績 12 月5日 法律 づき、適切に対応 情報公開については、一般からの情報開示請「理・情報公開研修を実施し (回数・参加 | 第 140 号)等に | する。その際、法 求等4件について、適正に情報の開示等を行した。 率等)。また、 基づき、適切に 令の改正や行政 った。また、実務上の留意点等について学ぶ ことを目的として、外部セミナーに実務担当 担当職員等を一対応する。その一機関における運 対象とした文 | 際、法令の改正 | 用の動向等を踏 者を派遣した(9月)。 書管理・情報|や行政機関にお|まえ、「文書管理 <課題と対応> 公開研修実績 | ける運用の動向 | 規程」「情報公開 政府の方針、令和元年 (回数・参加│等を踏まえ、「文│規程」等につい 度までの取組等を踏まえ、 書管理規程」、て適時見直しを 率等)。 引き続き、情報セキュリテ 「情報公開規 | 行う。また、関係 ィの高度化、文書管理の適 程」等について│法令等の周知徹 正化等に取り組む。 適時見直しを行│底を図るため、担 新型コロナウイルス感 うとともに、毎│当職員等を対象 染症対策のため在宅勤務 年度、担当職員しとする文書管理・ (テレワーク)等を導入し 等を対象とする「情報公開研修を たことを踏まえ、情報セキ 文書管理・情報|実施する。 ュリティ対策の強化等につ 公開研修を実施 いて検討する。 することで、周 知徹底を図る。

注3)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4.その他参考情報

1.当事務及び事業に関する基本情報							
- 4 - 3	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化						
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	令和2年度行政事業レビューシート	事業番号 0308			
度		レビュー					

注1)重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2 . 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5 年度	当該年度までの累積値等、必要な
		度値等)						情報
「独立行政法人環境	-	平成 25 年度比で令	20.5%削減					
再生保全機構がその		和 2 年度までに	(暫定値)					
事務及び事業に関し		10%削減						
温室効果ガスの排出		令和 12 年度までに						
削減等のため実行す		40%削減						
べき措置について定								
める実施計画」に基								
づく環境負荷低減実								
績の対基準年度比								

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

2018 年度(平成30年度)のCO2排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

3 . 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
		(令和元年度)		業務実績自己評価					
(3)業務運	業務運営	業務運営に	<主な評価指標等>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		評定	В	
営に係る体	に係る体制の	係る体制の強			評定:B		<評定に至った理	里由 >	
制の強化・改	強化・改善、	化・改善、組織			以下のとおり、年度記	計画に基づく	人事、組織の済	舌性化に関する取	
善、組織の活	組織の活性化	の活性化		取組を着実かつ適正に実施したた		組については、人	人事評価制度につ		
性化					め、自己評価をBとした。		いて見直しを行う	うとともに、着実	
人事評価、研)人事、組)人事、組織	職員の士気向上を図る新た) 人事、組織の活性化に関する取組	人事、組織の活物	性化に関する	な運用が行われ ⁻	ている。また、職	
修制度、働き	織の活性化に	の活性化に関	な取組や、研修受講者アンケ	ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直	取組については、人	事評価制度に	員のワーク・ライ	イフ・バランスに	
方改革、業務	関する取組	する取組	ートを踏まえた研修制度・研	Ŭ U	ついて見直しを行う。	とともに、着	配慮した取組を確	確実に行い、働き	
における環	職員の士気向	平成 30 年度に	修内容等の進捗状況や検証	平成 28 年度から導入した新たな人事評価制	実な運用を行った。	また、職員の	方改革の推進も行	うわれている。 さ	
境配慮等の	上に資するよ	改正した人事	結果。また、「独立行政法人	度について、期末までの目標達成に向けて改	ワーク・ライフ・バラ	ランスに配慮	らに、「機構のミ	ッションを達成す	
様々な観点	う人事諸制度	評価制度の着	環境再生保全機構がその事	善点を明確にするため、中間面談の実施方法	した取組を確実に行い	ハ、働き方改	るために必要な約	組織の将来像を描	
から、法人内	を毎年度検証	実な運用と検	務及び事業に関し温室効果	について見直しを行った。また、期末評価の	革の推進を行った。さ	さらに、「機構	ける人材」及び	「様々なステーク	
部の状況や	し、人事評価	証を行うとと	ガスの排出削減等のため実	実施に際して、一次評価者となる課長職全員	のミッションを達成す	するために必	ホルダーのニー	ズに的確に対応で	
社会状況を	制度を着実に	もに必要に応	行すべき措置について定め	に対して人事評価研修を3月に予定していた	要な組織の将来像を打	描ける人材」	きる人材」の育品	成のため、研修体	

勘案しつつ、「運用するとと「じて見直しを「る実施計画」に基づく環境負」が、新型コロナウイルス感染症対策のため中「及び「様々なステークホルダーの「系の見直しを行うなど人材育成に 理事長のリーもに、他の機一行う。また、時一荷低減実績の対前年度比等。 ーダーシッ │ 関との人材交 │ 間外労働の適 プに基づく 流を行うこと 正管理、年次有 自主的・戦略 | により効果的 | 給休暇の確実 | <その他の指標 > な人材登用及しな取得等、職員 な取組を創しび人材育成をしのワークライ 出し、重点化 | 図る。また、 | フバランスに | <評価の視点 > 又は効果的│働き方改革を│配慮した取組│・年度計画の各項目に対して│を活発化した。 に組み合わ 推進するた を確実に行う 十分な取組が検討、実施され せて実施すしめ、職員のしことにより、働しているか。 ること等に 様々なライ き方改革を推 より、業務運│フ・ステージ│進する。さら 営に係る体 に配慮した人 に、平成30年 制の強化・改 事諸制度の設 度 に実施した 善及び組織│計や勤務環境│キャリアデザ の活性化を の整備を行 イン研修等を 図る。また、 う。さらに、 引き続き実施 業務運営を|組織の将来像|し、組織の将来 今後も的確│を踏まえたキ│像を描ける人 に行うため マリアプラン 材の育成を図 に社会環境 を構築し、職 るとともに、外 の変化への 員自らのキャー部 対応が必要 リアビジョ 研修への参加 であること ンにも配慮し 等を通じて視 及び民間等 た研修機会の 野を拡げ、ミッ による活 提供を行うと ションを達成 動・研究等の ともに、多角 するために 原資となる 的な研修計画 様々なステー 資金の分配、 | を策定し、研 | クホルダーの 公害等の健│修内容を毎年│ニーズに的確 康被害者へ」度見直す。 に対応できる の対応など、 人材の育成を ステークホ 図る。加えて、 ルダーとの 受講者へのア 信頼関係構 ンケート等を 踏まえつつ、よ 築が特に重 要である業 り実践的かつ 務を含め多 効果的な研修 様な業務を 内容となるよ 実施してい う見直す。 ることを踏

しけした。

また、平成30年度から組織の活性化を目的 | の育成を目指すため、研修体系の | れている。 として実施しているメンター制度について「見直しを行った。 は、引き続き令和元年度も実施し、12 月には メンター、メンティーそれぞれから制度に関 する改善意見等を聴取する意見交換会を行 い、制度の向上を図るとともに職員間の交流

イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取

衛生委員会を通じて、職員の時間外労働の 適正管理や年次有給休暇の確実な取得等を推 進し、10月に、厚生労働省から子育てサポー ト企業の認定を受け、「くるみんマーク」を取 得した。

また、機構における女性活躍推進の状況及 び課題を把握するために、1月に職員を対象 としてアンケートを実施・集計を行った。今 後は、集計結果を分析し、女性活躍推進法に 基づく一般事業主行動計画等に反映すること を予定している。

そのほか、ワーク・ライフ・バランスの推 進に資することを目的としてテレワークの試 行を開始した。さらに2月末以降、日本国内 に蔓延し始めた新型コロナウイルス感染症の 拡大防止に関する喫緊の対策の必要性が生じ たことから、従前の時差通勤(シフト勤務) の拡大やテレワークの弾力的な運用を行っ た。

ウ 研修等の実施による人材育成及び研修内 容の見直し

第4期中期目標に記載の「機構のミッショ ンを達成するために必要な組織の将来像を描 ける人材」及び「様々なステークホルダーの ニーズに的確に対応できる人材」の育成を目 指して、令和元年度から5か年の研修計画と し、次の2つの側面からのアプローチによる 研修体系の見直しを行った。

「世の中の動向を先読みすることで環境問

ニーズに的確に対応できる人材」 向けた取組や組織の活性化が図ら

業務実施体制の強化・改善等に ついては、「ERCA業務継続計画 (BCP)」に定めた非常時優先業 務の実施体制等について検証し、 PDCAサイクルによる継続的な 改善を行うために実効性の検証、 課題の抽出を行った。法人文書管 理体制については、平成30年度に 先行して実施した管理部門の外部 倉庫棚卸結果等を踏まえ、各部で 所管する外部倉庫においても棚卸 を実施し、管理状況の改善が図ら れている。

業務における環境配慮の推進に ついては、環境負荷の低減を図る ため「2019 年度環境配慮のための 実行計画」を策定し、実行計画に 基づいて全役職員による電気使用 量の削減、用紙使用量の削減を実 施している。廃棄物中の可燃ゴミ 排出量の削減目標は未達成である ものの、事務所におけるエコバッ グのシェアリングやごみの分別を 徹底することなど廃棄物の排出抑 制に向けた対策が講じられてい

災害対応については、災害対応 プロジェクトチームにおいて、災 害廃棄物対策に係る職員の知見向 上、環境省への応援要員派遣等な ど、積極的に国の災害廃棄物業務 の支援を行っており、その協力体 制は高く評価できる。

以上、総合的に見て主な指標等 について、目標の水準を満たして いると認められるため、「B」評価 とした。

まえ、法人の ミッション を達成する ために必要 な組織の将 来像を描け る人材及び 各部門にお ける様々な ステークホ ルダーのニ ーズに的確 に対応でき る人材を育 成すること を念頭に、多 角的な研修 計画を策定 し、研修内容 の見直しを 不断に行う こと、人事評 価制度の活 用及び適時 の見直しを 行うこと、専 門性を有す る機関との 人材交流を 行うこと等 |)業務実施 |)業務実施 を通じて、各│体制の強化・│体制の強化・改 善等 部門の現場|改善等 レベルでの 災害等の場合 効果的な人│においても業│「ERCA業 材 登 用 を 図 │ 務を継続する │ 務継続計画(B ための非常時 | CP)」に定め さらに、東日 | 優先業務の実 | た非常時優先 本大震災以 | 施体制等の改 | 業務の実施体 降、被災地域│善及び業務の│制等について の環境再生 | 効率化を図る | 検証し、より実 が環境行政 ための法人文 効性のある計 の大きな任 書管理体制の 画となるよう 題に対するあらゆるニーズを把握し、 そのニーズに柔軟に応えられる人材」

「機構の所掌業務の適切な運用に必要な専 門知識・技能を有した人材」

具体的には、職位ごとに期待される役割等 に対して受講すべき研修を整理し、実施した (計 80 講座) なお、新型コロナウイルス感 染症対策のため、一部の研修を中止した。 研修の効果に関しては、受講後アンケート(自 由記述形式)により、それぞれの研修が職員 の行動変容や意識改革を促していることを確 認した。

また、令和元年度は、理事長が各層の職員 全員と意見交換を行い、第4期中期目標期間 の組織運営のポイントである「次世代の人材 育成」に係る取組の検討に着手した。

エSNS等を活用した組織的な広報の推進 新たにFacebook公式アカウントを 開設し、イベント、事業等についての情報発 信、他の機関と連携しての情報発信等に取り 組んだ。(11月~)

また、平成 29 年度から引き続き、機構内の 「広報関係担当者連絡会議」を月1回程度(計 11 回)開催し、各部の広報担当者等による情 報・意見交換を通じた連携促進、機構ウェブ サイトや各事業SNSの傾向等の分析などに 取り組んだ。

) 業務実施体制の強化・改善等

ア ERCA業務継続計画(BCP)

PDCAサイクルによる継続的な改善を行 | 画(BCP)」に定めた非常時優先 うために、「ERCA業務継続計画(BCP)」業務の実施体制等について検証 の実効性の検証、課題の抽出を行った。また、し、PDCAサイクルによる継続 発災時における関係者の判断·対応能力の向 | 的な改善を行うために実効性の検 上を目的として、平成30年度に引き続き役職|証、課題の抽出を行った。法人文 員向け「防災セミナー」を国立研究開発法人|書管理体制については、平成30年 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NE)度に先行して実施した管理部門の DO)と共同開催した(11月)。さらに、災害 外部倉庫棚卸結果等を踏まえ、各 対策本部初動対応訓練を実施するとともに、一部で所管する外部倉庫においても 職員の災害対策のためのミニハンドブックを|棚卸を実施し、管理状況の改善を 作成した。(3月)

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策 > 特になし。

<その他事項> 特になし。

業務実施体制の強化・改善等 │ については、「ERCA業務継続計 行った。

なり、自然災「行う。 害の激甚 化・頻発化な ど気候変動 の影響の拡 大が懸念さ れる中、災害 対策の着実 な実施が求 められてい る状況を踏 まえ、環境省 る 連 携 な ど | の推進 組む。 指標> 事業に関し│況を毎年度取│動に係る環境 温室効果ガーりまとめ、環ー負荷だけでな スの排出削 境報告書とし く、事業活動に 減 等 の た め | て公表する。

実行すべき

措置につい

務の一つに一改善を毎年度一改善を図る。

法人文書管理 体制について、 平成 30 年度に 先行して実施 した管理部門 の外部倉庫棚 卸結果等を踏 まえ、各部で所 管する外部倉 庫の管理状況

の改善を図る。

よる影響や調

達についても

第4期中期目

の推進

の災害廃棄)業務にお)業務にお 物対応に係しける環境配慮しける環境配慮

災害対応の 温室効果ガス 業務における 強化に取り 排出量の削減 環境配慮を徹 に向け、政府 底し、環境負荷 < 関連した 方針を踏まえ の低減を図る た「独立行政」ため、環境配慮 職員の土気│法人環境再生│の実行計画を 向上を図る | 保全機構がそ | 定めるととも 新たな取組 の事務及び事 に、自己点検を や、研修受講|業に関し温室|実施し、環境配 者アンケー 効果ガスの排 |慮の取組を職 トを踏まえ 出削減等のた 員に促し、省工 た 研 修 制 め実行すべき ネルギー(電気 度・研修内容 │ 措置について │ 使 用 量 の 削 等の進捗状 定める実施計 減 (省資源(用 況や検証結│画」に基づい│紙使用量の削 果。また、「独|た取組を毎年|減)及び廃棄物 立行政法人 度 着 実 に 行 の 排出 抑制 に 環境再生保│う。また、業│努める。さら 全機構がそ | 務における環 | に、オフィスに の事務及び 境配慮等の状 おける業務活 イ 外部倉庫の管理環境の改善

平成30年度に先行して実施した管理部門の 外部倉庫棚卸結果等を踏まえ、各部で所管す る外部倉庫においても棚卸を実施し、管理状 況を把握するとともに、外部倉庫の利用ルー ルの見直しに向けた検討を開始した(12~3) 月)

)業務における環境配慮の推進

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷|ついては、環境負荷の低減を図る の低減を図るため「2019 年 度環境配慮のため」ため「2019 年度環境配慮のための の実行計画(以下「実行計画」という。)」を「実行計画」を策定し、実行計画に 策定した(6月)。実行計画に基づいて全役職|基づいて全役職員による電気使用 員による電気使用量の削減、用紙使用量の削し量の削減、用紙使用量の削減及び |減及び廃棄物の排出抑制に取り組むととも | 廃棄物の排出抑制に取り組んだ。 に、9月に1回目の自己点検、2月に2回目 の自己点検を行い、環境配慮の取り組みを職 員に促した。また、3月に環境委員会を開催 し、「2020年度環境配慮のための実行計画」を 策定した。

「独立行政法人環境再生保全機構がその事 務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等の ため実行すべき措置について定める実施計画 (平成29年10月改定、以下「機構実施計画」 という。)」において定めた削減目標に対する 令和元年度の達成状況に関しては、機構実施 計画において定めた 2013 年度を基準とした 2020 年度までの温室効果ガス排出量、事務所 の電気使用量、用紙の使用量、廃棄物の排出 量の削減目標については達成することができ たが、廃棄物中の可燃ごみ排出量の削減目標 については未達成であった。

事業活動による影響や調達については、「国 等による環境物品等の調達の推進等に関する 法律」(いわゆるグリーン購入法)に基づき、 平成31年度の環境配慮物品等の調達の推進を 図るための方針を定め、目標を達成すべく調

○業務における環境配慮の推進に

達を行った。環境保全等の社会貢献事業への て定める実 標期間中に改 施計画」に基 善を図るため、 支援を目的とした社会貢献債(ソーシャル・ づく環境負 多角的な視点 ボンド)については、機構の経営理念に合致 荷低減実績 から検討を行 するものとして、環境負荷の低減その他社会 の対前年度 う。 的課題の解決等を目的とした債券を16億円購 比等。 温室効果ガス 入した(10月、平成30年度購入額4億円)。 の排出抑制に 向けて、「独立 温室効果ガスの排出抑制への取組につい て、機構実施計画に基づき、PDCAサイク 行政法人環境 再生保全機構 ルにより着実な進展を図るとともに、電気使 がその事務及 用量については、事務所の区画別の使用状況 び事業に関し を公表することで削減を促すとともに、事務 温室効果ガス 所におけるエコバッグのシェアリングやごみ の分別を徹底することにより可燃ごみ及びプ 排出削減等の ラスチックごみの削減を図る等、中間目標の ため実行すべ き措置につい 達成に繋げるための対策を行った。 て定める実施 令和元年度の事業活動に係る環境報告書の 作成、公表に当たっては、「環境報告書 2019」 計画」について P D C A サイ を作成し、環境報告として電気使用量、用紙 クルに基づき、 使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排出量 着実な進展を の削減目標への達成状況等について報告を行 図るとともに、 うとともに、平成30年度におけるERCAの 中間目標の達 SDGS関連取組、地域に根差した社会貢献 成に繋げるた 活動について紹介を行った。また、国民に対 めの対策につ する情報発信として、ウェブサイトでの公表 いて検討する。 (9月) 関係機関等への配付(約4,500部、 平成 30 年度の 10月)、国公立図書館、大学等の学校付属図書 事業活動に係 館、大学等の就職課、中間支援組織である NPO る環境報告書 法人等への配布(2,271 箇所、10~11 月)を の作成、公表に 行った。 当たっては、業 務に付随する 環境配慮を基 本としながら、 機構の事業活 動そのものが 環境分野の社 会貢献活動で あることを踏 まえ、機構の事 業や地域貢献 等を積極的に

取り上げると ともに、国民に 対する情報発 信ツールとし てさらに効果 的な活用方法 について検討 を行う。

対応等

災害対応に取しに取り組む。 り組む。

) 災害への |) 災害への

対応等 東日本大震災|東日本大震災 以降、被災地 以降、被災地域 域の環境再生の環境再生が が環境行政の|環境行政の大 大きな任務の一きな任務の一 一つになり自一つになり自然 然災害の激甚 │災 害 の 激 甚 化・頻発化な 化・頻発化など ど気候変動の気候変動の影 影響の拡大が「響の拡大が懸 懸念される 念される中、災 中、災害対策|害対策の着実 の着実な実施な実施が求め が求められてしられている状 いる状況を踏り況を踏まえ、環 まえ、環境省 境省の災害廃 の災害廃棄物|棄物処理に係 処理に係る情しる情報収集な 報収集などの│どの災害対応

) 災害への対応等

平成31年3月に設置した「災害対応プロジ」応プロジェクトチームにおいて、 ェクトチーム」(職員18名で構成)を中心に、「災害廃棄物対策に係る職員の知見 組織及び職員の災害対応力向上のため、環境 | 向上、環境省への応援要員派遣等 省と連携して、災害廃棄物対策に係る取組等│を実施した。 を実施した。また、環境省災害廃棄物対策室 に職員1名を出向させた。

令和元年度の主な取組は、次のとおり。

ア 環境省の検討会等の参加・傍聴

環境省の災害廃棄物対策推進検討会等の検 討会・ワーキンググループ等に参加・傍聴(計 24回、延べ37人)し、プロジェクトチーム及 び組織全体に共有するための勉強会・報告会 を実施(計4回、延べ91人参加)するなどし て、職員の災害廃棄物対策に係る知見向上を 図った。

イ 環境省災害廃棄物対策室等への応援要員 派遣

「令和元年8月の前線に伴う大雨」及び「令 和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関 し、環境省災害廃棄物対策室等に応援要員を 派遣し(延べ33人)情報収集等の支援、災 害査定の補助等を実施した。

災害対応については、災害対

<課題と対応>

政府の方針、令和元年度の取 組状況を踏まえて、引き続き人事、 組織の活性化、業務実施体制の強 化・改善及び業務における環境配 慮の推進に取り組む。

引き続き環境省等と連携し、 災害廃棄物対策等の災害対応に取 り組む。

	新型コロナウイルス感染症対 策に伴い、既存の業務継続計画の 検証を行い、必要な改定を行う。	

注3)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4	Z	M	441	矣	考	丰	热민
+		U,	16	9	75 1	ı	ŦIX